

刑 政

號一十第

號月一十

卷九十四第

雜報 <small>第十回教誨研究会開會式 在京刑務所野球大會 その他</small>	新刊紹介	海外時報	逃走・逮捕を語る座談會 <small>(下)</small>	保護觀察制度の研究 <small>(完)</small>	徳川時代の刑罰論 <small>(一)</small>	刑務作業の研究 <small>(一)</small>	心神耗弱者と『社會防衛法』	家庭相談制度の樹立 <small>(卷頭言)</small>
81	75	70	56	49	39	24	5	2
財團法人 刑務協會 發行								

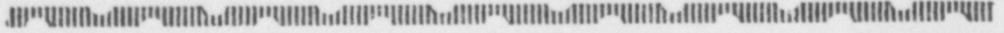
正木亮

牧野英一

小川太郎

細川龜市

重富義男



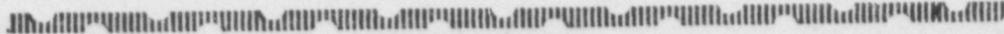
刑政

家



卷 九 十 四 第

號 一 十 第



家庭相談制度の樹立

頃日、東京朝日新聞が報道したやうに、最近行刑當局は市谷刑務所に命じて家庭相談部を樹立せしめたさうである。家庭相談部といふのは收容せられて居る刑事被告人の爲に家庭の整理、濟救、本人の健康、生活等の相談周旋をなし、他面遣されて途方に暮れて居る家族の爲に相談に應じ可及的に保護せしめようといふ制度なのである。

かやうな制度は或は今日の教誨師諸君の手に於て實行しつゝあるのであるといふ意見が出るかも知れないが、然し、かやうな相談制度は宗教を基調とし信仰を導くことによつて精神訓練を爲さうとする教誨の片手間に爲すべくあまりに問題が大き過ぎるのである。

現實化されたといふ相談部の内容に付て見るに僅かに一看守長の増員と二、三職員の配置を爲したるに過ぎないが、然し、吾人は此の問題の重要性を之に當る人の地位や多寡によつて判断すべきでは決してない。よし、その人の地位は低くとも人員は寡少であるとも少くともこの問題が獨立して考へられ、獨立して機構されたことによつて如何にそれが現代の重要問題であるかといふことを行刑當局自らが表明したものであると見なければならぬ。而してそれによつて此の問題が今や行刑上の一大關心事として世に提示されたことになつたのである。

わたくしは數年前本誌第四十五卷第九號の卷頭言に於て生活の柱石を奪はれたる受刑者の家族保護の必要なることを力説したことがあつた。さうして、その所論に於ては處罰された犯人の留守中の家庭がさし

當り食ふに困つたら國家は之をどう處置したらよいか。刑事政策に於て、われわれは一個の犯人を奪ふ前にいかにすれば次の犯罪を未然に防止し得るやを考へざる責を負はねばならないのであるとして専ら柱石を奪はれたる犯人の家族の保護を犯罪原因の防壓の點に結び付けて論及したことであつたのである。而して、此の議論は決してひとり既決の犯罪人の家庭にのみ付て考へべきものではなくてむしろ刑事被告人の家庭に付き層一層の考慮を要望せられるのである。

聞くところによれば目下審議中の司法制度調査會に於ては未決勾留制度を如何にすべきやに付て討議最中であるとのことである。而して、わたくしをしてきたんなき意見を吐露することを許さるるならば未決勾留の最も理想とするところはその拘禁生活を絶對自由ならしめねばならぬのである。裁判の進行、證據の保全及び逃走の防止以外の總ての事がらを絶對的に自由ならしめねばならぬのである。

然し、實際に於てかやうな要望は只夢にしか過ぎない。證據保全や逃走防止の名目の下に拘禁を嚴重にすればいくらかでも嚴重に出来る今日、かやうな理想の實現は殆んど夢想だに許されないのであるが、しかし、今日の未決勾留をこの理想に近付けることは少くとも未決勾留問題の彼岸でなくてはならぬのである。

さてかやうな彼岸に到達すべき今日の未決勾留制度を打ち眺めて見よう。そこには法律に示されないところの家庭との遮断があるのである。疑はれて居る以外に家庭の問題から全く杜絶せられ本人も家人も共に家族刑的痛苦を科せられつつあるのである。

そこには差入屋といふ存在があつて時に暴利を貪るの虞れもあるし、親子直接の物のやり取りやそれに

よつておのづから慰め得るところの温かき情愛を冷く仲立することを而も職業として居るのである。

わたくしは嘗て未決勾留者の生活は訴訟をさまたげない範囲に於て明朗にしてやらねばならぬと絶叫して居たが、それは要するにかやうな家族刑的害悪を避けしめ差入制度を再検討せよといふのであつた。かくすることによつて初めて刑事訴訟法第九十二條の所謂被告人の身體名譽を保全することに注意すべしといふ法の精神に合致せしめ得ることになるのであると思ふ。

今次の刑事被告人に對する家庭相談部樹立の精神がおそらく敍上の趣旨と相反するものでないといふことは何人も疑ひ得ないところであらうがそれ丈けに此の制度は近代刑政中の一偉業といふも敢て過言ではあるまい。

罪九族に及ばず。従つて、受刑者の家族を保護して之を罪に陥らしめぬやうにせねばならぬと説いた往年のわたくしの議論が茲に順序よく未決勾留問題の上より具體化し始められたのである。

眞に刑政有終の美を濟さうとする刑務官諸君は須らくこの問題を一刑務所の一小事として看過することなくその成績に留意して速かに全國に普及せしめられんことを切望して止まないのである。

昭和十一年十月二十二日夜

正木亮

心神耗弱者と『社會防衛法』

牧野英一

- 一 一九三〇年の『社會防衛法』
- 二 コルニル氏に依る防衛法の缺點
- 三 ヴェルヴェック氏に依る防衛法の成績

—

一 心神耗弱者に對する刑法上の處分といふことが今、刑法理論の争における論點の一つとなつてゐるわけである。或意味においては、この問題は、既に一種の妥協點を發見したことになる。それは、一方において、心神耗弱者に對し減輕したる刑を科しつつ、他方において、その釋放後これを保安處分に付することである。刑法における刑と保安處分との二元主義は、ひとり心神耗弱者に對してばかりでなく、又常習的犯罪人についても考へられてゐるところである。さうして、かやうな妥協が、諸國において、刑法の改正を容易ならしめることになつてゐる。わが國においては、刑法改正假草案として發表せられたものに依るに、常習犯に對しては率直に不定

期刑主義を採用することになつた。しかし、心神耗弱者に對しては二元主義を採ることになつた。わたくしは、立法がその本質において妥協を免れないものであることを考へることに因つて、かやうな二元主義を、むしろ實際的なものとして歓迎するにためらはない。しかし、わが國の立場から見ても、ひとり心神耗弱者に對してのみかやうな二元主義が採られるのを、又、不徹底なことでとも考へざるを得ない。すでに常習犯について刑の一元主義を貫くことができるのであるならば、心神耗弱者についても保安處分の一元主義を貫くことが許さるべきであらうとも考へられるからである。わたくしは、かやうな意義において、一九三〇年四月九日のベルジックの法律『社會防衛法』を重要視したわけであつた。その法律は、心神喪失者と心神耗弱者とを併せて、その精神異常者を刑法から除外し、これを一種の保安處分に付したものであつた。われわれは、當時、この新法律の梗概をわが學界に紹介しておいた（『白耳義の社會防衛法案』志林第二十九卷第十二號、大塚郷二氏『白耳義の社會防衛法』志林第三十二卷第八號）。この法律は、一九三一年一月一日から實施されたのであつたが、それが、既にして五年になつたといふので、今、新たに、その理論的基礎と實際の成績とが論議されることになつてゐる。わたくしは、その一斑をここに紹介して見たいとおもふ。

二 わたくしが、社會防衛法に對して特に興味を持つたのは、固より、それが心神耗弱者に對して保安處分を規定した點に在るのであるが、しかし、又、それが、刑法改正の形式に依らないで、しかも實質上、刑法に對し重要な修正を施してゐる點である。すなはち、一方においては、古い形式における刑法が依然としてそこに保持されつつ、しかも、精神異常者に對しては保安處分を行ふといふ規定が、おのづから、刑法の傳統的な規定を排除することになり、それに因つて、刑事制度一般

に對し重要な進化が明かにされることになるのである。

かやうな方法は、わが國においても、少年法に依つて既に經驗されてゐるところである。刑法第四十一條は、明かに十四歳をもつて責任年齢としてゐるのであり、従つて、十四歳以上の者は、當然、刑法所定の刑を科せらるべきことになつてゐるのである。しかし、事實において、十四歳を超えた者でありながら、その者に對して刑を科することは、その者をして社會的に復歸せしめるゆゑんでない場合が少くない。されば、事を率直に考へるにおいては、刑法の右の規定を改め、十四歳以上十八歳未満の者に對しては、裁判所は責任能力の有無を考定し、責任能力なき者に對しては之を保護處分に付すべき旨の言渡を爲すべきものとするところが、形式上論理的であるともいひ得るのである。しかし、わが少年法は、その方法を探らなかつた。ただ、裁判所は、審理の結果に因り、被告人に對し少年法所定の保護處分を爲すを相當と認めたるときは、事件を少年審判所に送致する旨の決定を爲し得るのであり、従つて、検事も、亦、捜査の結果、保護處分を適當と認めたるきは、おなじく事件を少年審判所に送致することになるのである。この形式的には、むしろ模倣たるものある規定が、おのづから刑法第四十一條を實質的に根本的に修正してゐるのである。

しかし、刑法第四十一條は形式的には廢止されてゐるのでない。されば、十四歳以上の者は、刑法上責任能力者なのである。しかし、少年法は、しかく明かに責任能力者たる者に對して刑を科せざることを得ることにしてゐるのである。理由は、ただ、保護處分に付することをもつて『相當』と認めるとき、とされてゐるに過ぎない。刑は、責任能力者に對する國家的反撥として、必しも必然的なものでないとされることになつてゐるのである。しかも、責任能力の有無を論ずるの要

點は、刑をもつて臨むべきや否やにかかつてゐるはずだとするならば、その間に理論的には模糊たるものあるを免れないことになるのである。

しかし、その模糊たるところに刑法の進化が看取されねばならぬのである。刑政の目的が應報としての害悪を犯罪人に科することに因つて一般豫防を全うするに在るといふことが、理論的構成においていかやうにもあれ、さうして、それが國民の固い倫理的信念であるとされるにかかはらず、實際的には、犯罪人に對する改善的處分が社會の保全のために合目的であるといふことからして、この新しい社會的需要が、傳統的な觀念の間に、徐ろに、しかし確かに、滲み込みつつあるのである。その進化は必然的に傳統的な觀念を分解せねば止まぬのであるが、そこに、それ故に、今すべてが論理的に模糊たらざることを得ないことになつてゐるのである。――刑法における二元主義といふ現象は、思想がこの進化の過程において免がれ得ない他の一例であるに過ぎない。

わたくしは、心神耗弱者に對しても、少年法に見るが如き方法が採られるのを賢明な一方法と考へるのである。二元主義の刑法組織において、保安處分と刑と、その執行のいづれを先にすべきかが、比較法上、ドイツとスイスとにおいて問題となつて、わが假草案では、ドイツ式に倣ひ刑を先にすべきものとされてはゐるものの、しかし、裁判所は、保安處分を先にすることを命じ得ることになつてゐる。ここに既に甚しく模糊たるものがあるわけになつてゐる。少年法は、保護處分と刑とのいづれに重きをおくかといふことを形式的には明かにしてゐない。心神耗弱者に對しても、おなじく自由な立場を認めることにして、少くとも刑の減輕したるものを科すること

に因る國家的精力の浪費を避けることにせねばならぬのであるまいか。

三 ベルジツクの社會防衛法は、その實施五年の成績に鑑みて、若干の修正を加へねばならぬものとされ、今、そのために特別な委員會が組織立てられてゐる。しかし、その大綱はやはり動かないものとされてゐる。わたくしは、曾て説いたところと重複するのではあるが、その要領を擧げておくことにしたい。

(一) 裁判所は、被告人が、癲狂の状態又は精神不均衡若は精神薄弱の重大なる状態に在つて、それがその者をして自己の行爲の統制を爲す能はざらしめるものであることを認めるときは、之を精神考査所の考査に付することを得る。考査のための拘禁は一月を限度とし、必要に因り一月づつ更新することを得るのであるが、六月を超へることはできないことになつてゐる。

(二) その考査の末、裁判所は、重罪又は輕罪を犯したる者にして、右に記載した精神異常の状態に在る者に對しては、特別收容所に收容せらるべきことを命ずることを得る。收容期間は、一般の犯罪につき五年、重懲役又は無期禁錮といふが如き重き刑に該るべき犯罪の場合には十年、死刑に該るべき犯罪の場合には十五年といふことになつてゐる。この期間は更新され得ることになつてゐるので、この收容は實際において不定期的なものである。

(三) この收容に關して委員會が組織される。この委員會は、司法官一名、辯護士一名及び醫師一名から成るもので、一種の刑務委員會である。この委員會は、被收容者の精神状態が全く回復し、もはや社會的危險を構成しないものと認めるときは、その釋放を命ずる。なほ、假釋放を許容することを得ることになつてゐる。この場合には、假釋放者を、少くとも一年間、精神病學的監視

に付する。その監視の期間と方法とは、假釋放の決定において定められる。
(四) 委員會が釋放の決定を爲さなかつた場合においては、收容期間が裁判所に依つて更新されることになるのであるが、考査所長及び考査所醫師長の意見が聽かれねばならぬことになつてゐる。

(五) 重罪又は輕罪の故をもつて刑の言渡を受けたる者が、その刑の執行中右に掲げた精神状態に在るものであることの認められたときは、上に擧げた委員會の意見を聽いた上、司法大臣は、その者を右の收容所に收容すべき旨を命ずることを得る。又、その者が刑の執行を終つた後、檢事の請求に因り裁判所が收容を命ずることも得る。この場合には刑期を收容期間に通算することを得る。

以上が、精神異常者に對する收容の規定の要旨である。社會防衛法には、なほ、累犯者及び常習犯人に對する特別規程が設けられてゐるのであるが、それは、ここでは論外とする。
ベルジックは、その獄制において、歴史的には諸國の先驅者であり、又、比較的には諸國に對し模範たるものとされてゐる。さうして、イタリヤが刑法の理論において激しい論争を重ねつつある間において、その論争の結果を適當に考慮し、これを實際に制度化してゐるとされてゐる。われわれは、その間においてプリンスの名を想起する。プリンスの相對的自由意思論は、理論として決して鮮明なものといふことを得ない。しかし、それは實際的な議論であるといはねばならぬ。さうして、そのプリンスの發意を基礎として、ベルジックは、今、刑事政策的施設の發達上、ヨーロッパにおいては、常に先頭に立つてゐることを誇りとするのである。さうして、この社會防衛

法の如きは、最近において、その特に顯著な一例とされてゐるのである。

— 11 —

一 社會防衛法のこの部門に關して、特に理論的な批判を考へたものとして、わたくしは、レオン・コルニル氏の論文を注意した。レオン・コルニル氏はベルジックの檢事總長であり、ブリュクセル大學の刑法教授である。氏は一九三五年七月十七日、ブリュクセルで開かれた第二十回フランス語法醫學及社會醫學國際會議において、『精神異常者と刑法』といふ講演を試みられた(刑法及刑事學雜誌一九三五年第七號所收)。これは、社會防衛法の改正論としていかなる點が考慮せらるべきかを論じたものである。その所説が、法律家の立場から、刑法理論を基本として展開されてゐる點に傾聽すべきものがある。——わたくしは、レオン・コルニル氏が、なほ、社會防衛法改正調査委員會の委員長であられることを附記しておかねばならぬ。

わたくしは、なほ、ベルジックのこの新法律がその制定の當時において甚だしく論争されたものであることを明かにしておかねばならぬ。政府が議案を提出してのち、それが修正を受けつつ、終に法律となるまでに、十年を要したことであつた。

この法律が法律案として議會に上程されたとき、政黨としてはいづれもこれに賛成なのであつた。カトリック黨にしても、リベラル黨にしても、ソシヤリスト黨にしても、その有力なる代表者がこれを支持したのであつた。ソシヤリスト黨としてはヴァンデルヴェルデとスーダンとの兩氏、リベラル黨としてはイマンス、ジャンソン及びマツソンの諸氏、さうして、カトリック黨と

してはカルトンドウイヤー及びチョッフエンの兩氏が、或は代る代る司法大臣として局に當り、或は屢議會における委員會の委員長として、この法案を固執した。が、その間において、種々な方面から批評が加へられ、討議が頗る錯綜した。しかし、終に法律となつて、一九三〇年に完成したといふのである。その論議には、技術的な幾多の點もあつたのであるが——例へば、精神異常者として收容所へ收容された者は、損害賠償の關係においてどうなるかといふのが如きは特に争はれたとのことであるが、これは、その後、一九三五年四月十六日の法律に依つて解決されることになつた——又、思想的なものがあつた。わが法律の用語をもつてすれば心神喪失者に屬しないものが、何故に刑罰から免除されるかといふことは、やはり問題とされねばならなかつた。さうして、それが、今日なほ、問題とされてゐるのである。

二 いふまでもなく、この法律を起案した人人の考へは、心神耗弱者に對して短期自由刑を科することが、百害あつて一利なしといふことを基點としたものであつた。刑法における刑といふ制度は、ベルジック刑法やその母法たるフランス刑法においては、『加害的にして且つ加辱的』なものだとされてゐるのである。それは、いはば應報的な害惡といふ觀念をもつて終始してゐるものである。従來の考へ方では、苟も犯罪人が責任能力者たる限り、その者に對する處分はかやうな刑でなければならぬのであるが、同時に、心神耗弱者に對しては責任が限定されるのであるから、その刑が減輕せらるべきだといふことになるのである。近時に至つて、諸國は、その短期自由刑の外に保安處分を認めることになつたのであるが、これには二重の不便がある。一方には、犯罪人の方面から考へて、自己の犯罪に因る贖罪が受刑に因つて全うされたとされるにかかは

らず、更に長い期間にわたつての拘禁が保安處分として科せられるところに、正義の觀念上疑を起すことになるといふのである。他方には、國家の立場から考へて、まづ、その犯罪人たる心神耗弱者に對し矯正處分としては何等の効果なき處分を施し、しかるのちはじめて矯正の方法を講ずるといふことになるのでは、何故にかやうな二重の手續が必要であるかといふ疑を免がれないことになるのである。

しかし、われわれとしては、心神耗弱者に對する保安處分が、その拘禁制度において、果して、従來刑において期待されてゐる効果を持たぬものであるかを、實際上の問題とせねばならぬ。心神耗弱者に對して、従來の刑を科することを廢し、これを保安處分に付することにして、醫師の關與すべき領域を擴げたとして、それがその者に對しやはり『加害的』なものであることは疑ない。さうして、しかく、保安處分に付することは、それが心神耗弱者なるが故にしかるので、決して、その者の行爲を社會的に倫理的に認容することを意味するものでない。やはり、それは、『加辱的』なものである。

社會防衛法の起案者は、一方において保安處分のかやうな性質を考慮し、他方には、心神耗弱者に對する矯正處分をはじめより施さるべきものとし、先づ刑を科することに因つてそれが不當に妨げらるべきでないとしたのであつた。されば、社會防衛法は、その不定期處分を規定すると同時に、處分に付せらるべき者のために個人的自由を保障するの手段を明かにすることを忘れなかつたのである。

しかし、社會防衛法には、世の理解を全うすることを得ない一點があつた。それは、心神喪失者

と心神耗弱者とを一様に規定して之を保安處分に付する旨を規定した點である。防衛法では、精神異常者はすべて均しく『科學的に組織せられたる治療制度』に付せらるべきものとされたのであつた。起案者の趣旨は、保安處分に付するを適當とすべき者はすべて之を保安處分に付する、といふのに在つたのであるが、議會では、それが形式上、責任無能力者と、限定されてゐるとはいへ責任能力者とを混同するものであるといふ點に批評があつた。それで、社會防衛法第一條は、この法律の適用を受くべき者に對し、用語上、一種の制限を認めることになつた。それは、心神耗弱者に對し、行爲者が、精神的不均衡又は精神薄弱の重大なる状態に在つて、それがその者をして自己の行爲の統制を爲すを不能ならしめてゐる場合』といふやうに規定してゐる點である。かやうにして、癲狂と心神耗弱者とが法律上同様に取扱はれる點が理論上肯定されたのであつたが、しかし、法律の起案者としては、心神耗弱者の範圍をしかく強く制限するの意思はなかつた。斯くして、政府の當局としては、議會において、屢、自己の趣旨とするところを明かにし、その用語は、心神喪失者に近い心神耗弱者をのみ意味するものではなくして、ただ高度の心神異常者を指稱するに過ぎないことを明かにしたのであつた。

議會においては、なほ、上に述べたやうに、この法律と民事責任との關係が争はれた。『自己の行爲の統制を爲す能はざる者』としてこの法律の適用を受けた者が、民法上無能力者として賠償責任から免れしめられることになるのでは、法律の趣旨が徹底しないわけである。この點は、一九三五年四月十六日の法律で明かにされるに至つたのであつたが、しかし、社會防衛法制定の當時においてすでに承認されてゐたともされてゐるのである。さあれ、社會防衛法第一條の規定は、

その規定の適用を受けべき者の範圍を定めるに方つて、觀念を十分明白にしなかつたといふ缺點があつた、とコルニル氏は説かれるのである。惟ふに、責任能力の觀念を犯罪能力の方面から規定すると、刑罰能力——換言すれば、犯罪に對する處分についての適應性——から論ずるとの間隙が、現代の思想の下においては、まだ、妥協を圓滑ならしめないことになつてゐるのである。判例にも、鑑定にも、この點について、わが國においても亦同じといふことにならう。

三 かやうな規定の結果として、心神耗弱者に對し、社會防衛法の收容を言渡す場合には、それが癲狂者に對する場合とおなじく無罪の言渡を爲すことになるのである。起案者の豫想では、收容の不定期主義が犯罪人の方面からは甚しく厭はれるといふのであつたらしいのであるが、實際においては、それが無罪の言渡であるといふことから、被告人の方面においてむしろ喜ばれた。さうして、收容における假釋放が容易に許されるといふところから一層さういふことになつた。

しかし、これには、二つの方面から反對があつた。先づ、社會が、心神耗弱者と認めらるべき者に對し、これを癲狂と同視するの言渡の爲されることを肯んじないといふ事例があつた。これは、業務横領罪について特にしかりともされるのである。又、裁判所自身が、その横領罪における犯罪人の平素に鑑みて、それを、やはり、『自己の行爲の統制を爲す能はざる者』と認めることを難んじたことも少くないとのことである。一方には社會の通念が、又、他方には裁判官の常識が、この法律の圓滑なる適用を妨げたといふことにならう。刑法は社會の通念に反して運用せらるべき

でないが、しかし、又、社會の通念を指導するものだといふことを考へねばならぬ。ここに問題の要點があるといふことにならう。若し夫れ、裁判官に至つては、自己の常識とするものを超えて社會醫學の寄與するところを考慮せねばならぬのであるし、さうして、行刑の實際的效果につきみづから經驗を重ねて理解するところがなければならぬのである。これが、最近において、行刑に對する裁判官の關與といふことが重要視せられる要點である。

なほ、社會防衛法の運用について、一部の人人から批評のあつたのは、一方においては拘禁が不定期的であるのかかはらず、他方において、實際上、委員會が寛大に釋放を許すといふことである。コルニル氏は、この事實について、委員會を非難するつもりはないらしい。しかし、委員會のかやうな態度には、社會防衛法の適用を受ける者が、收容と同時に無罪の言渡を受けるのであるといふことが影響してゐるといふやうに論ぜられるのである。社會防衛法第二十條は、『被收容者の精神状態が改善されてその者がもはや社會的危險を構成しないであらうと信すべき場合』において釋放を命すべきだとされてゐるのであるが、委員會は『精神状態』といふ方面に重きをおいて、『社會的危險』といふ方面を第二次視してゐるといふ批評をも與へてゐられる。

畢竟、かやうな批評において、コルニル氏は、この法律が心神喪失者と心神耗弱者とを同視したのが缺點だとされるのである。心神耗弱者は責任無能力者でない。それは、通常の責任能力者と同一やうに處遇せらるべきではないが、しかし、責任無能力者と同視されることは、社會の通念が許さない、とされるのである。收容所が、その内部において、癲狂者と耗弱者とを區別して處遇してゐる事實は之を認められるのであるが、しかし、それは、法律において明かにされてゐる方が

好ましいとされるのであるし、さうして、耗弱者に對しては、それが、限定された程度においてといへ責任能力者であることを考へて、收容の實際が運用されねばならぬ、とされるのである。——わたくしとしては、コルニル氏の實際的な立場を理解し得ないとはいはない。しかし、理論上の構成の模糊たるものあることを考へねばならぬ。耗弱者を病者として考へることは、『正義に反する』といふやうな語が見えてゐるのが、まさしくそれである。そこに、又、プリンスの説くやうな相對的自由意思論が引合ひに出されるのである。

しかし、コルニル氏は、やはり、刑と保安處分とをもつて性質上相對峙するものだといふやうな見解を排斥し、不定期的な收容處分は同時に刑の効果を保有するものであり、保安處分に付することは當然に自由意思の否定を意味するものでない、ともしてゐられる。耗弱者を收容所に收容することは、耗弱者の意思に訴へてその改善を計ることに外ならない、ともしてゐられる。されば收容處分が保安處分として必しも刑と對立的なものでないこと、すなはち、刑に對して保安處分の具有する性質の如何は、處分に付せられる者如何に依つて定まるものである、ともされるのである。

斯くして、コルニル氏はいふ。社會防衛法の誤れる點は、耗弱者を收容所に入らしめるがために刑法から出でしめた點に在る。やはり、耗弱者は之を刑法の領域に屬せしめつつ、しかし、それに對して適當なる處遇を施すといふことにならねばならぬ、と。曰く、『癲狂者を除いて、すべての犯罪人は刑法に屬する。しかし、犯罪人の各に對し適當なる制度が設けられねばならぬ』。これが社會防衛法改正の要點であると。

三

一 わたくしは、ホルニル氏が法律家としてかやうな意見を發表された外に、ヴェルヴェック氏が醫家として、この法律の實施五年の成績を論ぜられたものに接した。その要旨を擧げることにしよう。同氏異常者に對する社會防衛法の最初の五年の成績『刑法及刑事學雜誌一九三六年第六號第七號』いふまでもなく、ヴェルヴェック氏は、犯罪人類學的考査所の所長として、ベルジックの行刑に對し重要な役割を持つてゐられるのであり、その所説は、科學的實證的なものとして、國際的に貴重視されてゐるのである。

ヴェルヴェック氏は、かねがね、犯罪人の大多數が精神異狀者であることを主張し、從來の刑罰組織は、實證的な見地から修正されねばならぬことを主張してゐられるのである。さうして、社會防衛法の成立については特別の關係を持つてゐられるのである。イタリヤ學派の犯罪人類學は、ヴェルヴェック氏の手に依つて實際的な修正と發展とを受け、それが行刑上に重要な影響を有ち、その犯罪人類學的考査所は、常に重要な資料を學界に提供するものとされてゐるのである。ベルジックの行刑が、刑事政策上、ヨーロッパ諸國の間において異彩あるものとせられるのは、その犯罪人類學的考査所の仕事に負ふところが多大なのである。

二 さて、最近五年間に、社會防衛法に依つて收容處分に付せられた者が、男子千四百七十一名、女子百六十六名、總計千六百三十七名である。その犯罪の種類が三種に區別されてゐる。第一種が人身に對する罪、殺人、嬰兒殺及び墮胎、傷害が二六・六一%、第二種が風俗に對する罪、強姦、姦淫、

反俗行爲が三五・〇%、第三種が財産に對する罪、放火、竊盜及び詐欺、その他が三八・三八%。一般受刑者に比較して見ると、異常者の犯罪は、人身に對する罪と風俗に反する罪とにおいて特に多い。一般受刑者においては財産罪の方が割合が多い。なほ、精神異狀の種類についていふときは、癲狂が二一・六七%、不均衡が四六・〇七%、薄弱が三二・一七%といふことになつてゐる。逃走が五年間に十二件。大部分は間もなく引戻された。なほ、釋放に付すべき者と認められた者で、一時外出を許されたのが、十五名逃走した。これも、一名を除いて間もなく引戻された。委員會に依つて假釋放に付せられた者が五七・六%、その中、假釋取消を爲したのが二二・三%。これが、假釋が多きに過ぎると一部の人人から批評されてゐる點である。

なほ、釋放について見るに、防衛法は、被收容者の方面からも釋放の申請を爲すことを得るやうに規定してゐるので、それが三千三百一件あつて、その中、八百五十六件が被收容者の利益に解決されてゐる。申請は家族の者から爲されたのであり、それに因つて假釋が許されたのである。

釋放總數は九百四十四名となつてゐる。釋放數は年年増加してゐる。さうして、釋放までの收容期間を見るに、數月にして釋放されたのが二百三十八名、八月から十二月にして釋放されたのが百五十七名、一年から二年にして釋放されたのが二百四十一名、二年から三年にして釋放されたのが八十三名、三年から四年にして釋放されたのが二十四名、四年を超えた者が三名といふことになつてゐる。

次に收容猶豫の制度がある。刑の執行猶豫に對應するものである。收容猶豫を許されたの

が百九十八名で一二・二%である。これは假釋放を許されたもの五一・八四%に比べて少ないといひ得る。收容猶豫の取消と假釋放のそれとを比較して見ると、前者が一二・三七%で、後者が二六・九八%である。これは假釋放者の五・八%になり、全收容者の三・三%になる。

そこで、收容猶豫と假釋放との取消について考へよう。五年間に言渡されたこの兩種の處分のうち二百五十六件すなはち二三%が取消されたのであつた。取消の理由が四種に區別されてゐる。新犯罪百二十二件、觀察規程違反百十三件、再收容をみづから願出た者九件、病情昂進十二件である。その第一種の者について見ると、新犯罪は猥褻罪が二十七件、竊盜詐欺が八十一件である。殺人未遂と強姦未遂が各一件あるが、全體としては輕微な犯罪であつたとされてゐる。第二種の者について見ると、飲酒が理由とされるのを最も多數とする。單に精神考査を受ける指定の場所に出頭しないといふのも少くない。第三種の者は失業のために再收容を願出たのであつた。その中には家族の者が救助を約しながらそれを履行しなかつたに因るといふのがある。

再收容されたのち又假釋放に付せられ、その再度の假釋放が取消された例もある。それが再度以上繰返された例もある。被釋放者が九百四十四名、再收容者が二百十一名、更に收容された者が四十五名ある。斯くして、釋放が多きに過ぎる、すなはち早きに過ぎるといふ批評があることは上にも擧げた。

しかし、ヴェルヴェック氏は、この批評が必しも當つてゐないことを論ぜられるのである。それは、新犯罪を理由として釋放を取消された者に就いて見るに、前に收容の理由となつた犯罪が殺人、放火、強姦である場合が相當に多數であるにかかはらず、釋放取消の理由となつた犯罪にはそれが見えてゐないといふ點である。釋放が早きに過ぎるとするの批評を代表するものとして、ブリュクセルの檢事ジュヴェール氏の所説が擧げられてゐる。氏は、釋放について、ひとり精神状態の回復が考慮に上されるのみならず、その犯したる罪の輕重が又重要視されねばならぬとし、防衛法が犯罪の輕重に依つて收容期間を三種に區別してゐることを擧げてゐられるのであるが——レオン・コルニル氏の所説が想ひ合はされる——ヴェルヴェック氏は、次のやうな統計を示すことに因つて、それに反對されるのである。

殺人について見るに、殺人を理由として收容された者が百五十五名、うち假釋放に付せられた者六十五名(四一・九%)、假釋放の取消を受けた者八名(一二・三%)。さうして、その取消において新犯罪が理由となつたのが一件、その犯罪は脅迫罪であつた。放火罪について見るに、被收容者四十七名、假釋放に付せられた者二十七名(五七・四%)、取消を受けた者八名(二九・六%)。新犯罪が理由となつた者三名。これは輕微な放火未遂と、納屋放火と脅迫傷害とであつた。強姦について見るに、被收容者七十二名、假釋放を受けた者三十名、取消を受けた者二名、内一名が輕微な風俗犯を理由とされた。重い犯罪についてはかやうな次第であるのに對して、輕い犯罪として考へられてゐる財産罪については、趣が全くちがふ。被收容者五百三十名(その六〇%が竊盜で、三〇%が詐欺である)。假釋放に付せられたる者が三百四十六名(六五・二%)、取消を受けた者が百十七名(三

三八%である。さうして、取消の理由中新犯罪が八十一名、その中で、前に竊盜の理由で收容され
た者四十六名、中新に竊盜を犯した者三十四名、前に詐欺の理由に因つた者二十六名、中新に詐欺
を犯した者十四名であつた。財産罪に付ては假釋放が維持されたのは三分の二に過ぎなかつ
た。異常者の累犯問題は特に輕微な犯罪について考へられねばならぬといふことになるので
ある。

三 ヴェルヴェック氏がその統計的研究において結論とされてゐるものは次のやうであ
る。

その要旨に曰く、假釋放の早きに過ぎはしなかつたといふ點において若干の議論はあり得る
にしても、累犯統計における結果は相當に良好なものといはねばならぬ。特に重い犯罪の累犯
はないので、一般の犯罪統計における累犯率と比較してこの點は顯著である。さうして、假釋放
は、通じて二三%だけ取消されたのに過ぎなかつたのである。その中一一・四%が新犯罪を理由
とするものに過ぎない。かやうな事態は法律が制定された當時の期待に背いてゐない。社會
防衛法は效果的な制度であることを失はない。

わたくしとしては、ヴェルヴェック氏の所論を紹介するに過ぎない。統計的研究については
なほその細目について研究すべきものが多いであらう。なほ、特に、わたくしとしては、ヴェル
ヴェック氏が、その宿論として、受刑者の大部分が心神耗弱者であるとされるのにかかはらず、この
法律の適用を受けてゐる者がむしろ比較的少數だと考へられる點が問題とされてもよいと
おもふのである。

しかし、この新法律が、ベルジックにおける三大政黨の領袖の間に異論のなかつたものである
にかかはらず、その制定に十年を要したのであることを忘れてはならぬ。ベルジックにおける
進歩的な刑法學者たるレオン・コルニル氏においてすら、一種の應報刑論害惡刑論のなほ捨てら
れないものがあることは、やはり、刑事政策の發展が常にいかなる障礙に遭遇してゐるかをもの
がたるのである。社會防衛法第一條は、少くとも形式上、その制度の適用を受くべき者について
一種の重い制限を設けてゐるのであり、不定期主義の實施については、ベルジックは、今漸く、そこ
へ歩を運び入れたといふだけのことである。さうして刑法の運用上、累犯はやはり多數に上る
として心を痛めてゐるのもある。

さもあらばあれ、社會防衛法の實施五年は、貴重な實證的資料を提供したものである。さうし
て、その立法技術に存する一種の特色が、又、われわれには好個の参考となるものといはねばなる
まい。——惟ふに、十九世紀の刑法は、刑法から心神喪失者を除外したわけであつた。それは、刑
罰に對する哲學的批判の結果であつたのである。今、二十世紀前半の刑法は、高度の心神耗弱者
をも刑法から除外せむとしてゐる。これは、刑罰に對する實證的批判の結果であるといはねば
ならぬ。さうして、他方、刑罰に關しては、行刑上、心神耗弱者に對する刑罰の個別主義を進めつつ、
斯くして、進化はその適當な過程を追ふことにならう。その間に、思想は、應報刑論から教育刑論
に、いはゆる道義的責任論から新たな社會的責任論へと展開しつつ、人類と國家と文化とのため
に、その歩を進めるわけである。(昭和十一年十月十二日)

刑務作業の研究

——若干の總說的事項について——

小川 太郎

目次

- 一 現勢
- 一 財政上の地位
- 二 就業受刑者と民業労働者
- 三 生産額(莫大小、織物)
- 四 成功高、収入高、就業費(以上本號)
- 二 發達
- 三 結論——理論と問題

はしがき

本年六月下旬開催された刑務所長會同に於ては「作業經營上特に考慮すべき點如何」の議が諮問事項とされた。又昨年ベルリンに於て開催された國際刑務會議に於ては「恐慌時に於て農工業の不景氣が囚人労働に及ぼす影響如何」が議せられた。それらの問題は意識的にはたゞ技術上、事務上の問題として乃至は作業經營の上ではたゞ第二次的な課題として發議されたものである

かもしれない。少くともそれらの問題は刑務作業の本質を尋ねようとか作業經營の全體的な構成を問はうとかいふのではないであらう。が私は思ふ。刑務作業の今日までの發展を顧みてその上にこれらの問題を靜觀するとき思考は自ら刑務作業の本質の上に移るべきことを。現代の刑務作業の理念となつてゐるといはれてゐるところの *make men diligent and they will be honest* といふハワードの言葉は *productive* といふことについては何ものも語つてはゐない。包括的に刑務作業を肯定した言葉ではあるが、その内容が如何に構成されるべきであるかについては何等の暗示も與へられてはゐない。行刑における三位一體の原則——人として働き人として修養し人として能率を發揮すること——は刑務作業に倫理的な基礎を與へてその行刑に於ける不可缺な地位を際立たしめたものである。これに依つて自由刑は作業を中心とする技術的構成を得たのであるが、しかし刑務作業を具體的に考へるとき思考は尙進展しなければならぬ。如何にして人として能率を發揮せしむべきか、いやその能率はどれ程のものであるか、能率を發揮することによつて生ずる諸の障害についてはどう答へるべきであるかなど——さういふ點になほ問題は伏在する。同時に又さういふ問題が今日まで解決し切れなかつたのは刑務作業の本質に關する思考がまだ徹底的に行はれなかつたからであらう。特にわが國に於ては刑務作業の今日の躍進を考へるときタリミナリストとしての立場以外にエコノミストとしての立場から經營的な方面はもとより本質的なことについても論ずべき多くのことが残されてゐるやうに思はれる。さやうな前提の下に論述したのが本稿である。

一 刑務作業の現勢

一 財政上の地位 昭和七年度の決算によれば刑務所収入は五百九十四萬九千餘圓といふ額になつてゐる。いふまでもなく刑務作業の結果は「官業及官有財産収入」中のこの「刑務所収入」となつてあらはれる。國家の收入關係に於ては、此の額は昭和七年度歳入經常部合計十二億八千七百三萬八千餘圓に對し約千分の五を占め同年度官業及官有財産収入に對しては百分の一・三を占め森林收入に次ぐ收入を擧げてゐる(第一表)。勿論他の官業との比較の爲めにはそれらが特別會計を爲し益金勘定を掲げてゐる關係上尠くともそれから用品價格が除かれねばならぬであらう。用品價格を除いた額二百四十四萬圓は大體に於て印刷局益金と匹敵する(第二表)。官業及官有財産収入のうち、專賣局

第三表 官業及官有財産収入・刑務所収入累年比較 (單位千圓)

年次	刑務所収入	指數	官業及官有財産収入	指數	官業(100圓)ニ對スル刑務所収入ノ割合
明 26	204	3	11,743	3	1.74
31	171	2	25,723	7	0.66
36	998	16	55,702	16	1.79
41	1,258	21	151,658	44	0.82
大 2	1,597	26	149,011	43	1.07
7	2,839	47	288,099	84	0.98
12	5,985	100	342,686	100	1.38
13	5,935	99	383,137	111	1.54
14	6,239	104	427,613	124	1.45
15	6,497	108	451,414	131	1.43
昭 2	6,510	108	471,492	137	1.38
3	6,505	108	474,194	138	1.37
4	6,331	105	479,964	140	1.31
5	5,632	94	487,860	142	1.15
6	5,364	89	472,706	137	1.13
7	5,949	99	466,741	136	1.27

備考 指數トアルハ大正十二年ヲ 100 トスル 指數ナリ

——昭和九年帝國決算統計より——

送等の費用、それに概ねの人件費などは刑務作業を実施すると否とに拘らず原則として支出を要する費用であつて自給自足といふ點からするならばともかく(一)、國家の收入といふ點から考へるときは一應考慮の外に置くべきであらう。従つて官業の純収益三、四千萬圓中に占むる刑務作業の純収益二百五十萬圓は相當に巨大な數字といはねばならぬのである。(二)(三)

第二表 官工業ノ歳入 (昭和七年度決算) ——單位千圓——

	歳入	益金
造幣局	4,177	—
資金部	3,070	—
印刷局	7,845	2,549
陸軍造兵廠	42,713	—
千住製絨所	2,900	7
海軍工廠	34,872	395
海軍燃料廠	15,232	499
海軍火藥廠	4,341	—
刑務所	5,949	2,440

——昭和九年帝國決算統計より——

益金は租稅的性質の濃厚なものでこれを除き、更に官業の多くが龐大なる官業支出を反面に於て伴ふものであることを考慮するならば、實質に於ける官業による収入は大體三、四千萬圓程度となるのであつて、これに對し刑務作業は二百五十萬圓程度の収入を擧げ得る状態にある。勿論純粹な意味の収益といふ點から考へれば食料費(百六十萬圓程度)その他がこれから控除されて、この二百五十萬圓の収益は結局零に歸するであらう。けれども、食料、被服、護

第一表 昭和七年度決算 歳入經常部 (單位千圓)

歳入經常部計	1,287,038
租 稅	695,837
印紙收入	66,634
官業及官有財産収入計	466,741
郵便電信電話收入	243,020
森林收入	31,158
專賣局益金	177,907
印刷局益金	2,549
千住製絨所益金	7
海軍工廠資金益金	395
海軍燃料廠益金	499
海軍火藥廠益金	—
官有物貸下料	646
配當金收入	4,612
刑務所収入	5,949

——昭和九年度帝國決算統計より——

國家の財政における官業の地位は最近に於ては再び新たな意義をもつてあらはれて來た。「福祉國家」乃至「企業國家」への傾向は既に極めて明かな事實となつてゐる。それは勿論收入關係の上のみから看取されるのではない。が同時に收入關係としてはこの官業收入の額の増加といふ上にもその傾向は反映されてゐる。刑務所收入はこれに伴つて増加の傾向にある(第三表)。

大正十二年を一〇〇とする指數をみると官業收入の方面は明治の末期、大正初期に於ては四〇程度、刑務所收入は更に低く二〇程度である。そして昭和年代に入るや官業收入は一三〇乃至一四〇となり刑務所收入は一〇〇を越えてゐる。刑務所收入の官業收入に對する割合をみると時代によつて多少の變化はあるが平均百分の一乃至百分の一・五となつてゐる。

しかし、刑務作業が官業とされてゐる理由は普通の官業に於けると一應は全く異なるものである。兩者ともに國家の生産、交換の經濟的行動に係るものであつてその收入は國家の私經濟的収入であることは同様であるが、一般官業が官業としてあるところの事情は國家が事業によつて財政收入をはかるとか乃至はその事業の技術上、經濟上の性質が民間作業に適してゐないとかにあるのであつて、刑務作業はかういふ意味では一般官業の概念のうちには含まれない。刑務作業が官業としてあらねばならぬ事情は實に勞働の獨占といふことに在る。だから事業の經營自體が目的ではない。かういふ意味で刑務作業は常に一般官業に對し反射的な地位を有して來、従つてその示すところの統計的數字は尨大な特別會計をその背後にもちその収益が官業收入としてあらはれるところの一般官業に於けるものほど顯著な増加を示してゐないのである。

次に官業に従事する勞働者の數は昭和五年勞働統計實地調査報告に依つて抽出すれば精鍊業三〇、三六六人、銃砲彈丸、水雷製造一〇、三五一人、原動機製造四一五人、電動機、電氣機械器具二二三人、造船業四一、七九四人、鐵

道軌道車輛製造九、七五九人、航空機製造二、九四五人、火藥其他の發火物製造一、七六七人であつて計九七、六二九人である。これに煙草製造約三萬人、陸軍織維工業三千人を加へれば大體總數十三萬人であつて、當年の就業受刑者は總員三五、三四五人であるから、總數の二割五分から三割を占め、尠くとも就業人員といふ點からいふならば精鍊業、造船業、煙草製造などと匹敵することとなる。勿論、刑務作業は其の大部がなほ手工業であるからこれを以て直ちに經營の内容を云々するのではないけれども、經營の外延、極大の場合にはこれによつて推測することが出来る譯である。(四)

- 一 自給自足といふ點から刑務所收入を考へたものに寺光忠氏「行刑自足の原則」(刑政第四十九卷第四號)。
- 二 刑務所收入の内容は用品價格・賃金及益金の三者である。そのうち賃金は賃金制を採つてゐない今日では勞働の獨占といふ刑務作業の特質から考へる時丁度採掘された礦物の様にそれ自體が純粹の収益として觀念さるべきではないか。
- III Ruth Kettler, Expenditures of Public Money for the Administration of Justice in Ohio, 1930. (1933) によればアメリカ、オハイオ州に於ける州の司法に關する總經費は六、三七五千弗であり、行刑・矯正費は三、八〇一千弗であり、作業に關するものはこの外の特別な勘定をなして居り、一、四九八千弗の支出に對し一、四八四千弗の收入となつてゐる。(pp. 22, 25, 211) 即ち司法費の五九・六%が行刑費に用ひられ又行刑費の約二七%が收入となつてゐる譯である。これに對し昭和七年度の我が國一般會計歳出に依れば司法省は三一、八四〇千圓で刑務費は一三、六五二千圓、刑務所收入は五、九四九千圓である。即ち種々な點を考慮すれば司法省の費用の約四〇%が行刑費に用ひられ、行刑費の約四〇%が刑務所收入となつてゐる。粗雑な對照ではあるが其處に多少の興味が発見されるであらう。

四 昭和十一年四月末現在の官營工場職工數は十一萬七千二百五十四人である(日銀調)。日銀調査によれば大體十一萬人程度、商工省工場統計によれば大體十七萬人である。兩者の相違は集計の基礎が異なるからであるが、多く見て十二、三萬人と推算して大した誤謬はないであらう。本稿に於ては「昭和五年勞働統計實地調査報告第一卷工場の部」によつたのであるが、これは大體に於て三十人以上の勞働者を使用する工場についての調査である。

二 就業受刑者と民業労働者 次に就業受刑者数三萬餘人を昭和八年につき民工業の労働者数に比較すれば(第四表)、總數については男女合計の場合二分四厘を占め、男のみの場合約五分を占めてゐる。その地方的區分について

第四表 工業労働者(男)ト就業受刑者(男)トノ比較 (昭和八年)

	労働者	受刑者	100人ニ對スル割合
北海道	16,415	2,176	13
東北區	12,773	2,338	18
關東區	186,663	6,989	4
北陸區	23,900	1,249	5
東山區	16,523	1,750	11
東海區	74,854	2,974	4
近畿區	214,073	5,881	3
中國區	68,959	3,641	5
四國區	13,851	2,879	20
九州區	87,481	5,033	6

昭和八年度 就業受刑者工場労働者(一日平均)

男	715,492	34,904
女	709,973	437
工場數	8,459	

—労働者については昭和八年帝國統計年鑑。受刑者については昭和八年行刑統計年報による—

は二割程度を占むる四國區、東北區最も多く、三分より五分を占むる近畿、東海、關東、中國、北陸の各區に於て少い。それは民工業の分布よりも刑務作業の分布の方がより平均的であるからであらう。民工業労働者、就業受刑者の各總數を一〇〇として算出した第五表に明らかである如く、刑務作業に於ても關東、近畿區に於て最高の分布を示して

第五表 工業労働者及就業受刑者(百分比)

	労働者	受刑者
北海道	2	6
東北區	2	7
關東區	26	20
北陸區	3	4
東山區	2	5
東海區	11	8
近畿區	30	17
中國區	10	11
四國區	2	8
九州區	12	14
計	100	100

ゐるが、民工業のそれの如くには他の各區との懸隔が甚だしくない。第四表、第五表は大體三〇人以上の職工を有する工場についての調査であるが、これを五人以上の職工數を有する工場の職工數に對比し、尙就業受刑者の側からは農業に従事する者を除くならば、職工の側に於て約十一萬を増加し、就業受刑者の側に於て三百六十人を減じ、その各區に於ける比率は第六表に掲ぐる通りとなる。即ち四國區、東北區は一割程度を示して依然として最高にあり、二、三分程度を示す關東、北陸、東海、近畿の諸區に於て少ない。大體は前表と同様であるが、全體を通じて就業受刑者の占むる割合は少なくなつてゐる。

第六表 工業労働者(男)ト就業受刑者(男)トノ比較 (昭和七年末)

—五人以上ノ職工ヲ有スル工場ノ職工數—

	労働者	受刑者	100人ニ對スル割合
北海道	21,191	1,814	8
東北區	23,189	2,338	10
關東區	229,239	6,989	3
北陸區	37,639	1,249	3
東山區	26,489	1,750	7
東海區	101,554	2,974	2
近畿區	266,413	5,881	2
中國區	52,874	3,641	6
四國區	22,782	2,879	12
九州區	64,937	5,033	7
計	846,307	34,548	0.04

業種について、同じく職工數、就業受刑者數を對比するならば第七表に掲ぐる如く(一)一〇〇人に對し一八・九人を占むる被服身装品製造工業に屬する業種、即ち裁縫工、靴工等最も多く、木竹草蓆類に關する製造工業に屬するものは一七・一人を占めてこれが次位にあり、機械器具製造業、精巧工業、化學工業の如きは刑務作業に於てはそれ

第九表 印刷業ニ於ケル工業労働者ト就業受刑者トノ比較

労働者数	賃金ヲ收 支セザル モノ			100 人ニ 對シ			
	官 司	委 托	受 負	官 司	委 托		
北海道	1,088	34	16	—	11	61	5.6
東北區	863	59	5	—	15	81	9.3
關東區	18,081	262	208	—	67	8	545
北陸區	688	29	1	—	10	1	41
東山區	570	48	6	—	4	3	61
東海區	1,542	131	12	—	4	3	150
近畿區	6,697	155	57	—	14	1	227
中國區	982	59	74	—	2	10	145
四國區	555	67	9	7	17	—	100
九州區	1,829	79	45	15	1	20	160
計	32,895	923	433	22	145	48	1,571

○人に對し、一人乃至二人であつて最少である。この種の關係を印刷業につき稍々詳細にみれば第九表の如く一八

第八表

機織業ニ於ケル工業労働者ト就業受刑者トノ比較

	労働者	受刑者
北海道	—	—
東北區	2,721	272
關東區	9,727	619
北陸區	22,665	269
東山區	442	446
東海區	13,236	258
近畿區	24,764	1,499
中國區	6,023	1,251
四國區	5,851	756
九州區	1,976	1,540

—昭和八年帝國統計年鑑及行刑統計年報による。次表亦同じ—

第七表 工業別労働者數ト刑務作業トノ對比 (昭和五年)

労働者數	同上 百分比	就業受 刑者數	同上 百分比	労働者 100 ニ對スル 受刑者 割合	
窯業土石加工業	46,694	3.6	107	0.3	0.2
金屬工業	99,987	7.7	2,494	8.0	2.4
機械器具製造業	68,450	5.3	—	—	—
造船運搬用具製造業	112,428	8.7	24	0.1	—
精巧工業	12,133	0.9	—	—	—
化學工業	71,784	5.4	172	0.6	0.2
紡織工業	690,351	53.2	15,733	50.3	2.2
被服身裝品製造業	25,842	1.9	4,902	15.7	18.9
紙工業印刷業	59,942	4.6	3,317	10.6	5.5
皮革骨羽毛品類製造業	2,648	0.2	120	0.4	4.5
木竹草蔓類ニ關スル製造業	24,938	1.9	4,284	13.8	17.1
飲食品製造業	57,193	4.3	—	—	—
土木建築ニ關スル工業	14,162	1.1	65	0.2	0.4
瓦斯電氣水道業	5,862	0.5	—	—	—
其他ノ工業	7,848	0.7	—	—	—
計	1,300,263	100	31,218	100	

—労働者數は昭和五年労働統計實地調査報告による—

尙業種の主なるものにつき民業と對比すれば機織業は第八表に掲ぐる如く、その就業者は東山區に於ては民業の職工と殆んど同位、九州區に於ては民業の職工一〇〇人に對し七七・九人となり、北陸區、東海區の地方に於ては一〇

に該當すべきものを殆んど發見せぬ。即ち第七表の百分比に於て示した如く造船運搬用具製造、化學工業、機械器具製造、精巧工業に於て分布少なく、被服身裝品製造、紙工業印刷業、皮革骨羽毛品類製造、木竹草蔓類製造に於て分布多く、刑務作業の手工業、輕工業的色彩を示してゐる。しかし具體的事例に徴すれば最近に於ては精密工業等は未だしとするも手工業的な色彩はこれを漸次脱却しつつあることは容易に看取出來る。

％、一四％、一〇％を占むる四國、中國、東山の諸區に於て多きを占め、三％を占むる關東區近畿區に於て少ない。
 一 この種の統計として多少古くはなつてゐるがポリッツのなせる一九〇七年のものがある(P. Politz, "Strafe und Verbrechen", S. 71.)。再掲すれば次の通り。

	獨立	徒弟	受刑者
職工	11,700	35,800	—
力前	14,100	232,000	—
職本	6,500	35,900	835
指物	62,100	212,000	888
籠職	8,600	9,300	1,169
刷毛	2,100	6,200	1,337
煙草製造	13,400	86,300	565
裁縫	19,270	222,000	—
靴工	115,000	95,400	934
活版工	4,900	67,500	—
スリッパ靴職	—	—	736

三 生産額 (莫大小、織物) 更に生産額に關し、莫大小、織物の兩工業につき民業と刑務作業とを比較すれば、
 第一〇表に掲ぐる如く、織物總生産額十一億五千三百五十二萬五千圓に對し刑務作業の生産額は僅かに六十七萬八千圓であり、その比率は一萬分の六であり、最も多き九州、北海道、中國に於ても千分の三乃至八である。莫大小に在つては總生産額五千九百五十五萬七千圓に對し刑務作業の生産額は五十九萬圓であり、その比率は約百分の一となつて居る。二三％を占むる東北區に於て最も多く、一五％、一三％、一一％、一〇％、九％を占むる中國、北陸、九州北海道、四國の諸區に於て稍々多い。

第十表 織物及莫大小工業生産額ニ關スル比較 (單位千圓)

	織物			莫大小		
	生産額	刑務所額	百圓ニ對スル割合	生産額	刑務所額	百圓ニ對スル割合
北海道	899	6	0.7	459	48	10
東北區	20,584	14	0.07	87	38	23
關東區	159,449	125	0.08	18,059	71	0.4
北陸區	176,120	44	0.03	130	17	13
東山區	43,692	57	0.1	169	9	5
東海區	296,971	32	0.01	8,133	81	1
近畿區	355,044	78	0.02	31,030	134	0.4
中國區	42,261	118	0.3	678	100	15
四國區	37,847	42	0.1	268	26	9
九州區	20,656	157	0.8	545	61	11
計	1,153,525	678	0.06	59,557	590	1

—民業については 昭和八年帝國統計年鑑による—

以上現在の刑務作業の輪廓に關し若干の統計的な考察を試みたのであるが、次に刑務作業の内容について統計的數字を掲げて、作業の現勢を知る参考としよう。

四 成功高、収入高、就業費 純然たる刑務作業のための支出であるところの就業費の總額をみるにそれは刑務所収入の増加に伴うて益々増加の傾向にある。即ち大正十三年當時は二百四十萬圓程度であつたものが昭和八年には實に四百五十萬圓となつてゐる。成功高、収入高と對比するに (第十一表) 成功高は就業費に對し概ね二十割より二十五、六割を算し、収入高は二十割より二十三割程度となつてゐる。就業費の増加に對し成功高、収入高がその増加率

第一一表 就業費、作業成功高及収入高対照表 (単位千圓)

年次	就業費	作業成功高	就業費=對スル割合	収入高	就業費=對スル割合
13	2,402	6,390	27	5,921	25
14	3,018	6,908	23	6,230	21
15	2,860	7,354	26	6,564	23
2	2,950	7,388	24	6,497	22
3	2,983	7,319	25	6,498	22
4	2,785	7,900	26	6,321	23
5	2,702	6,389	24	5,628	21
6	2,562	5,975	23	5,357	21
7	2,945	6,517	22	5,940	20
8	4,524	8,594	19	—	—

——本表は行刑統計年報による、第三表刑務所収入と符合せざるは第三表は決算額にして且つ備成刑務所収入を含むによる——
 に伴はないのは、就業費の大部が益、原料費に費されてゐるのと刑務作業が現在官司業に向ふ道程にあるのことに依るものと考へられる。このことは第一二表就業費各目の累年比較に依れば明白に看取出来る。即ち各種「材料」をみるに農業材料は毎年總就業費〇・五%より一%、漁業材料は僅かに〇・一%であるが、所謂素品、消耗品として原料代に振り向けられる工業材料は總就業費の毎年半數以上であつて、近年の如きは實に七〇%より八〇%を算してゐる。それは刑務作業が大量生産を目標とし一方には益、官司業を採つて来たことによるのである。なほ就業費各目の比較につき注目すべきものは、「器具機械」に於て作業の機械化を特に證すべき數字はあらはれてないのであるが、それ

は刑務作業が機械化の過程にないといふことを示してゐるのではなく、器具機械の所謂「彼此融通」等が益、合理的に行はれて従來最大の能力を發揮してゐなかつたものが益、能力を發揮して、新規な器具機械の要求がなほあらはれてないといふことを示すものであらう。又「其他」に於て増減の眼立つのは昭和四年以降「傭人諸費」に著しく減少があつたからである。

第一二表 就業費各目十年間比較 (単位千圓)

年次	農業材料		漁業材料		工業材料		器具機械		自動車舟車馬類		通信運搬費		其他		計	
	實價	百分比	實價	百分比	實價	百分比	實價	百分比	實價	百分比	實價	百分比	實價	百分比		
13	17	0.7	0	—	1,420	59.4	446	18.6	27	1.1	72	3.0	419	17.5	2,402	100
14	20	0.6	0	—	1,956	65.0	461	12.3	21	0.7	76	2.5	482	16.0	3,018	100
15	16	0.5	0	—	1,846	64.9	367	12.8	25	0.9	90	3.1	514	17.8	2,860	100
2	17	0.6	—	—	1,879	63.9	351	11.9	41	1.3	106	3.6	552	18.7	2,950	100
3	22	0.7	1	—	1,886	63.2	371	12.8	40	1.3	107	3.5	554	18.5	2,983	100
4	25	0.8	4	—	2,017	72.9	445	16.0	33	1.1	89	3.2	168	6.0	2,785	100
5	27	1.0	4	—	1,919	71.0	440	16.6	47	1.7	93	3.4	168	6.2	2,702	100
6	28	1.0	5	—	1,847	72.2	455	17.7	42	1.6	86	3.3	96	3.7	2,562	100
7	27	0.9	4	—	2,201	74.9	438	14.9	46	1.5	118	4.0	109	3.7	2,945	100
8	27	0.5	4	—	3,642	80.5	511	11.3	61	1.3	156	3.4	120	2.6	4,524	100

官司業、委託業、受負業につき作業成功高を比較するに、此の十年間に於ても、受負業が徐々に減少し、官司業がこれに代つて増加することが判る。即ち大正十三年に於て約二百萬圓、總成功高に對して三四%であつた官司業成功高は逐年増加して昭和八年には六百萬圓に近く總成功高の七〇%となつてゐる。他方受負業は大正十三年には約三百

第一三表 作業成功高十年間比較 (單位千圓)

年次	官 司 業			委 托 業			受 負 業		合計
	用品價格 賃金	益金	計	用品價格 賃金	益金	計	賃金	百分比	
13	1,727	438	2,165	818	396	1,215	3,010	47	6,390
14	2,300	649	2,949	958	452	1,410	2,547	37	6,908
15	2,641	693	3,335	1,022	477	1,500	2,519	34	7,354
2	2,935	722	3,657	925	409	1,334	2,396	32	7,388
3	2,359	530	3,537	825	644	1,383	2,397	32	7,319
4	2,422	518	3,718	331	683	1,449	2,032	28	7,200
5	2,206	553	3,390	320	676	1,369	1,628	26	6,389
6	2,107	526	3,256	281	663	1,268	1,450	24	5,975
7	2,782	625	4,162	275	728	1,335	1,019	15	6,517
8	4,041	786	5,989	313	754	1,417	1,186	14	8,594

萬圓で總額の四七%であつたものが、昭和八年には約百萬圓となり僅に一四%を占むることとなつた。これらに對し委託業は此の十年間百三、四十萬圓を往來しその總額に對する比率も二一%程度を上下してゐて殆んど不動である。

此處に掲げた諸表については尙多くの分析し批判すべきところがあるであらうが、詳細の議論は措いても、刑務作業は國家の生産機關として重要な地位にあることはこれで極めて明白であらう。さて然らば刑務作業のかういふ生産機關は行刑機關としての刑務所に於て傳へらるる如く果して邪道にあるのか、いや邪道といふほどのものではなくとも、一元的にこの生産化に向ふことは妥當を缺くであらうか。かういふ現勢を刑務作業の歴史的發展の上から肯定するため以下その發達の概略を顧みよう。

徳川時代の刑罰論 (一)

細川 龜市

- 一 近世刑罰論の趨向
- 二 初期および中期の刑罰論
- 三 後期における儒學者の刑罰論 (以上本號)
- 四 批判的刑罰論の擡頭
- 五 刑罰論における新時代の開展

徳川幕府法における刑罰の基本體系は、敲・追放刑・死刑の三種であつたと言ひ得るが、その内容は幾つにも細分せられて死刑のみに就いて見るも、下手人・死罪・斬罪・火罪・獄門・磔・鋸挽の七等があり、追放刑にも亦各種のものがあつた(一)。總じて刑罰のことを御仕置と稱し、極端なる害惡刑を加へたのみならず、同時にそれは威嚇主義を採用してゐた。晒および引廻は威嚇主義の最も顯著なものであつて、御定書百箇條の第七十一條に主人を殺した犯人をば、二日晒し、一日引廻し、鋸挽の上にて

磔に處すると定めてゐる如きは(二)、その最も典型的なものである。

かくの如き非人道的な酷刑の行はれて居る時代において、近世の學者はこれを如何に見、且つ如何に批判したかを明らかにすることは、刑法思想史上の一重要課題であるが、不幸にして、徳川時代では二つの障壁がこれを或る程度まで阻止した。すなはち、その第一は徳川氏の政治がアブソリュティズムに立脚して居て、學者に對し幕政を批判するの自由を絶對に許さなかつた結果として刑罰論を試みる學者もその多くは封建政治の御用學者たる儒學(殊に朱子學者)が前述の刑罰を勵行すべきことを高調せるとどまり、少くともその批判は公然と許されなかつたのである。學問がこのやうに政治化されて居た時代において、眞摯な發達を遂げ得やう筈がないことは自明であらう。その第二は、徳川時代では政治學・經濟學・法律學等を汎稱して經濟の術または經濟の學と

言ひ、要するに、それは經世濟民を根本目的とせるものであると考へられてゐた。故に正司考祺は『經濟問答秘録』において『經濟トハ仁義ヲ以テ國家ヲ治ル事也』と言つてゐる(三)。かくの如きが儒教思想に基くものであることは言ふまでもないが、しかも、かやうな經濟の學なるものは單なる政策論であつて何等の理論的なるものもなく、その多くが常識論に終れるもの尠しとしない。すでにそれが常識にもとづく政策論である以上、そこに理論的に組織化された刑罰論の出づること甚だ困難であつたのである。

以上二つの事情に依つて、徳川時代の刑罰論はすこぶる散漫の譏を免れ得ないものであるが、それにしても當時の學者が刑罰に關して如何なる論議を展開してゐたかを明らかにすることに依つて、その思想的趨勢を窺ふことが出来る。のみならず、近世後期になれば封建的政治權力の弛廢化に伴つて次第に刑罰を批判するの論議續出し、中にはヨーロッパの刑法との研究をすらも試みるものが出づるに至つた。されば、幕府の刑法に據つてその中に盛られたる思想を靜的に考察するとともに、學者の述作に就いてその思想變遷の跡を訪ねつつこれを動的に把握することは甚だ重要な意義を有するものであり、本

稿またこれを目的として彼等の所説を檢討せんとするのである。

- 一 徳川刑法における刑罰の基本體系に就いては、拙著『日本法制史大綱』第三六〇頁以下参照。
- 二 徳川禁令考、後聚第三帙(司法省昭和五年版)第七〇九頁。
- 三 日本經濟叢書、第二十二卷、第六頁。本書は天保年間の著作にかゝる。

二

刑罰論が最も顯著に現はれ、且つそれが注目すべきものとなつたのは後期に入つてであるから、本節では先づ初期より中期、すなはち近世前半期たる享保、寛保頃までのものを考察したい。

さて、當期の刑罰論の特徴はいづれも儒學者によつて爲されたものであり、しかも内容的には儒教の立場より幕府の刑罰を辯護する點に主力がそがれてゐる。しかして初期のもの、すなはち寛永頃までの著作には刑罰を論ぜるもの甚だ尠いのであるが、大部分は本多佐渡守が『治國家根元』において法度の勵行を切言せる程度以上を出でない(一)。

然るに、元祿頃からは次第に學者のこの方面に注意を

拂ふもの増加し來り、すでに熊澤蕃山はその『大學或問』で賞罰をつつしむべきことが重要であることを主張し、『賞罰にかたより、吟味つよく罰多きは天地の生意を害す、人心安からず、好て賞するもよからず、賞其功にあたらざるものあり、必しも賞罰を好むにはあらざれども賞罰を正しくするを治平の政とおもへるは不可なり、賞罰は不得^レ已して用ふ』と言ひ、その根據を支那古代に求めた(二)。山鹿素行の『山鹿語類』に見える『過盜之法』なるものも(三)、要するに支那思想以外の何物でもあり得なかつた。ただ新井白石の如きが支那思想の日本化にやや努力したと言ひ得る程度である(四)。

- 一 續日本經濟叢書、第一卷、第一〇〇頁。
- 二 日本經濟叢書、第一卷、第一六二頁。
- 三 日本經濟叢書、第三十三卷、第一八八頁以下。
- 四 『折たく柴の記』は白石の自敘傳であつて、その思想を窺ふに頗る重要である。『新井白石全集』第三卷に收む。別に穂積博士『法窓夜話』(第六版)第二八四頁以下參看。

二 所詮、近世前半期は支那の儒教思想にもとづく刑罰論が全盛を極め、その黄金時代であつた。陶山純翁は『聖朝訓戒録』において、罪の疑はしきは惟れ輕んじ、功

の疑はしきは惟れ重んずべき所以を説明して、『是ノ語モ舜ノ徳政ヲ阜陶ノ稱シタマフナリ、罪ト定マレル中ニテ、重キト輕キトノ間ダニ疑ガハシキコトアルハ輕ク罪シタマヒ、功ト定マレル中ニテ、重キト輕キトノ間ダニ疑ガハシキコトアルハ重ク賞シタマフコト、是レ聖人ノ仁愛忠厚ノ心ナリ』と言ひ(一)、以てひたすらに古代支那を憧憬し、更に過失犯と故意犯とを科刑上に斟酌せねばならぬことを述べて、『是ノ語モ舜ノ徳政ヲ阜陶ノ稱シタマフナリ、過ハ知ラズシテ誤マリ犯スナリ、故ハ知リテ故サラニ犯スナリ、心ノ達セザル所ニ至リテハ、誤マリ犯スコトモアルモノナルユヘ、過マチハ大イナルヲモ有シタマヒ、知リテ犯スハ小罪ヲモ刑シ給ヘル也』と説いてゐるが(二)、これは近代的刑法にも亦採用せられて居るところのものである。なほ、彼れは罪なき者を處刑するの非を難じて、『古來、暴君と申す内にも、少しの罪も無^レ之者を殺され候は甚だ稀成る事に而、死刑に及間敷き罪人を死刑に被^レ行候は、是皆無罪を殺す之類に而御座候』と言ひ(三)、更に非道の刑を科するは天道に背くものなりとて、『商人ニ貴ク賣ル物ヲ領主ニ賤ク賣リ上ゲヨト命ジラレ、其ノ命令ヲ犯シタルトテ罰セラレバ、如何程ニ輕キ罰ニテモ天道ニ背ケルニ成ラン、若シ重ク罰セ

ラレバ、天道ニ背ケルコトノ甚シキナラン』とも唱へてゐる(四)。それは要するに儒教の教化主義・善政主義をその思想的背景とせるものであつて、單なる道德的訓戒の域以上に出でて居らないのである。

右と同じ享保時代の人たる室鳩巢は、その『不亡鈔』において賞罰を適當に運用すべき必要を説き、『賞罰は人を善に導きて天下を安んずる事を成す、賞は人の喜ぶ所、罰は人の患る所なりといへども、賞罰二ツながら不用時は、其志達し難く、車の兩輪・鳥の兩翼・春秋晝夜に有がごとし、更にこの心二ツにして相互に用るに非ず、事は二ツにして心は一ツなり、二ツとは賞罰なり、一ツとは仁心なり、』と言ふべく、しかも『君子は萬人の爲に罰し、萬人の爲に賞して、賞罰ともに身にあづかること』を大いに戒しむるを要し、『我今、國家を主持すといへども、實は我國家にはあらず、則萬人の國家なり、罪人は是我罪人にあらず、則國家の罪人』である故に、幸ひにも『賞罰天下の爲にする時は、天下の患を救ふて天下の樂を起し、天下の善を勸、天下の惡をこらす』所以になるのである(五)。

鳩巢はかく説いたが、これは當代儒學者一般の説くところであつて、決して彼れの創見にもとづくものではない。

し、以て嚴罰主義を主張するのであるが、もとより、この立論がなんら刑事政策を念頭に置いて居ないものであることは勿論であつて、それは彼れの崇拜する古代支那に行はれたことであり、『古聖人之道』であつたからこそ盲目的に受賣してゐるに過ぎない。

かやうに観てくると、徳川時代前半期の刑罰論は單なる支那思想の焼き直しにしか過ぎず、しかも、それが教化主義の立場から論ぜられるにとどまつて少しも刑事政策的に思考せられて居ない點に特色があると言ふことが出来る。これ實に幕府が儒學をして自己に奉仕せしめたことと、刑罰に對する批判を絶えて許さなかつた産物であつたのである。

- 一 日本經濟叢書、第十三卷、第四七四頁。
- 二 日本經濟叢書、第十三卷、第四七二頁乃至第四七四頁。
- 三 日本經濟叢書、第十三卷、第一七六頁乃至第一七七頁。
- 四 日本經濟叢書、第十三卷、第三一二頁乃至第三一三頁。
- 五 日本經濟叢書、第三卷、第八五頁乃至第八九頁。
- 六 續日本經濟叢書、第一卷、第三〇一頁乃至第三〇八頁。
- 七 日本經濟叢書、第六卷、第二一九頁以下。

三

い。元文年間の述作にかかる蟹養齋も亦その『治邦要旨』の中で、『國天下ヲ治ムルニハ賞罰ナクテハカナハズ、賞ヲ先ニスベシ、コレニヨツテ人ミナ善ニス、ム、又罰ヲスツベカラズ、コレニテ人皆惡ヲトメルナリ、コノ二ツヲナリアヒニシテハヨカラズ、又ミダリニ賞罰セバ、ナヲ更ヨカラズ』と言つた(六)。かくの如きは、彼の支那法に立脚して制定されたわが上代の律令法において、令が人民に對する積極的教化法であり、律が令の違反者を處罰するところの消極的教化法であつた精神と寸毫も異なるところが無く、思想の停滯を實證するものに外ならない。

この外、享保時代の學者として注意すべきものに太宰春臺がある。彼れはその説を荻生徂徠より繼承したる熱心な支那思想崇拜家であつて、大著『經濟錄』に展開せられたその刑法論も詮ずるところ頗る支那的臭味の濃厚なものたらざるを得なかつた。今その説くところに依れば(七)、刑は政を紊り治安を害する者を誅する法であり、罰は過失ある者を懲し戒しむるを目的とせる法であつて要するに刑罰は治を佐くるの道具である。されば刑は嚴酷なるを要し、その簡條は少くしてこれを行ふに嚴を以てするならば庶民は罪を畏れて法を犯さない所以を高調

一 近世後半期においても儒學者の刑罰論は猶ほ盛んなるものがあるが、しかし、その内容に至つては種々の點で重要な變化を顯現し來り、一種の日本化を見るのである。さうして、幕政に對する批判も亦次第に擡頭して、そこに時代思潮をまさまざと反影するに至つた。この故に、刑罰思想上から言へば、當期は甚だ重要な地位を占めてゐるのである。

二 天明七年に十一代將軍家齊に呈したる大塚孝威の『救時策』を見ると(一)彼は刑罰を以て『惡人あれば善人の害になるゆへ、惡人を刑して善人を勸め擧る』ことを目的とせるものにして、『皆善を勸め惡を懲して民を惠むが爲の道具也』とした。然るに今日では役人の爲すところ『徳教をやすめて刑罰に任せて、惡をするものは誅すべき筈也とて、罪の輕重大第を審に糺さずして、善を勸め賞するの心なく、むしろやうに罰をあたへ罪に行ひ、善をなすものは聊も賞美せずして、唯罰罪を嚴にし、徳をすて威勢のみを以て治めんとし』てゐる状態であるが、かくの如きは本末を顛倒せるの甚だしきものである、といふのである。これに據つて見れば、彼は刑罰を以て消極的な教化手段と考へたところの、儒教思想そのままを實行に移されんことを要請してゐたものであることが知

られるのである。

寛政元年に著作された中井竹山の『草茅危言』に據ると(二)、當時或る人の著はせる『恤刑茅議』(實は中井履軒の作)に徒罪の法を説いてあるとてその大要を紹述し、罪人をば半年乃至終身に至るまで永牢といふ牢屋へ拘禁し置き、改心すれば限満ちて放免する。故に限満つるも改心しなければ終身ここに拘置し、牢内は普通の牢よりも緩かにすべく、食物は『朝毎ニ米二合ヲ粥ニ煮テ塩ノミヲ添テ與フ可、是ニテ露ノ命ハ繋グ可、又、煮賣ヲスル者ニ仰セテ、其者ヨリ藁ヲ入サセ、草鞋ヲ罪人ニ造ラセ、夕毎鞋ニ代テ食ヲ與フ、此菜ニ魚鳥ハ更ニモ云ハズ、何ニテモウマキ限リヲ禁ジテ、乾魚・アラメ様の者』を與へる。しかして、右の如く夕食は草鞋と引換へに給せられるのであるから、『怠ル者ハ食ヲ得ズ』といふことになり、そこに勞働による犯人の改悛がほのかに氣付かれつつあるのは注意すべき意見である。

然るに竹山はこの見解を更に擴張再生産し、近代的自由刑の先驅的思想を開陳するに至つた。すなはち曰く、『官府ニテ用ル所ノ米ヲツカセ薪ヲ割シム可、牢ノ外構ヲ設、空地ヲ取、忍ガヘシ杯ヲ嚴ニシ、塀裏ニ庇ヲカケ米薪ノ働ヲシ、其外手職ヲスル者ノ場所トシ、晝ハ外構

ニ出シ置、夜ハ牢中ニ追込可、米薪等ハ少々ノ賃錢ヲ定メ置、服食杯ノ用ヲ辨ジサセ、若餘錢ヲ貯度願フ者アラバ役所ノ帳面ニ留置、赦免ノ節渡遣ス可』と。受刑者をして牢内で種々の勞働に従事せしめ、その勞働收益の餘剰は滿期釋放の際に給與すべしといふこの思想は、ひたすらに害惡的な威嚇刑を科するのみにて懲役刑を知らなかつた徳川幕府の刑罰制度に對する何といふ大きな改革の提言であらうか。封建的な刑罰制度は、もうこの頃になると根本的に改革せねばならなくなつたことが次第に意識されるに至つたのである。しかして、竹山のこの提言は『恤刑茅議』に暗示を得、且つ古代支那の漢代に行はれた徒罪が参考とされてゐる點に注意すべきである。

しかし、竹山は他方において盜賊を『絶島ニ遣ス可者也』とし(三)右の懲役刑は主人の財を盗みたる者や淫奔・盜竊などの輕き犯人を中心とすべしと説いて、決してこれを全犯人に及ぼさうとはして居ないのである。

- 一 日本經濟叢書、第十六卷、第九一頁乃至第九六頁。
- 二 日本經濟叢書、第十六卷、第四五九頁乃至第四六〇頁。
- 三 日本經濟叢書、第十六卷、第四五八頁。

三 儒學者の刑罰論は好んで賞と罰とを取扱ふのが常であつた。寛政三年の塚田多門の『滑川談』もその一つであつて、『賞は人を善に勧るもの、罰は人の惡を懲すものなるは古今の常法』であるが、ただ『其道理に當らざる事ある時は賞しても善に勧まず、罰しても惡に懲さざる也』とて、例の漠然たる教化的理想主義を高調した(一)。この點は儒學者が千遍一律的に繰り返すところである。

大作『夢之代』の著者として知られる山片蟠桃は享和二年の自叙を有するその著書において自家の抱懐する刑罰論を展開した。彼に據れば、刑を寬にして犯す者多きものがあり、反對に刑を嚴にして犯す者多きものがあるから一概には言ひ得ない。例へば前者に屬するものは博奕・盜賊・賣女・捨子の類であつて、これ等の刑は嚴にするを要すべく、また後者に屬するものは不孝・不忠・謀反・放火の類であり、これ等は直ちに刑せずして長く懲すべきである(二)。ここに蟠桃における一種の刑事政策的思想の片鱗を窺ふことが出來やう。しかして、彼れは死刑に及ばざる無賴・盜賊の輩をば黥刑いれかみに處すべしと封建的なことを主張してゐるが(三)、また他方においては過料の額を貧富の程度によつて定むべしと言ひ、過料を以て

『聖人贖刑ノ遺ナリ』と叫んでゐる(四)(五)。

更に神惟孝は前述の中井竹山著『草茅危言』を逐條的に批評せる『草茅危言摘議』(天保頃)において、盜賊を改悛せしむる方法を講ずることが政の一つであるが、これには常習犯人もあることであるから、彼等の刑は『如何ニモ嚴シクシテ、根本ヲ絶ニシクハナシ』と言ひ(六)折角その萌芽しつつある改悛論を一擲してしまつたのは残念である。

- 一 日本經濟叢書、第十九卷、第三二八頁以下。
- 二 日本經濟叢書、第二十五卷、第三〇〇頁乃至第三〇一頁第三四二頁以下。
- 三 日本經濟叢書、第二十五卷、第二九八頁乃至第二九九頁。

四 蟠桃は其處で次の如く言つてゐる。曰く、『過科ノ法ハ聖人贖刑ノ遺ナリ、シカルニ國初(徳川初期)ノトキハ金銀少ク財貨貴シ、故ニ三貫五貫ノ錢ヲ出サセ贖ヲ以テ大造ノコトトス、今ヤ治世久シクシテ金銀多ク、一貫ノ錢ハ道路ニ捨ルニモ至ル、シカルニ古ヘヨリ贖法ノ數ハ三貫五貫十貫ノ數ヲ收メテ罪ヲ贖フコトカハルコトナシ、纔ノ過料ヲ出スト罪ヲ犯スモノ多シ、殊ニ貧福モアリテ千金ノ贖ヲ出ストモナヤマル富人アレバ、其罰輕ニ似タリ、貧富トモニ罪ノ輕重ニヨリテ同ジク過料ノ數ヲキ

ハメタキモノ也、然ルトキハ貧人ハ罰輕シテ罪重キニ似タリ、コレハ其分限ニ應ジテ過料ヲ出サシムベキコトナラン』云々(日本經濟叢書、第二十五卷、第三〇〇頁)と。

五 わが國における贖刑——財産刑——の沿革に就いてはわたくしは曩に若干の考究をなした。拙著『日本固有法研究』第一六頁以下参照。

六 日本經濟叢書、第二十四卷、第六一六頁乃至第六一七頁。

四 天保十四年、平塚茂喬はその著『末黒のすゝき』の中で盜賊に對する刑罰執行の緩漫なるを難じ、『盜賊ばかりは餘程役人の私恩をかけて、所謂筆先にて首を繼るゝ者多し、是は元來盜人の刑重き故也、物を盜む者、大方忍び入ならざるはなし、初犯に夫を斬る事も餘り殘酷の様なればしばらく恕して、夜盜を晝蔭店先の盜とし、入墨・敲拂位にて相濟す故、盜賊共役筋の者を旦那と敬ひ其手先を働き、蛇の道はへびが知る譬への通り、折には大盜人などを喚出、手柄をする代りに、己が小盜をして世渡りするを見通し貰ふ事、京都の流弊也』と叫んでゐる(一)。幕府の刑事政策は、ここに至つて全く五里霧中を彷徨してゐるかの感を深うするものがある。

文政・天保頃の人たる安井息軒はその『救急或聞』において、支那思想にもとづき罰は惡を懲すの具であるとし

るのは當然である。彼れ曰く、『又、罪人吟味ニ慥ナル證據ナクシテ、徒ラニ嚴敷拷問・打擲ナドシテ鞫問スルハ善更ニアラズ、大抵證據顯レバ辭ニテ鞫問シ、其者罪ニ伏スルヤウニ、矢張り義ヲ以テ詰リ問フヲ循吏トス、殊サラ事馴レヌ婦女子・田舎ノ百姓ナドヲ謾リニ叱リ威シテハ、ウロタヘテ申狀モ亂ルベシ、一步押ニ證據ヨリ證據ヲ傳フテ尋ネ詰レバ、逃レガタキ理ナリ、拷問ノ嚴敷キハ天理ヲ傷フコトアルベシ、併シ弛クシテ其罪ヲ免レシムルハ慈悲ト云フベカラズ、何分其情狀ヲ細密ニ論ジテ卒忽アルベカラザル事ナリ』(四)と。かくの如きは今日より觀ると當然のことを言つたに過ぎないのであるけれども、當時の封建的思想に依ればむしろ異端視されたに相違ない。

更に、右と同じ頃の作にかかる帆足萬里の『東洋夫論』に依れば、肉刑を實行すべきことを強調してゐる(五)。

すなはち肉刑として黥刑と刖刑とを擧げ、黥刑は顔面にいれずみする刑であり、刖刑は黥二度に及べる者の右足の筋を切る刑であつて、われわれから觀れば頗る非人道的な刑罰である。のみならず、彼れは特に姦通犯人に限り宮刑に處すべきことを提唱し、斷種の觀念に基くにあらずして、唯單なる懲惡としてこれを科すべしとなすの

轉じて『刑罰ノ備ハラザルト今日ヨリ甚ダシキハナシ』とて、追放刑と過料刑とを批判した(二)。先づ、追放は戰國の餘習であり、一錢の蓄へも無き惡人を境外へ追ひ拂ふは、その日より惡事をなさざれば食ふこと能はざらしめ、不仁不義の甚しきものであるから速に改むるを要する。また過料のみにては富者を懲すに足らない故に、古代的な答・徒および黥の三法を復すべきである。この内では一年・二年・三年の三等となし、役使するときは日に五分の作料を與へ、内二分を渡して小使とし、残り三分を留めて滿期釋放後の本手とする、といふのであるから、ここにも亦近代的自由刑の思想的萌芽が見られるのである。これは恐らくすでに寛政二年に創置されたる人足寄場制度(三)に暗示を受けたものであらうと推察せしめられる。但し、彼れの思想は飽くまでも『堯舜ノ聖代』が最後の理想である點において、依然として一般儒學者の域を脱して居ないのである。

有名な『破レ家ノツヅクリ話』(弘化四年作)の著者新宮涼庭は町奉行の心得方を論じて、被告人に對する拷問・打擲を禁すべしと説いた。當時の拷問には各種の慘酷なる方法が行はれたのであるから、多少なりとも批判的な思考時代になれば、その禁止乃至緩和説が生れ出づ

である。肉刑を主張する萬里は、刑法思想史上において時代に逆行するものであると言はねばならぬ。なほ、彼れは追放刑に換ふるに鞭刑を以てせんことを主張してゐるが、追放刑がむしろ犯人の養成となつたことは他の學者に依つても主張されてゐるところである。

ここに最も注意すべきは廣瀬淡窓の『迂言』(嘉永頃)における幕府刑罰の批判である(六)。彼れは幕府刑罰の基本體系を死罪・徒罪・移居および罰金の四種に改革せんことを提唱した。その理由として幕府法における『遠島ハ國中ニ相應ノ島アラバ行フベケレドモ、然ラザレバ事ムツカシ』いし、また最も弊害の多き『追放ハ己ガ國ノ禍ヲ人ニ嫁スルノ道、亂世ノコトニシテ太平ニ行フベキコトニ非ズ、今時盜賊其他ノ姦民、世上ニ充滿スルコト皆追放ノ弊』である。されば、これに代へて徒罪に行ひまた教へに従はざる者を移居せしめ、更に徒罪・移居にも至らぬほどの輕犯者には罰金を科すべきであると言つた。徒刑の内容は『其詳ナルコト未ダキカズ』と言ふに止つてゐるから、この點においては前述せる安井息軒に遠く及ばざるものがあるけれども、刑罰の基本體系を全面的に革新せんとする彼の所説は頗る注目すべきもので

あらねばならぬ。

- 一 日本經濟叢書、第三十二卷、第四一三頁乃至第四一四頁。
- 二 日本經濟叢書、第三十二卷、第四四八頁乃至第四四九頁。
- 三 拙稿『徳川幕府の教育刑政策』（刑政、第四十七卷第五號）。
- 四 日本經濟叢書、第二十一卷、第一一〇頁。
- 五 日本經濟叢書、第二十六卷、第四三〇頁。
- 六 日本經濟叢書、第三十二卷、第一三四頁。
- 五 以上に依つて事を考へるに、儒者の中には依然として觀念的な空漠な『賞罰』論を振りまはすを以て能事了れりとせるものもあつたが（一）しかし、何と言つても時勢に押されて刑罰革新の論を吐くものが續出し、中山竹山の懲役論を始めとして、安井息軒の復古的徒刑論、廣瀬淡窓の刑罰體系改革論などが出で、表面的には支那聖人を云々しながらも、その實質においては當時の社會事情に即するの論を吐かざるを得なかつたのである。とりわけて彼の追放が全く有害無益の刑に過ぎなかつたことを意識するに至つたのは彼等の大なる功績であると言

ひ得やう。

- 更にまた儒學者は一般に教化主義を採つてゐたから刑の勵行を唱へはしたが、例の刑名法術はこれを排斥して採らなかつた。この點において最も出色の學者は中井履軒である（二）。彼れは犯人の教化を主張しつつ、封建的な害惡刑・盲目的な應報刑を批評すること頗る手きびしいものがあつた。
- かやうにして、幕末に至ると封建的な刑罰思想は次第に批判されて近代的なものの方向へ進み、次節に述べる國學者その他の刑罰論と融合して以て明治時代に入り止揚されることとなるのである。
- 一 寛政八年正月の序を有する『昇平夜話』下篇卷之二の劈頭に曰く『天下國家を治るは、徳に有て法律に非ず、賞罰は政の大なるもの也、故に故先聖王の治といへ共、賞罰を用ひざるに非ず、只賞罰を頼まざるのみ』と言つて、例の賞罰論を展開してゐる（續日本經濟叢書、第二卷、第六四頁以下）。
- 二 拙稿『徳川後期の法律思想』——中井履軒の刑事判決批評論に現はれたる法律思想史の一齣——（思想、第一六七號、昭和十一年四月號）參看。

保護觀察制度の研究

(完)

重 富 義 男

- 一 はしがき
- 二 刑罰の宥恕とその種類
- 三 宥恕後の取締と保護觀察の必要
- 四 保護觀察の沿革（以上前號）
- 五 保護觀察の適用範圍
- 六 保護觀察の組織及び運用

五 保護觀察の適用範圍

わたくしは保護觀察の適用の問題として、保護觀察は如何なる種類の犯人に對し適用さるべきかと云ふことと、刑事手續上に於ける適用の範圍に就て考察し度いと思ふ。

わが國に於ては、從來少年法によつて犯罪少年にのみ保護觀察制度が認められて居たが、今此思想犯保護觀察

法によつて治安維持法違反者にも認めらるるに至つた。

そこでわれわれの考ふべきことは、保護觀察の適用が何故に少年犯人に始まり次で他の犯罪よりも優先的に思想犯に認められるに至つたかと云ふことである。

思想犯に付これが認めらるるに至つた理由は、はしがきに於て既に述べたるが如く全く最近の社會情勢として、治安維持法違反者の釋放數が漸次増加し、中には強度の危険性を有する者があり、これ等の者が他の危険性の弱き者及び一般社會に與へる影響に付ては深く考慮する必要があるからである。

これ等の再犯防止の爲め其の思想及び行動を視察し非轉向者及び準轉向者に對しては其の轉向を促進し、轉向者に對してはその轉向を確保して社會生活の定全を期する必要に迫られたからである。だが、かやうな必要はひとり思想犯に對してのみならず普通犯罪者に對してよ

り多く之を認めねばならぬのである。試みに再犯者のパーセンテージを比較して見れば次の通りである。

自昭和三年 治安維持法違反事件に於ける
至同 十年 刑執行終了者の再犯調

(司法省思想犯保護観察ニ關スル資料)

a	刑執行終了者總數	九三〇人
b	再檢舉總數	三三三人
c	再檢舉後起訴サレタル者	一六八人
b/a	ニ對スル百分比	約三・六
c/a	ニ對スル百分比	約一・七

刑法犯有罪被告人の前科調

(司法省昭和九年刑事統計年報四五頁)

	有罪被告人	其ノ内	百分比
	總數	前科者	
昭和六年	九八、四三二	三一、六九七	三二・二
昭和七年	九三、一八六	三二、一六二	三四・五
昭和八年	一〇七、三一八	三六、八〇八	三四・三
昭和九年	一二二、三三〇	四二、六八四	三四・九

右の表によつて見れば、一般刑法犯の再犯率は、思想犯のそれを遙に凌駕するのであつて、しかも其の累犯者數は年々その數を高めつゝあるのである。これは危険なる一般犯罪者を満期出獄後に漫然放置し監督の方法がな

いからであるから、速に保護観察をこれ等の者の上に及ぼし、それによつて再犯防止の處置を講ずる必要があるのである。しかも教化可能性の點より云へば、保護観察の効果は一般犯人により多くの期待をかけることが出来ること、罪質の點より何人も疑を挾むものがないのである。

何れにしても、社會の福祉と、犯人の改善助長と云ふ點から考へても、保護観察はひとり少年犯のみに限らず、又勿論思想犯のみに制限することなく、廣く一般犯罪者の上に一日も早く實現を期せねばならぬといふ理論に到達するのである。

更にわたくしは保護観察の目的は、第一に被觀察者を秩序ある生活に誘致せしむる爲に、之を助け且保護せんとする積極的目的と、第二に被觀察者が刑罰を宥恕され、又は之を終了したる場合に於て社會に危害を加へるが如きことなき様一般社會の爲めに、其の者を監督防衛せんとする消極的目的との二つを持つてゐるものと考へる。従つて此の二つの目的に照して保護観察の必要ありと考へらるる者は當然この處分に附すべきものであつて、斯る必要を認めらるるものは必ずしも初犯者のみに

限らないのである。イギリスに於ては先づ初犯者保護觀察法 Probation of First Offenders Act 1887. に於て、初犯者のみに宣告猶豫を認めたのであるが、其の後一九〇七年の保護觀察法 Probation of Offenders Act. に於て其の制限を撤去したのであつて、わが國に於ても、保護觀察に附し得べき者の範圍は累犯者にも之を擴張すべきものであると信ずる。

只このことは先づ刑法に就て、當然に現行刑法第二十五條の如き執行猶豫に關する制限を廢し、累犯者にも亦其の刑の執行を猶豫し得るが如く改むる必要があるのである。大正十五年臨時法制審議會決議の刑法改正の綱領第八項に曰く、「自由刑ニ付キ刑ノ執行猶豫を爲シ得ヘキ要件、取消ノ要件ヲ寛大ニシ、且宣告刑ノ範圍ヲ廣クスル規定ヲ設クルコト」と。而して刑法改正草案に據れば、刑の執行猶豫の規定に付、現行法の如き累犯者に對する制限は置かれてゐないのであつて、わが國の刑法もやがて斯る経過を辿り、次第に進歩しゆくものと考へらるるのである。

第二に、保護觀察は刑事手續上に於て如何なる範圍に適用さるべきものであるか。

諸國の立法例に於ては、保護觀察に附する命令は少年犯の場合を除き、本案の事件を審理せる判事が宣告猶豫又は執行猶豫の判決と同時に之を言渡すこととなつてゐる。従つて起訴猶豫者、假出獄者、満期出獄者に就ては保護觀察は法文上其の適用を見ないのであつて、此の點に就ては、わが思想犯保護觀察法が其の何れの場合に於ても、保護觀察に附し得るが如く規定せるは極めて進歩的な立法と云ふことが出来る。將來保護觀察法が一般犯罪者の爲めに適用さるる場合に於ても、勿論其の範圍は起訴猶豫、執行猶豫(又は宣告猶豫)假出獄、満期出獄の何れの場合にも及ぶべきものである。現行の假出獄取締細則、或は監獄法上の取締が如何に犯人の改過遷善の障壁となりつゝあるかは既に述べたるが如くであるが故に、速に之に代りて保護觀察を適用すべきである(一)。

一 泉二博士は保護觀察、假出獄、満期出獄等の場合にも廣く適用さるべきであることを既に大正九年刑事學研究に於て述べてゐられる(同書三八五頁)。

六 保護觀察の組織及び運用

思想犯保護觀察法に於ては、保護觀察の機關として保

護觀察所なる獨立の官廳を設け、其の下に保護司を置き、保護司は自ら被觀察者を保護し又は保護者、保護團體、寺院、教會、病院其他適當なる者に引渡委託して其の事業を遂行することとしてゐる。而して保護觀察に附すべきや否やの認定は、保護觀察審査會の決議によることとなつた。英・米に於ては、保護觀察の指揮監督者に付裁判所を以てすべきか、或は檢事局、刑務所の如き行政官廳を以てすべきか、其の利害得失に就ては議論のあるところである(一)。保護觀察を裁判所の統制下に置かんとする論者は、保護觀察は判事が裁判の宣告を延期することから生ずるので、云はゞ裁判機能の一つの延長であるのみならず、保護觀察を裁判所の監督統制下におくことは、保護觀察所に政治的勢力の浸入を排除する上に於て有効である。従つて保護司の任命等は裁判所によつてなされるべきであると説く。しかし、保護觀察に於ける被觀察者の監督と云ふことは、事柄の性質上裁判事項でなく行政事項である。恰も刑務所、矯正院等が裁判所の統制に服するものでないと同様に、保護觀察も亦裁判所より獨立であらねばならぬ。この議論に解決を與へて、

わが國に於ては思想犯保護觀察法に於て保護觀察所なる獨立の官廳を新設するに至つたのである。

I Sutherland, p. 368.

保護觀察はこれを有給の保護司をして爲さしむべきか、又は無給の篤志家に委して之を爲さしむべきかに就ては、一應問題として考へらるるところであるが、わが少年法に於ては、若干の有給専任の審判官、及び少年保護司を置き、其の活動を補助する機關として無給の篤志家を囑託してゐる。この組織は一般保護觀察の組織として經驗上最も適切なる方法として是認せらるるところである(二)。

II Sutherland, p. 359.

保護觀察の運用に就て、第一にわたくしは被害者に對する賠償、被害の辨償をなさしむる様心掛く可きであることを主張する。即ち被觀察者として、自己の犯罪によつて生じた損害賠償及び更に罰金、科料等の支拂を爲さしむべきである。被觀察者は、保護司の盡力によつて職を與へられることもあるし、又既に職を有するものは監獄に服役せしめらるるよりも遙に自由な天地に活動し得るのであるから、其の働きにより、或は自己の家計の補

助を爲し、或は自己の非行によつて損害を與へたる人々に對して可及的之が賠償を爲してその被害の程度を軽減せしむることが至當である。斯くしてこそ、社會秩序は自ら維持せられ、他面被觀察者は斯くすることによつてその倫理的責任を全うし社會道徳に合致する途をたどるに至り得るのである。又かかる行動に出づるやうに導いてこそ此の制度の教育的目的を達し得ることになるのである。

保護觀察のかかる作用は、既に英・米に於ては認められ實行されつゝあるところである。マサチユセツツ州に於ては一九三一年に保護司の手を経て、被觀察者が自己の家族の生活費の爲めに支拂つた金額は百五十一萬七千五百一十一弗で、損害賠償の爲め支拂つた金額は、十四萬八千三百七十四弗であり、一九三二年にニューヨークに於ては、被觀察者がそれ等の費用の爲め支拂つた金額は、三百五十萬弗に達してゐると謂ふ(三)。

III Sutherland, p. 374.

被觀察者の選定及び保護司の選任は共に充分の注意を要することであるが、殊に直接被觀察者と接觸し、之が保護指導の任に當る保護司の選任如何は、保護觀察の成

否に關する程重大なることである。アシユロツト博士は如何なる人物を保護司として選ぶべきかと云ふ點に就て次の如く謂ふ。「保護官ハ其管轄區域ノ地方的事情ニ關スル廣大ナル智識ヲ有スル以外ニ、人間ヲ正當ニ判斷シ其性質ヲ速カニ理解シ且其事情ヲ深く考察シ得ル能力ヲ持テ居ラネハナラヌ。更ニ保護官ハ窮迫ニ陥テ居ル被保護者ニ對シテ同情心ヲ持ツコトカ必要アル。

然シ乍ラ唯好人物テアルト云フタケテハ充分テハナイ。確固タル意思ヲ持タネハナラヌ。其ノ品行ニ於テハ他人ヲ教導スルニ必要ナル安定サト確實サトヲ有スルコトカ必要テアル。此等ノ總テノ性質ヲ有スル以上ハ、如何ナル職業ニ従事シテ居ヤウト其レハ問フヘキ限リテハ無イノテアル」と(四)。

保護司と被觀察者との人員の割合は如何なる程度を適度とするか。此の問題は交通機關の状態、被觀察者の住居の關係等の地方的事情と實務の經驗により決定さるべきことであり、多數の保護司を有する程其の保護は徹底するであらうが、アメリカに於ては一人の保護司に付最大限度七十人迄の被保護者の觀察が認められてゐる(五)。

保護司が被觀察者を其の父兄其の他の保護者に引渡したる時は、つとめて其の家庭を訪れてこれを理解することが必要である。スツザールランドは「一般的に云へば、犯罪人を改善せんと試みる場合には其の四分の一は犯罪者自身を改善することであるが、其の四分の三は犯罪者の家庭を改善するにある」と謂つてゐる(六)。

家庭を訪れる場合、其の回数も如何なる程度を以て可とするかと云ふ點も考へらるるところであるが、家庭は犯罪者を育て、これに犯罪の動機を與へる最も大切な處であるが故に、尠くとも一週間に一度位は、これを訪れて其の理解と改善に努め得るやうに爲すべきであらう。

四 前掲岩松氏譯國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事録第一九頁。アシユロツト博士は更に語を續けて曰く「保護官ヲ選擇スヘキ範圍ヲ擴張スルナラハ何等ノ困難ナクシテ各區裁判所ニ於テ其職務ニ適當ナル人物ヲ發見シ得ヘキ事ハ疑ヲ容レヌ。即チ吾々多數ノ退職官公吏、軍人並ニ其職ヲ離レタル職員其他ノ者等ヲ考ヘテ戴キ度イ、此等ノ者ノ多數ハ肉體的ニモ精神的ニモ未タ老朽シテ居ルノテハナク、何カノ仕事ヲ熱心ニ探求シテ居ルノテアル。而カモ其等ノ者ニシ

テ若シモ同情アル職務ヲ擔當スル事ニ依テ、單ニ人類社會ノ爲ニ利スルトコロアルヘキノミナラス、多クハ些細ナル恩給又ハ年金以外ニ幾分ノ利得ヲ爲ス事ヲ得テ自ラモ亦幸福トナルヘキニ於テヤヤアル云云」と。之に對し局長ネツクス氏は曰く、「私ハ保護官ハ恩給官吏又ハ之ト同様ナル者ヲ以テ之ニ充當シ得ヘシトノ御意見(中略)ニ一致スルコトカ出來ヌ、既ニ其精神的並ニ其他ノ活動力ノ全部ヲ消耗シ終ツタ恩給官吏ハ保護事業ニハ適當シナイノテアル。保護官ニ委託スヘキ任務ハ非常ニ廣大ナルモノテアルカ故ニ從テ未タ精力ニ充チ滿チタル人物ノミカ問題トナリ得ルノテアル。若シ老朽ナ恩給官吏ニ此事業ヲ委任スルナラハ其レハ主トシテ國庫ノ利益ニハナルテアラウ。何トナレハ、國庫ハ之ニ多クヲ支拂フコトヲ要セヌカラテアル。然シ保護官ヲ使用セネハナラヌ此ノ事業ノ爲メニハ非常ナル損害ト成ルテアラウ」と。(前同書七七頁)。

五 Sutherland, p. 359
六 Sutherland, p. 361

保護觀察に附するに際し、被觀察者に命じて遵守せしむべき條件は、被觀察者が之を守ればおのづから善良なる社會人となし得べきものであることを要する。わが昭

和六年刑法改正草案總則第十章保護觀察に於て認められたる條件は左の如くである。

第四百十五條 保護觀察ニ附セラレタル者ニ對シテハ左ニ掲クル事項ノ全部又ハ一部其ノ他適當ナル條件ノ遵守ヲ命スルコトヲ得

- 一、住所ヲ定メ正業ニ従事スルコト
- 二、不良ノ徒ト交際セス又ハ禁止シタル場所ニ出入セサルコト
- 三、酒類ノ飲用又ハ麻醉劑ノ使用ヲ爲ササルコト
- 四、善行保持ノ誓約ヲ爲スコト

第四百十六條 前二條ノ處分ハ事ノ執行中何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第四百十六條 本章ニ定ムルモノノ外保護觀察ニ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

これと同様の條件はイギリスに於て既に一九〇七年の保護觀察條令 Probation of Offenders Act. に於て規定せられてゐる。其の條項は次の通りである。

- 1 賊徒其の他不良者との交際を爲さざること
- 2 不良なる場所へ出入せざること
- 3 犯罪原因が酩酊にあるときは飲酒せざること
- 4 正直勤勉なる生活を爲すべきこと

而して右の保護觀察條件を履行せざるときは、曩に猶豫したる判決の宣告を爲し、刑の執行に服せしむることとしてゐる。これに依つて見ても保護觀察は決して單なる被觀察者の爲めの職業紹介や家庭訪問を根本の目的とするものではなく、あくまで被觀察者の性格を改善し健全なる生活に誘致し、人生に對する觀察の方法を樹て直さしむるにある事が瞭かである。

スツザールランドは再犯者に付觀察し、保護觀察に附せられたる者の中再び罪を犯すものは全體の二九パーセントに過ぎず、之に反し監獄に服役したる者からは三一パーセントの累犯者を出すと論じてゐる(一)。

果して如此く、實刑に處するよりも、保護觀察に附する方が再犯者の率尠しとすれば、わたくし達は一日も早く一般犯罪への保護觀察の實現を求めねばならぬ。さうして之によつて犯人の改善に可及的努力を拂はねばならぬと考へる。

1 Sutherland, p. 371.

逃走・逮捕を語る座談會 (下)

司會者 正木控訴院檢事



田口 神戸で一度刑期二十年といふ強竊盜を、しかも眞晝間に逃がしたことがありました。神戸は御承知のやうに教誨堂が狭いので、囚人を二組に分けて、午前と午後と二回教誨をやることになつてゐたのです。午前の分は、工場があるので(當時日曜は半休でした)工場からすぐ教誨堂へ入れますが、午後の方は、舍房から一旦廊下に出し、人員の點檢をすまして教誨堂へ送り込むことにしてゐたのですが、しかし擔當によつては、その人員點呼をせずに、すぐ教誨堂に連れて行くこともあつたやうです。これはたしかに怠慢で眞劍味を缺いたことだつたのでせう。しかし逃走者の方からいへばそこが附け目で、その機會を利用して逃げ出してしまつたのです。舍房にこつそり居残つてゐて、看病夫の白布を盗み出し、それを着て通用門のところから逃げ出したんですが、御存知のやうに神戸の刑務所は外圍の周圍が狭く、一目で見渡せるやうになつてゐるところから、それに氣をゆるして、當時表門の方だけを調べて、裏門の方を見廻らなかつたのも、手落ちは手落ちでした。通用門の門をこぢ開けて逃走して行くとき、現に南門の門衛がこれを目撃してゐたんださうですが、距離が三四十間もあつたので、そのまゝ見逃してしまつたのだといひます。といふのは立番は、三間以外の地點に出ではならぬ

といふことになつてゐましたので、その規定に拘泥して、見す／＼逃走を見送つてゐたのでした。私共も練習生時代に、さういふことを聴かされてゐましたが、時とするとかうした場合もありますので、その邊もう少し何とか融通の利く方法はないものかと、私つく／＼考へたことでした。——イヤ實は、かく申す私自身も、逃走の現

出席者

- | | |
|-----------------|------------------|
| 小菅 田口房治(看守長) | 府中 古屋壬二(部長) |
| 同 阿部庄三郎(部長) | 西巢鴨 大澤成次郎(看守長) |
| 同 石井文太郎(看守長) | 事務所 望月巳之助(部長) |
| 同 落合岩藏(部長) | 同 横濱 大井 久(看守長) |
| 同 豊多摩 土谷正光(看守長) | 同 横濱 林 市郎(看守) |
| 同 宮下幸雄(看守) | 同 千葉 佐藤忠一(看守長) |
| 府中 中原哲章(看守長) | 同 高橋克己(看守) |
| 正木控訴院檢事 | 萩生司法屬 |
| 吉江司法書記官 | 寺光司法屬 |
| 根田典獄補 | (順不同) |
| 伊藤刑務協會主事 | (八月廿二日午後五時 山王幸樂) |

場を見てたんです。私は、着てゐる白布を見て、「あゝ看病夫が逃げる！」と思ひまして、ともかく非常ベルを押したんです。ところが、その逃げ出す様子を見ながら押したもので、その方に氣を取られて、ベルに力が入らなかつたのでせうね、戒護室にある報知機の札が落ちなかつたのださうです。札が落ちずに、唯チリ／＼チリ／＼と鳴つてばかりゐるので、今の大分の齋藤支所長ですナ、當時は看守長でしたが「何だらう？ 札が落ちずにたゞチリ／＼チリ／＼いつてるが……あゝさうか、混線か、混線々々！」と格別氣にも留めずにゐたのださうです。雨の日などはよく混線してチリ／＼チリ／＼いふことがあるのです。その日も恰度雨降りだつたので、齋藤さんにはつきり例の混線と思ひ込まれたのでせうナ。しかし逃げる方には「混線」こそつけの幸ひで、その中にと／＼塀の外へ飛び出してしまつたのです。かうなると南門の門衛もまさか黙つてゐられないので、すぐ急を炊場の擔當に告げる。擔當が戒護へ飛んで行くといふ騒ぎとなり、時を移さず休憩中の連中が全部南門さして駆け付けました。私も一緒に飛んで行きましたが勿論逃走しようでもものがその時分まで外塀のあたりにマゴ／＼してゐるわけもなく、何處へ逃げたか、影も形も見えませ

ん。「この邊りで白衣を着た人間を見なかつたか」と、通りすがりの人間などをつかまへて訊いて見ても、「見受けませんでしたね」と、怪訝さうな顔をする人もあれば、「へえ、そんな人が今向ふの道を通つて行きましたよ、……イヤ、あれは白い着物ぢやなかつたかナ」といふ人もあるといった工合に、とんと要領を得ません。刑務所の近所に「園山」といつて、一寸した山がありますが、その山の中が怪しいといふのでそこへ全力を注いで八方から狩り立てましたが、見當りません。白衣を着てゐるから一目で判る筈、もし白衣を脱げば赤衣が出るのですからこれ亦一目で判る筈なのに、天へ上つたか、地に潜んだか、皆目行方が知れません。通行人に訊くと「どうも山の奥へ逃げ込んだらしいですよ」など、何れも他人事のやうな挨拶なので、私共も全くクサつてしまつたのです。しかし考へて見ると、私は當直の身なので、さうさう長追ひしてゐるわけにも行かず、一旦歸所して、上司の指揮を仰がなければならぬと思ひましたので、出がけに引つけて来た長靴を麓の茶店にあづけ、草履穿きで、元の道へ引き返さうとして、茶店の主人と「犯人はまだ分りませんか」「分らないので困つてるよ」などと話し合つてゐると、丁度そこを通りがりの人が「イ

ヤその犯人なら、空家ン中にかくれてゐるらしいつてんで、今一人探しに出かけましたよ」といふので、「何、空家？ 何處の空家ですか？」と私は氣もそゞろで、早速その通行人に案内してもらつて、その現場へ行つて見ますと、成程二三軒の空家が並んでゐます。ト見ると、その一軒の空家の板塀には、泥足をかけたらしい足跡があつて、しかもそれには、血が少々滲んで見えるんですナ「こゝだ！ 違ひない！」と私は躍る胸を押へながら、板塀に攀ぢ上り、内側を覗いて見ると、折柄霜崩れして、少々盛り上つてゐる土の上に、たしかに今飛び下りたらしいと思はれる足跡が見えるんです。私は夢中で飛び下りざま、裏口をコヂあけて、一足家の内へ足を踏ん込むと、思はず「ギョツ」として、一步後へしざつたのです。——あるんです、厚衣あつしを着て、頬かぶりをした男が、薄暗に包まれて、私のすぐ眼の前に、ちツと蹲つてゐるんです。後では笑話になりましたが、私の膽玉をでんぐり返さしたその男といふのは實は變裝の看守で、先きの通行人がいつたやうに、この空家に目星をつけて、密かに網を張つてたわけなんです。そこで「ヤア、君だつたのか」といふやうなことで、私も急に氣が強くなり、それから二人が、りりで二階から押入、便所と、家中隈な

くはたき廻つたのですが、……居ませんね。足跡を見ても、現にこの空家に忍び込んでゐることは明々白々であるのに、忍術でも使ふのか、ドロ／＼と消えてなくなつてしまつたのかさても不思議やと、二人が呆然として顔見合せてゐるところへ、又一人の變裝看守がやつて来ましたので、三人で相談して一應椽の下を探して見ようといふことになつたんですが、その椽の下といふのが又至つて低いもので、それに何處を覗いても入口といふものが見つかからないんです。「入口のない椽の下に隠れてゐる筈はなからう、われ／＼の姿を見て、いつの間にかすらかつてしまつたのだ。仕方がない、こゝは引き上げよう」つてんで他の諸君は引上げ説を唱へたのですが私はどうも心残りなのです。四間程の家なんです、若しこの内に隠れてゐるものとすれば、たとへ天魔なりともどう隠れさせるものでない、と思ひましたので、先づ私が先きに立つて、畳を上げ、床板をめくり出したのですが、他の連中は、いかにも氣のなさ／＼うな顔をして傍觀してゐました。私は構はずバリ／＼床板をめくり、ブンと埃くさい臭氣が鼻に衝き上げて来るのを我慢しながら、椽の下を覗いて見ると、闇の中にぼ／＼と薄白いものが浮いて見えるんです。「白衣！」と瞬間、ギクツとしました

が、よく見すかすとさうでもないらしいが、同時にはツと思つたのは、それがどうやら人間の足らしいといふことに氣付いたからです。その中、眼が闇になれて來ると、それは紛ふ方なき人間の足と判り、やがて全身が眼に入つて來ました。逃走者は、白衣を脱いでゐましたが、まるで平蜘蛛のやうになつて、土の上に俯伏しにへばりついてゐるのです。私は思はず「オイ、ある／＼！」と呼ぶと同時に劍を抜きはらひ、刀身を椽下の闇にぬツと突き出し、「オイ、出て來い！ 出て來ないとブチ斬るぞツ！」と大喝しながら、刀身で闇を縦横にまぜ返したものです。するとさすがの強たかものも、運の盡きと觀念したのか「恐れ入りました、只今すぐ出て行きます」といつて、ノソ／＼と這ひ出して來ました。そこを「御用！」と繩を打つたのです。

正木 逃走の名人といふのがありますね。例のピス健——六七年前頃、追跡者をピストルで射殺しては、大手を振つて日本中を逃げ廻つてゐたあの有名なピス健です、本名は大西健次郎といつた。あのさすがのピス健も、最後には惡運盡きて、この世の年貢納めをすることになつたんですが、えゝと、あれは大正十三年でしたかな、私が三池の刑務所へ巡關にまゐりましたときに、ピ

ス健が情願があるとして私に面會を求めて来たんですが、その際奴さんがいひましたよ、「私を神戸へ移送してくれ、たとへ十重二十重に括られようとも、必ず途中で逃走して見せるから」とね。あんなのが逃走の名人といふんでせうね。

田口 ビス健はたしかに逃走の名人でしたな。實に不思議な男でした。

正木 手錠をはめても、手錠が利かないといふ妙な男が、時々あるさうですね。手首の骨がないのかしら……手錠がスツポリと抜けてしまふといふが、ヘンじやないか。

田口 私は神戸で一人見ました。指の關節を自由に外すことが出来るらしいんです。關節を外すとその箇所がグニャ／＼になつて、手錠など、わけなく抜けてしまひます。

石井 明治時代の話ですが、現在使つてゐるやうな手錠ではダメだといふので、一時、特別な手錠を使用したことがあります。ところが廣島に一人逃走の名人がゐましてね。といふのは、この男の手頸の骨といふのが、その、今の傳で、とても妙なんです。しつかりはめた手錠を、こゝといふときに、スポリと抜いてしまふんですな。

ると、では君行つてくれ」とのことだつたので、すぐ様準備をして横濱を出發し、四時頃市谷に到着いたしました。犯人は東京方面へ逃走したとの見込みで御承知のやうに市谷を取り敢へず捜査本部に仕立てゝゐたのです。本部では谷内所長さんやその他の方々が、あれこれと大體の手配を決めたのですが、私達は玉の井方面に張り込んで見ようといふので、その日同方面へ出かけて一夜を過し、翌五日朝の四時半頃でしたかな、別にこれといふ當てもなくあの邊をブラ／＼うろついてますと、その中、近所の交番に、一名は昨夜十一時頃に逮捕されたといふ情報が入つたので、私は一應本部に引き上げました。する中、他の一名もその朝五時頃原宿邊で捕へられ、一名は目下追跡中であるとの吉報が本部に舞ひ込んで來ましたので、私共も思はず萬歳を唱へたのですが、君達は遊撃隊として一つあの邊に張り込んでくれとのことでしたので、八時頃でしたが、私は明治神宮方面へ立ち向ひました。その頃はもうあの邊一帯に嚴重な非常線を張り廻してゐたので、私の珍無類の變装姿が目について、途中あべこべに誰何されるなど、全く苦笑ものでした。一時頃原宿警察署の前でもかく一服してゐると、とても空腹を覺えて來たので、横濱の職員達と午餐をすまし、

私はその男を裁判所へ送る途中で逃がしてしまつたのですが、その前にも、警察署で三回逃げ、裁判所でも一度逃げてゐるんです。全くあゝいふ男にかゝるとかなひませんね。相手がどんな男かも分りませんから、大體手錠をかける際、餘程注意しなければなりませんね。

正木 この間逃走した横濱の大用なんて男も逃走の名人じやないのかね。

大井 そんな話ですな。

正木 林さん、あなたはあの時の殊勳者ださうですな。一つ當時の手柄話を伺ひませうか。

林 手柄話は恐れ入りますが、あれは去年の十一月三日でしたナ。私が丁度當直をやつてゐますと、夜の七時頃でした。戒護から電話がかゝつて來て、今逃走したものがあるといふ知らせなんです。しかしその日は、三回の勤務で私も非常に疲れてゐましたので、その夜はその儘眠りにつき、翌朝八時頃麥飯の立食をすまして、どんな様子かしらと案じてゐると、十二時半頃になつて、戒護から「逃走者は大用、小坂、錦織の三人だが、誰れか本人の顔を見知つてゐるものはないか」との間ひ合せが來たのです。私は、三人の中の二人だけは顔を知つてゐるが、一人は知らなかつたので、早速その旨を返答す

さて大用の奴、何處へもぐり込んだかな、と私はぢつと考へました。しかしもうかうなれば袋の鼠、さう遠方へ突つ走れる筈もないと思ひましたので、大體そのあたりを警戒してゐますと、何神社ですか、とある神社の境内に出来ました。で、私はその境内の高臺のところに突つ立つて、四方へ眼を配つてゐましたが、ふと見ると、その前方に消防ポンプを置く小屋がありまして、その右手の方から一人の牛乳配達夫がやつて來るのです。その牛乳配達夫の話によると、そこから上の道を約二十間程も行ったところのある家の床下に、何やら人間が潜伏してゐたやうでしたとのことなので、それツといふなり駆つけて見ましたが、犯人はもう何處へやら消え失せてゐました。變装して逃げた、といふので、先程向ふの道を行つて行つた、金ボタンの學生服を着けた男が怪しいなどと、口々に噂は立てますが、何れも取りとめがありません。あたりに青年團なども繰り出してはゐましたが、みんな恐ろしがつて、戸を開けて家の中へ入らうとするものもありません。私は犯人は恐らくこの道を眞直に突つ走つたに相違ないと、その道を上つて行きますと、生垣を廻らした一軒の家の中から奥さんらしい人が出て來て、「そつちへ行きました／＼」といふのです。見ると、突

き當りのところに小さい開き扉がありますので、私がその扉を開けて中へ入らうとする途端、ドント私にぶつかるとあるのです。私も思はずはツとして、一二歩後へしざり、踵を定めてよく／＼見ると、印伴天にゴム裏草履といふ、身装こそ變つてゐるが、紛れもない大用なので、私は「大用！」と一喝するなり、突嗟に飛びかゝつて行きました。しばらく揉み合つたといふことだけは覚えてゐますが、どうして奴を引つ倒したのか、奴が倒れたものか丸で夢我夢中でしたが、ともかく、私は奴を膝下に組み敷き、右手で首を締め、左手で羽がひ締めにながら、捕縄をかけやうとしましたが、オーバーのカクシの中にあるその捕縄を取り出すゆとりがないのです。しばらくはそんなことで、双方ウン／＼犇き合つてゐましたがその中に應援團が駈けつけてくれて、とうとう奴を縛り上げてしまつたのです。時間は丁度五日の午後三時でした。逃走から三日目で、最後の大用を逮捕するまでに、實に四十三時間かゝたわけです。

正木 根田さん、あなたは當時の總指揮官といつた格でしたね。一つ總指揮官としての作戦なり、感想なりを伺ひませうか。

根田 いやア、私は總指揮官でも何でもありません

よ。總司令官は谷内さんで、私と森口君とが副司令といふところで、多少御手傳ひしたゞけのことですよ。私は府中で一回、自分の刑務所でも、あの少し前に逃がした経験があるので、逃走といふことについては多少分るやうな氣もいたしたので、それであつて、捜査本部が市谷に置かれたといふので、早速市谷へ應援に出かけたやうなわけでした。府中の時も巢鴨の時も、追跡に官服を着て行つたものが多かつたですが、私はあれではいけないと思ひましたので、應援は必ず私服で来いと命じました。大體の配置は谷内さんの指圖に依つたのですが、谷内さんが、大東京地圖をテーブルの上に展げて、この方面はかうその方面はあゝと、急所々々を指示されたのが、後から考へて見ると、いち／＼適中してゐるんです。谷内さんのカンによさには、私もつく／＼感心しましたよ。豊多摩の黒澤看守長もなか／＼カンのいゝ人ですなア、最初目黒方面に配置したのを、黒澤君が原宿方面が危険だといふので、玉の井方面の遊撃隊を引き上げて、原宿方面へ手配させたやうなわけでした。

宮下 目黒方面へ出かけたのは私達でした。四日の夜終電車もなくなる一時頃、引き上げ命令が来ましたので、私と川島とが、目黒を後に、代々木驛に引き上げて

来たのでした。

根田 要するに何ですよ、三人に一度に逃げられながら、あの事件の納まりが比較的うまく行つたといふものは、第一には谷内所長や東所長の采配の下に、ツポにはまつた、統一のある配置をなし得た上に、職員も應援隊も、何れも腹藏のない意見を述べて、所謂衆智を集めた結果であり、第二には犯人が東京へ逃げ込んだといふので、世間でも大騒ぎをするし、従つて刑務官としても、日本行刑の面目のために是非四十八時間内に逮捕してしまはなければならぬといふ、先刻佐藤君のいはれたその責任感ですなア、その責任感の發現からだと思ふのです。ですからあの事件はわれ／＼刑務官に對して、いろ／＼の教訓や示唆を與へてゐるものと思ふのです。

正木 それはさうだが、しかしね、根田さん、捜査にカンばかりを當てにするのは考へものだせ。カンはずとは奇捷を博することもあるが、危険が伴ふんでね。總大將としては、餘りカンを頼りにしない方がいゝと思ふね。尤もあの事件の場合は、幸にしてそのカンが中つたんでよかつたが……。

根田 カンばかりに頼るのは勿論危険でせうが、しかし何ですよ、カンのいゝ人と、悪い人とでは、たしかに

目の付けどころがちがひますよ。谷内さんは實にカンがいいですよ。東京の圖面を見詰めながら、あゝかうと配置を決めて行くんですが……それが圖星でしてね。

正木 従來逃走者を追跡する場合には、本部を置いたのですか。

根田 府中の時も本部を置きましたよ。中尾さんが内部の責任者となり、私が外部の責任者となつて、且つ連絡をとつてやりました。

土谷 本部はどうしても置く必要があると思ひます。本部は言はゞ中樞神経ですから、これがないと仕事の統一がとれません。

根田 さうだ、横濱の場合には、その統一がうまくとれたんですなア。

正木 刑務官の中で逃走者を逮捕したのは横濱の場合だけぢやないかね。それ以前にありましたかね。

根田 残念ですが……まあないでせうなア。大てい警察の御世話になつてゐたやうですなア。

田口 警察の手を借りて、警察と共同の張込みをするのは、先刻の御話があつたやうですが、刑務官側としては、こいつ餘つ程加減ものでしてね。いつか三次支所で、とんだへマをやつて、折角捕へた逃走者を、一晚警

察に留め置かれたことがありましたよ。といふのは、最初逃走者を押へ付けたのはたしかに刑務官だったのですが、捕縄をかけたのが警察官なんです。刑務官が、憎さの餘り、さんく、拳骨で擲り付けてゐる間に、警官が横合ひから縄をかけてしまつたんですね。そこで双方の間に鞘當てが始つて、刑務官側では、何とかしてこつちへ貰はうと警察側に随分かけ合つて見たのですが、警察ではどうしても承知せず、とう／＼本人の身柄を本署へ引つ張つてつて、一晚留置してしまつたのです。

佐藤 警察との出入は毎度のことです、どうも困つたものですが、しかし逃走者にはせると、刑務官の手で捕へられるよりも、警察の手で捕へられることを望んでゐるやうに見えますね……どうせ捕へられるものならばです。といふのは、只今の御話のやうに、刑務官ですと、ツイ憎さが先きに立つて、一旦つかまへたとすると、とかく酷い目にあはせる傾向がありますが、警察官ですとそれが無い、と少くも、本人にはさう思はれるらしいんですね。それで、刑務官の手からは、何としても逃げ失せようとかゝるが、警察官なら多少安心して、いよ／＼となれば縄にかゝる。といった關係はあるやうに思ひます。ですから、自首しようとする場合にも、刑務

官の許へは行かずに、警察に行きますよ。

正木 成程、そんな關係もあるのかね。果してさうとすれば、刑務官としては、多少考へなくちやならんことだね。……そこで横濱事件の殊勳者は、え、と、林君の外には宮下君と川島君でしたね。川島君は今日御出席がないやうだから、宮下君から一つ、當時の追跡苦心談を承りませうか。小坂でしたね、宮下君が捕へたのは……。

宮下 さうです。最初錦織が捕まり、小坂と大用と一緒にフケ飛んだところを、次で小坂が網にかゝり、最後に大用が、林君の手で捕つたといふ順序になるのです。先刻も一寸申上げましたが、私は五日の午前一時頃、目黒に張り込んでゐたのですが、一時十五分に引き上げ命令が來ました。と同時に犯人は代々木方面へ逃げ込んだらしいとの情報を受け取つたのです。そこで私と川島君とは、直に終電車に乗つて代々木方面へ駆けつけたのですが、行つて見ると、同僚も三人程おましたし、又行手の十字路のところでは六七人の警官が頑張つてゐて、一々自動車を誰何してゐます。私は原宿警察の前の細い道を通つて千駄ヶ谷驛の前に出て見ましたが、そこで横濱の方々が、植込の中に五六人張り込んでゐるのに出合ひました。それから私は神宮橋の側を通つて原

宿の交番前にさしかゝりますと、その邊を見張つてゐるらしい若い巡査が、しきりに劍術の眞似などやりながら、私達の様子をそれと見て「犯人は吃度この邊へやつて來ますよ」などいひますので、私達も何やらそんな豫感がしまして、川島君と二人で、そこに頑張つてゐました。丁度朝の五時頃でしたが寒さと眠さでもうへ／＼なんです。それでも、強いて氣を張り、下つ腹に力を入れ、足踏みをしながら道の眞中に突つ立つてゐました。その中交番にゐた一人の巡査が巡回に出かけたので、川島君は、その椅子を表へ取り出し、それに腰かけてそこを通る自動車を一々檢索してゐましたが、その時です、——ト見ると、向ふから一臺のトラックがこつちへ向け疾走して來るんです。そしてツイ五六間先きのところへ來たかと思ふと、ピタリと止つてしまつたのです。私は腕組みをしながらそれを見てゐましたが「ハテナ、俺達のところへ來たのかナ」と訝かる間もなく、運轉臺から一人の男がヒラリと飛び下り、ツカ／＼と私達の方へ近寄つて來るなり、ピヨコンと一つおじぎをして「私のトラックにへんな男が二人乗つてゐます。見知らぬ男ですが、乗せてくれつてんで、途中から乗せて來たんですが……」と言ひも終らず聴きも終らぬ中に、私の視線は、

二人の男が矢庭にそのトラックから飛び下りざま、土を蹴つて逃げ出さうとする光景を捉へたのです。「あれだッ！」叫ぶなり私は呼子を吹きならしました。川島君は、弾かれたやうに椅子を蹴放し、一目散に飛んで行きました。私も後れじと後を追ひました。すると約四五十間も行つたところで、道は左右へ岐れてゐるのです。小坂と大用は、その右と左に分れて逃げたらしいのです。私達は「しまつた！」と思ひましたが、「二兎を追ふものは一兎を得ず」、その意識が瞬間、頭を掠めたので、私達は道を右にとつて、小坂一人を追ひました。小坂は大用から見るとやゝ逃げおくれた感がありました。約十間位で追ひついたので、私はつと小坂の先きへ廻つて、かれの逃げ路に立ち塞がりました。小坂ももう逃れぬところと観念したものか、そこへ棒立ちとなり、手を振り上げながら太々しい態度で「どうでも勝手にしやがれ！」といふのです。勝手にしやうにも、考へて見ると私達は武器といふものを持つてゐません。相手はどんな兇器を持つてゐるかも分らず、こいつウツカリ手出しをしてへマをやつてはいかぬと思ひましたので、私は突嗟に二三歩後へ引きしざり、着てゐたレインコートを手早く脱いでこれを奴に投げつけ「オイ御前逃げる氣か？」と一喝しま

した。すると小坂は、悄然とした様子で向ふを向き「オレはもうダメだ！」と低く呟いたやうでしたが、その時、私達は気がつきませんでした。隠し持つてゐた庖丁で、咽喉を切つたものらしいのです。左頸部を下方へ引けばもう命はなかつたのですが、幸ひ上方へ切り上げたので、それで致命傷にはならなかつたらしいのです。川島君は、その以前に、小坂が兇器を持つてゐることを電燈の光りで見たといひます。そこで私達が「オイ小坂、兇器を捨てろ！」と命じますと、奴は素直にそれを後へ投げ捨てました。「坐れ！」といつて、奴がヨロ／＼となつたところを、二人でドンと腰を突くと、奴はわけもなくそこに崩折れてしまひました。そこへ巡査が飛んで来て「繩をかけませう」といふのです。私達は小坂が餘りにも素直なので、隙を見て逃げ出す魂膽ではないかとも思つて見たのですが、さういふ中に、巡査は捕繩を取り出し、その場で奴をグル／＼巻きにしてしまひました。その時私は始めて知つたのですが、奴の胴の邊に、血潮がベツトリとついてゐました。そこで、すぐ近所の醫者へ擔ぎ込んだわけなんです。その時奴の投げ捨てた兇器を拾つて、電燈の光りでよく見ると、それは革切り庖丁でした。でも醫者の話では「ナニ大した傷ではない、

身柄は手術の濟み次第すぐ運んでつても差支ない」とのことでしたので、私は、その場で醫者の電話を借りて、小坂を逮捕したことを市谷の本部へ通知しましたが、巡査も同じ電話で交番へその旨を知らせてゐたやうでした。かくて小坂の傷手當が終つた頃、東所長と森口典獄補が自動車で御見えになりましたので、早速本人の身柄を、自動車で市谷へ送り届けたやうなわけでした。小坂はその時詰襟服に青いシャツを着込み、ソフト帽を冠つてゐました。私達は今度は大用のあとを追はうとして、もとの交番の前までさしかゝつて來ると、そこに新聞記者達が大勢集つてゐて、私達にいろ／＼のことを訊くのです。巡査が「破獄囚を捕へたのはこの人ぢです／＼」と私達を指していふので、記者達は、私達の周圍を取り巻いて離さうとしないのですが、私達は仰々しく新聞に書き立てられるのも面伏せのことゝ存じまして、記者の包圍陣を突破するなり、「寫眞班、寫眞班！」などと記者達が連呼する聲を後へに聞き流しながら、雲を霞と逃げ伸びて來ました。ところで大用の逃げ延びた道ですが、あの邊は一帶の屋敷町で、この小路あそここの植込みと、次ぎ／＼探し廻るだけでも餘程時間がかかりました。午後後に明治神宮の樹上に怪しい男が登つてゐたとか、原宿

をトラックで通つたのがその男らしい、とかいろ／＼なデマが飛ぶので、私達も何が何やら五里霧中といった形でした。しかしその後間もなく、先刻の御話のやうに、林さんの手で、元兇が捕まつたので、私達もほつと安心の胸を撫したやうなわけでした。私はその時もさう思ひましたが、やはりあゝいふ時は、いろ／＼なデマに釣られてあちこちを動きまはらずに、先刻御話があつたやうに、信念を以てあたるのが何より肝要だと感じたのでした。私は當時川島君と終始行動を共にしましたが、同君の動作、處置は大に良かったと只今でも感心してゐる次第です。

土谷 私も補足的に一言させていたゞきます。横濱の

三人組の逃走者を首尾よく逮捕出來ましたことは、勿論みなさんの晝夜を分たぬ御骨折によることですが、宮下、川島兩君の御働きは特筆大書に値すると存じます。それが當時の新聞の報導するところでは、小坂を捕つたのは警官で、兩君はホンの一寸手助けした位にしか書かれてないので、その點甚だ遺憾に思つたことでした。事實はその反對で、兩君の手で捕つたのを、警官が横合ひからもぎ取つたやうな形になつたのです。只今宮下君の御話でその點は明白ですが、宮下君は謙遜されてゐる點もあるやうですから、私からその點をも少し詳しく御話した

いと存じます。當時でさへ警察逮捕説が傳はつて、谷内所長などは「何だ巡査が捕つたのか」と残念さうにいはれた位だつたんです。宮下君の御話のやうに、小坂と大用の二名がトラックから飛び下りて脱兎の勢ひで逃げ出すところを兩君が追つかけたんですが、間もなく道は左右に分れて、小坂は左へ、大用は右へと逃げたのです。その時たしかに巡査も一緒に追つかけてました。しかし巡査は三人とも同じ方向へ向つてしまつたのです。兩君が小坂を追つて、宮下君が先廻りし、川島君と奴を挟み打ちにしたときに、巡査も二三間手前のところで、佩劍を握つて身構へてゐました。そして兩君が小坂を押へ付けたところへその巡査がやつて來て、捕繩をかけたのです。それから兩君と巡査と三人で本人を醫院へ擔ぎ込んだのですが、その時巡査は机の上に革切庖丁——小坂の所持してゐた兇器です——のあるのを見て、それをポケットに入れて持ち去らうとしたので「イヤそれを持つて行かれては困る」といふので、庖丁をこつちへ取り戻したので。そしてその場で、宮下君は市谷へ、巡査は警察へと電話したのですが、小坂の身柄を引き取つたのは二三分違ひでこつちが早かつたのです。森口典獄補が、巡査が一旦かけた捕繩を外し、川島君の捕繩をかけて引つ立て、行つたのです。巡査はいかにも不服らしい顔

つきで「あなたの方で連れて行くのですか」など、言つてましたが、これは當然のこととせう。それといふのも、森口典獄補の、實に機敏にして用意周到な御働らきに因ることです。私は何も巡査を非難するわけではなく、又非難すべきものでもありませんが、唯あの時の兩君の功績が、新聞等で誤り傳へられてゐるやうなので、一言兩君のために蛇足を加へ、併せて森口典獄補の御處置に敬意を表した次第です。

正木 警官との關係は一寸デリケートだね。やはり刑務官の逮捕期間は四十八時間といふところが手頃ですかね。改正草案では逃走の翌日から起算して三日間といふことになつてゐるが……。

大井 先づその邊でせうね。

佐藤 私もさう思ひますね。

正木 ところで、逃走者を逮捕して所長の許へ連れて行くと、所長は何といひますか。所長の態度はどうです。大體はおいて叱り付ける人が多いですか、それともやさしく出る人が多いですか。

佐藤 從來の経験で見ますと、中には叱り付ける人もありますが、多くは何とも仰つしやいませんね。やさしく、とまでは行かなくとも、別に小言を仰つしやいません。

二十七日のことでした。小菅で餅搗をやるといふので、朝の二時半頃、受刑者を十三名ばかり引き出し、その中に二名に餅を搗かせてゐたのです。餅搗きのことと米をふかしたり何かごとくしてゐる中に、一人の看守が、「受刑者の数が一人足りない」といひ出したのです。「五分程前に便所へ行つたらしい」といふものがあるので、別に氣にも留めずにあつたが、やがて七八分経つても戻つて來ないので。少し不安になつて來て、便所は長い人も短い人もあるが、それにしても餘りに長すぎる、念のために見て來い、といふことになり、探しに行つたのですが、姿が見えません。「逃走だッ！」と大騒ぎとなり、戒護に急報して、追跡を始めたのですが、當時震災後で、外堀はなく鐵條網などが敷き詰めてあつたのを、それを飛び越え、潜り抜けて逃げ出してしまつたものらしいのです。結局は、王子方面へ逃げ伸びて行つたところを王子警察の手で逮捕されてしまひましたが、その逃走の動機といふのが、聞いて見ると實に可哀相なのです。元來本人は日頃から非常に眞面目な男で、外役へ廻さうと、候補者の一人に加つてゐた程だつたのですが、本人には一人の弟があつて、それが非常に貧乏で、暮だといふのに餅一つ搗けず、子供に下駄一足買つてやることも出來ない、それで三圓でも五圓でも、自分の賞與金の

正木 僕がまだ學校へ行つてゐる時分でしたが、小菅に逃走があつた。その當時の所長は故有馬所長だつたが、逃走者をつかまへて所長の許へ連れて行くと、有馬さんは、その男の手を取つて泣いて、「よく歸つて來たね」といつたので、逃走者もそれを見て非常に恐縮したといふことが當時の新聞に出てゐたのを今でも覚えてゐますがね。まア有馬さんのやうな人は格別で、どちらかといふと、叱り付ける側の人が多いんぢやないかね。どうもさうらしいね。

宮下 しかし私共が小坂を捕へて東所長の面前へ連れて行きますと、小坂もさすがに「濟みません」と首垂れましたが、東所長は、やさしくいたはるやうに「いゝよ、いゝよ、何事もまア黙つてゐたまへ」と言はれました。私は傍で聞いてゐまして、何となく涙ぐましい氣持になりました。

正木 さうした場合、やさしい言葉をかけてやる方が、効果的だらうね。

石井 叱り付ける人は、まア少いだらうと思ひますがね。

阿部 只今故有馬所長さんの御話が出ましたが、有馬さんはほんとに情け深い方でしたね。あれはさう、忘れもしない大正十四年の暮、その暮もずつと押詰つた師走

中から送金してやりたいから、と願ひ出て來たのでしたが生憎有馬所長が病院に入院中なので、許可を得ることが出來ないでゐたのを、本人としてはもう矢も楯もたまらなくなつたのでせう、弟に送金したいの一念から、つひフラフラと逃走してしまつたらしいのです。逃走の動機が動機だからでもあつたでせうが、その時有馬所長は、「刑務所へこの人を返しても、戒護をしてゐたものに決して會はしてはならぬ」と嚴重に申渡されたのです。つまりこの男を戒護へ渡すと、どんな酷い目に遭はされるかもしれぬといふことを慮られて、それで、さうした情けある取り計らひをなされたものでせう。

古屋 刑務官が張り込んでゐるとき、通行の自動車を止める権限があるでせうか。

正木 その権限はあるまいね。いかに四十八時間以内でも、刑務官に保安警察権は與へられてゐない筈だね。どうです吉江さん……。

吉江 さあ、やはり権限はないでせうね。

寺光 しかしさういふ際は、最寄の交番にでも斷れば、交番の方では「どうぞよろしく御願ひします」位のことはいふでせう。

正木 それではこれで今晚の座談會をおしまひとします。みなさんいゝ有難うございました。(完)

海外時報

パロール（假釋放）についての論争

——豫斷の問題

今年のおしまいにならない前に、東のコースト（海岸）から西のコーストまで、アメリカ全國のビッグ・ハウス（Big House）——かんごくの事で、彼等間の通語）の重い鐵の格子門から、六萬の男女が自由の生活へ入るためにぞろ／＼と出て行くのである。アメリカには、已にいづれかの行刑施設でサンプ（服刑）したものが五百萬人に及んでゐるが、更らに此上に、この六萬人が街頭に溢れ出すわけである。

彼等の大部分はパロリー（假釋放者）で、一かばちかの冒険で拘禁を解かれたもので、名譽にかけての口約、即ちパロール（Parole）で、今後はまっ直ぐな生活を送

なつてゐたもので、今この論争の双方の立役者となつてゐるのは、一方は、合衆國政府司法省假釋放局の長（Director, U. S. Bureau of Parole, Dept. of Justice）たるレー・エル・ハツフ氏で、他方は、一九二四年にシカゴで少年ボビー・フランクスを殺して現に伊利ノイス州のデオリエット・プリズンに服役中のナサン・レオポールドである（此男はちと變態で、人を殺す場合に受ける「スリル」のどんなものであるかを知らうとする目的で、當時シカゴ大學生たりし彼は友人と共に自動車の中でこの少年を絞殺して郊外の沼の中へ屍體を遺棄したのである。この事件は當時アメリカ全土を通じて非常なセンセーションを起したものである）。論争の種となつてゐるのは、この三十歳のレオポールドがデオリエット・プリズンの社會調査課（Sociological Research Office）に雇はれて課長のクリミノロヂストなるノースウエスタン大學のフェリス・ローン教授の下で教授を助けて案出したスコーリング・システムであつて其根本の處は、受刑者の何人が正しい道を進むだらうかといふことを證明し得るものと信じられてゐる假釋放の豫斷表（prediction table）に在つたのである。

ることを誓つたものである。

「犯人を社會に復活せしめよ、而して、復活せしむると共に社會を防衛せよ」といふのが、パロール（假釋放）執行の準據する法式であるが、皆が皆うまくはいかないので、この假釋放なるシステムは、パロールに値しない多くの受刑者を過つて社會に放ち遣ることが往々あるのである。かういふ連中はすぐとまた惡事を働いて、新聞紙のフロント・ページ（第一面）に大見出しで書き立てられることになるので、此等の累犯者が出る度に、すぐとパロール・システム共者に概括的な批難が浴びせかけられることになるのである。

シカゴのノースウエスタン大學出版部より發行せらる、刑事學雜誌（Journal of Criminal Law and Criminology）の八月號には、受刑者のパロラビリテイ（假釋放の許可資格）の有無を豫め決定するために用ひられてゐる採點法（scoring system）に主として存する遺漏の原因についての二人の専門のピーノロヂストの間に行はれた激しい論争が公にされてゐるのである。

假釋放の豫斷（parole prediction）に關するスコーリング・システム（採點法）は已に久しい間論争の焦點となり、前記の刑事學雜誌の去年の九月號で、レオポールドはイリアム・エフ・ランなるペン・ネームを用ひて自分の考案した新しスコーリング・システムを説明してゐるのである。それは、二人の受刑者が審査者となつて、所謂俗にいふ「感」（“Hunch” method）で百五十人の受刑者の一群を一人づつ問ひ試みたといふやり方なのである。採點に考慮せられた項目の中には、受刑者の刑の言渡、犯罪、年齢、國籍、抗辯、服役期間、前科、處罰記録、性格のタイプ、居住都市の大小、交遊關係、智能率、勞働記録等がある。

しかし、鑑識方法としてこれだけのフアクターでは足りないで、更らに多くの項目が種々の統計から撰び出されなければならぬものである、とレオポールドは信じてゐるのである。彼の言ふ所に従へば、眼の色、毛髪の色、指の爪の形も考慮せられなければならないが、之に加ふるに、受刑者の體重及び身長も考慮せられなければならないのである。例へば、身長と體重とは確かに、パロールの成功と關係があることが發見されてゐたのである。即ち、背の高い體の重いものは、低い軽いものよりもパロールに成功する率が一層多いのである。

「妥當な豫斷のフアクターとすべきものは如何なるフアクターでも次の四つの要素を包含してゐなければならぬものである。即ち、確實性、パロールの成果との重要な關聯あること、他のフアクターより獨立してゐること、及び、安定性を有つてゐること。この四つである」と彼は曰つてゐる。最後の採點の結果は、受刑者にとつて有利なフアクターの數の中から不利なフアクターの數を控除することによつて得らるゝのである。

他方、ハッフ氏は、この主張に對して、叛逆罪又は死刑を伴ふ犯罪にはパロールは許すべからざるものであると信じてゐるのであつて、其理由は、若し許すとするとこれは受刑者の利害を社會の利害の上に置くことになるからといふのである。猶ほ亦た、彼は、ローン教授の主張するように、パロールのブレディクション（豫斷）が科學的智識であるといふことは信じないのである。

この二つの見方は、一九二三年以來發達途上にあつたパロールの豫斷方法に關する一つのシステムを生み出す苦心努力を語るものである、この年に、マサチュセツツ州のリホーメートリーで、サム・ビー・ワーナー教授がパロールに成功した受刑者三百人、パロールに違反したものの三百人、及び、パロールを拒んだもの八十六人のレ

コードを研究したことがある。この調査には、州のパロール・ボード（假釋放局）に於て採用せられてゐる豫斷のフアクターばかりでなく、利用されなかつた他の六十四個の項目をも包括してゐたのである。

質問に對する受刑者の答への信憑するに足るや否を決しようとして、教授は此等のケースの四分の一には答への異なることを發見したのである。この研究を批難したホーネル・ハート教授は、現在マサチュセツツで採用されてゐる豫斷表の最初の確定した骨組を立てたのである。

しかし、事實上實用的な豫斷表を作製した最初の専門家は、シカゴ大學のアーネスト・W・バーヂス教授であつたのである。一九二八年に、バーヂス教授は、イリノイス州に於ける三千人のパロリー（假釋放者）の官のレコードを、犯人のタイプと前科との二大項目の下に區別し、この二大項目を更らに三十の小項目（最後に二十一に切りつめた）に分つたが、これが其後イリノイス州に於けるパロールの決定に於けるテーブル（表）として適用されてゐるのである。

一九三〇年に、ハーバード大學法學部教授シエルド

ン・グリユツク博士は、豫斷に使用されたフアクターを一層制限し且つ刑務所に於けるレコードに加ふるに徹底的なる實地調査を以てして、上述の研究を補ふ所があつた。博士は自己の研究から、刑務所に於けるレコードの額面の價格で受取ることのできないものであるとの結論に達したのである。

其後、また、ミネソタ大學のヴォールド教授によつて假釋放試験質問項目に新しい材料が加へられたのであつた。

更らに、この問題に重要な實質的な貢獻をしたものはイリノイス州のデオリエット・プリズンの社會調査課（Sociological Research Office）の長たるノースウエストーン大學のローン教授で、一九二七年から一九三〇年までのデオリエットに於ける假釋放の成績記録を研究して得た結果によつたものである。前述のレオポールド其他の受刑者の助力を求めて、ローン教授は更らに深くこの問題を究め、受刑者の經驗に基いて豫斷のフアクターを定めた新しいテーブルを作り上げたのである。これが現在議論の本となつてゐるのである。ローン教授は、先づ手初めに、若し或る受刑者のパロールに於ける成功の

プロバビリティー（見込）に關して同囚の或る一人の聰明な受刑者の隠す所なき公平な判斷を聽くを得たならば、それは、今迄に發明されたどんな豫斷方法よりも、兩者間の隨伴關係のすばらしい高い度合を示すものであるだらう、との一部の意見の眞實性の有無を考究して、彼は遂に、受刑者は同囚のものについては仲間以外のものよりも更らに多くを知つてゐるといふ結論を支持するに至つたのである。

一方、中央政府司法省假釋放局長のハッフ氏は、ローンのこのシステムを適用した合衆國政府所屬刑務所の五千九百十二人の受刑者のレコードは前掲のレオポールドの説く所と一致した結果を示してゐるが、他の三千のケースでは全然失敗してゐるといふ事實を擧げて、ローン教授の所信を攻撃してゐるのである。パロール・ブレディクション（豫斷）は科學的な智識として取扱ふ資格を缺いてゐる、と彼は言ひ、「現在よりも更らに充實した材料が包括されなければならぬ」と主張してゐるのである。

パロールの豫斷といふこのむづかしい問題は、百五十

年間多くの國々に於けるパロール・システムなる行刑上の一制度についての争論の中心となつてゐたのである。昔時は追放で受刑者の始末は事なく解決されてゐたものだが、千七百九十年に、オーストリアのニュウ・サウス・ウェールズで始めてパロールなるシステムが制定されたのであつた。

パロールのシステムは、北米合衆國では實際各ステート（州）で全く異つてゐるのである。うそのようだが、僅か數年前には法律上一つのシステムとしては殆んど存在してゐなかつたと曰つて可い位で、ガヴァーナー（州の知事）やワーズデン（刑務所長）がパロールの権限を握つてゐたもので、時には政黨領袖のつびきならぬ壓迫でこの権限を行使したもので、或る州では今日も依然としてこの弊が存してゐるのである。一九三〇年に、ニュウ・ヨーク・ステートでは初めてパロール・ボード（Parole Board——假釋放審議局）を設けたのであつて、このボードで模範的なパロールの執行並びに監督のシステムを制定したのである。

ニュウ・ヂャーシー州では、パロール・ボードのチーフ・パロール・オフィサー（假釋放主任監督）のウインスロップ・デイ・レーン氏は、假釋放について、受刑者の選擇並びに執行期間中の監督の極めて近代的な方法を促進するために多大の努力を致したのである。假釋放の豫斷方法について、氏は次の如く語つてゐる。「受刑者の將來の行動を豫斷するについては今日よりも更らに一層確實なる方法が望ましいのである。ローン、レオポールド兩氏の考案した方法は猶ほ一層獎勵さるべきである。豫斷について統計上の方法を用うることを疑ひ危ぶむものもあるが、犯罪に對する社會の防止力を強化し得るものなりや否を實際に證據立てるために、新しい試みを企てるものにはあらゆる助力が與へられなければならぬ」。

Literary Digest, August 22, 1936.

新 刊 紹 介

□カナダ政府發行『一九三四年度行刑統計』（Annual Report of the Superintendent of Penitentiaries for the fiscal year ended March 31, 1935, published by Dominion of Canada, 1935）

一九三四年四月一日より一九三五年三月末日に至る間の行刑統計である。刑務所の數は八年度開始當日の收容人員は四二二〇人で一年間の入所者數一四七七人、釋放者總數は二一四五人であるが此の中一二二六人が滿期、五五四人が假釋放 ticket-of-leave と成つて居る。死亡者一七名にすぎないのは好成績である。新大陸丈けに外國人の入所者が多く、全體の約七分の一はそれであつて、然も其の國籍も頗る區々に互つて居るが、之が其の國の行刑を困難なものにして居ることは想像に難くない。行刑費用は約二百六十五萬弗であるが作業等による収入が約七萬六千弗（如何に其の少額なることよ）あつた。前半は此の様な概括的統計であるが、後半は各刑務所の長が其の一年間の各所に於け

る行刑事情を報告して居り之によつてカナダ行刑の雰圍氣を察知することを得る。最も目につくのは、相當悪性の暴動が屢々繰返されて居ることであつて、之に加へて作業經營の拙劣、刑務官一般の無理想無教養と言ふことであらう。卷末には英國に派遣せられたオーモンド D.M. Ormond 典獄の、ボースタル制度に關する報告が載せてある。（オタワ發行。四二頁。十ペンス）（中尾）

□シモン・ヴァン・デル・アー編『ベルリン會議議事録』（Actes du Congrès Pénal et Penitentiaire International de Berlin, Août 1935, publiés par Simon Van Per Aa, 1936）

昨夏ベルリンに開催された國際刑法並刑務會議の議事録が、慣例に従つて編纂せられた。全卷六冊二千頁を超える膨大なものである。第一卷は二冊に別れ、第一冊は會議に關する諸家の演説と、各部會及び總會に於ける討議が、載

せられ本議事録の最重要部分を爲して居る。會議中最も意見の對立が強かつたと言ふ第二部行政に關する二問題の討議も、本書によりて詳細に其の内容を知ることが出来る。第二冊は議題と決議とが主要なものに成つて居り之に附隨して雜報の記事が收めてある。残る四冊は、豫め各國から提出せられ既にわれ／＼の手許にも届いて居た各議案に對する意見書をそれ／＼に纏めたものである。行刑思潮に渦の起つて居る時に、しかも其の渦の中心地たるベルリンに開かれた本會議の議事はわれ／＼にとつて興味を淺くないものであり、其の意味に於て本書もよき文献として後世に残るであらう。(ベルヌ發行。二二三頁。)(中尾)

□ギンター・ザーム著『十九世紀中期迄のドイツ監獄學史』(Günther Saam, Quellenstudien zur Geschichte des deutschen Zuchthauswesens bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts, 1936)

「十八世紀に於けるドイツ監獄に就ては到る處に誤解があり」當時の監獄を以て「犯罪と淫蕩との巢窟」「悲惨なる管理」「野蠻の處遇」「教會と僧侶」之は最善の場

められた點に本書の長所がある。卷末に附録として載せられたアムステルダム(一五九五年)以後二百五十年間三十三箇の行刑法規は特に此の意味に於て價値の高いものと言はなければならぬ。(ベルリン・ライプチヒ發行。一一二頁。五マルク)(中尾)

□司法省調査課譯『ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度の改正について』(昭和十一年)

司法資料第二一七號として出された本書は、Deutsches Strafrecht 臨時増刊號の翻譯である由。卷頭に於けるフライスラーの説明によれば、近く第十一回國際刑法並刑務會議がベルリンに開かれんとするに當つて、ドイツに集る全世界の代表者に對し、ドイツの制度を在るが儘に知らせる目的を以て、本誌同人が執筆せるものであることであるが、之は別に全刑法雜誌が本會議の爲に特別號を發行し、廣く世界からの代表的意見を集めて居ると對照して興味あることである。第一部は刑事訴訟手續第二部が行刑制度と言ふことに成つて居り、其の行刑に付ては、行刑制度の目標をハウプトフォーゲル、累進制度をレッシュ、裁

合にも精々裝飾物である」「自由刑の本質と目的とに對する認識の缺除」「驚く可き放任状態」の中に在つたものとせられて居るのを憾し、「事實は之と異なつて居た」ことを明かにせんとしたものが本書である。著者は此の目的の爲に一々積極的事實を裏書きする歴史の根據を擧げて居りこれ本書が特に Quellenstudien の名を冠せらるゝ所以である。斯る研究は其の性質上ともすれば「年代記録の性質を帯びる」に至るのであるが、著者は「根據無き、或は特殊現象より普遍的判斷を爲すが如き大きな危険の避けられる限りは、甘んじて此の非難を受ける」と斷言して、第一章では十九世紀中期迄の改善思想の史的發展を、法律哲學、刑法學說、行刑思想等より觀察し、第二章では十八世紀末期迄の改善思想の實際的適用を行刑各部門に於て具體的に研討し、第三章に至つて行刑法規の史的發展を、第四章で之と同時代の英國行刑法規の歴史を回顧して英國及び其他の國に對するドイツ行刑の優越性を説明して居る。改善思想の存在と其の發展とがドイツに於て否定されて來たと言ふことは著者の獨斷であり、從つて此の改善思想を教へんとする限りに於ては著者の着眼に新しいものがあるとは思へないが、其の名の示すが如く典據特に行刑法規の廣く集

判官の行刑參與をアイヒラー、構外作業をマルクス、保安處分の實績をクレエが書いて居る。行刑に於て強烈なる反動思想の横溢して居るのは勿論であつて、特に前二者に之が著しいが、われ／＼は今更乍らドイツに於ける思想の變化が急激なるに驚きを新たにすると共に(一九二三年原則一九二九年プロイセン累進令が如何に罵られて居ることか)その急激なる丈けに、新論理の整理に不完全なもの、あることを見逃せない。最近のドイツ行刑に於て構外作業(荒蕪地開墾の如き)の盛に成つて居るのは注目す可きことであつてマルクスの論述には之が詳しい。要するに本書行刑の部分はナチス行刑事情壓巻とも言ふ可きもので貴重な文献である。尙編者の言によれば本書は其後 Zur Neugestaltung des Strafverfahrens und Strafvollzugs と題し單行本として發刊された由。(司法省編。三六三頁)(中尾)

□「法と自由のための會」編著『第三帝國の行刑』(Union Für Recht und Freiheit; Der Strafvollzug im Reich, Prag, 1936)

菊版、附録共一三〇頁。「法と自由のための會」から出

されたナチス・ドイツ行刑の批判書であり、筆者とその家族の安全のために筆者名を公にしなかつたと言つてゐる。改善か贖罪か、未決拘禁所、二三の新刑罰、コンツェントラチオンスラーゲル Konzentrationlager、第三帝國の重懲役監獄 Zuchthaus、輕懲役監獄 Gefängnis、女囚、死刑の執行、統計表、仁愛か懲戒か等の數章に分かれ、説くところ、すべて、國家社會主義の刑法及行刑に對する理論的反駁である。現在のドイツ刑法學の前面に押し出されてゐる「贖罪」(Entgeltung)の概念はゲーテ及びヘルデルの民族の知らなかつた隔世遺傳であるといひ、又、コンツェントラチオンスラーゲル(保安處分所)の廢止を要求する。官製ナチス行刑書の氾濫の中にあつて此の書の讀後感はフレツシュであり、その有つ批判眼は相當に意義があるであらう。内容としてわれわれに新らしく役立つものは、主として政治犯罪人を收容して居るコンツェントラチオンスラーゲルの解剖である(p. 13-150)。 (なほ本制度については最近その視察記が書かれてゐる、田中省吾氏「コンツェントラチオンスラーゲルを視る」警察研究第七卷第十號)。監獄 Kerker 制度に就いてもかなり細かい敘述がある(p. 62-96)。 いろんな意味で、ともかく、誰れにもおも

しろい本たるを喪ふまい。因みに、「法と自由のための會」とは、チエツコスロヴァキアのブラーグ市に本部を置き、國外からナチス・ドイツを注視しつゝ、その綱領として、職業と地位と國籍と世界觀と黨派とによつて人を差別することなきをもとめ、ドイツ國內に抑壓せられてゐる文化と自由と人間性とを言葉と行爲ともて救済せんことを希ふ會である、といふ。(寺光)

□サムエル・カーン著『シン・シンの犯罪者達』(Samuel Kahn; Sing Sing Criminals, Dorrance & Co. Inc., Philadelphia, 1936)

犯罪者の形態學的・病理學的・心理學的特徴や思春期變化や系統表などの精密なる研究と犯罪者の嚴正なる取締と言葉の高い意味に於ける教育との三が犯罪を減らすための有力なる方法であるとする著者が、その醫學的、精神病學的、病理學的、社會學的、統計學的及び教育學的なる諸方法を折衷するの立場に於いて、一九二九年と一九三〇年の間にシン・シン監獄に收容された二百七十五人の囚人に就いて、考査した結果を纏め上げたのが本書である。(シン・シン監獄の考査期間は三十日、心理考査室には三人の

精神病學者と二人の心理學者と二人の社會學者とが配置されてゐる。著者は犯罪原因を分類して三大別し、本書の内容を、(一)社會的要素の資料と解釋、(二)心理的要素の資料と解釋、(三)身體的要素の資料と解釋の三章に分け、有益にして興味ある數多の考査資料を掲げつゝ、犯罪諸原因の研究を進め、その救護法を説くのである(p. 25-119)。著者は、少年一般に對して正常にして健康なる環境を與ふることを社會施設に向つて要求し、他方、初犯者に對するよき指導の必要を結論する(p. 126)。考査方法の實例其他を示す本書の附録(p. 127-180)はわれわれに有用である。四六版一八七頁。社會衛生及精神衛生の見地からする犯罪の科學的研究のすぐれたるものとして推奨すべきものであらう。同じくシン・シン監獄に材をもとめたるレーウイス・イー・ローエス典獄 Warden Lewis E. Lawes の諸著とはまた異なる味の書である。(寺光)

□安平政吉氏著『刑法改正の基本理論』

十篇の勞作を收む。刑法改正をめぐる諸問題の基礎的な解明を圖りつゝ、一方著者の目は刑罰諸理念の綜合的な理解に注がれてをり、目的論と應報論の孰れを優位と認むべ

きか、または兩者の調和統合は可能か否かの問題をも併せ解かうと試みてゐる。十篇中一篇は保安處分論、七篇は古代ギリシアからナチス出現に至る主要な刑事思想を紹介、短評を加へ、わが改正事業に及ぼした文化遺産の史的發展を捉へる爲に費されてゐる。特にリスト、コールラウシュ、リープマン、ヒツベル、マイヤー等の思想について、各々章を設けて論評されてある。他の二篇、卷頭の「日本刑法改正案と其の基本精神」、卷末の「刑罰諸原理統制の理論と綜合的方法」は孰れも重要である。前者は改正草案にたいする著者の見解を披瀝したものの、結論として曰く、『目的主義、政策主義なるものは、刑法理論の「指導原則」として理解されねばならぬ。そして應報主義、責任主義は、之に對する「法律的の制限」として理解されねばならぬ』。『わが刑法改正草案は、この根柢思想の上に立つものとする』と(p. 13)。なほ應報主義は、理論として『曖昧にして……感情的、非科學的に近い』ものであるが、今日の時代の要請として承認せざるを得ない旨を附記されてゐる。著者は屢々「時代的要請」、「現實としては……」等々の言葉を用ひて教育刑主義の非現實性を指摘してゐるが、この點は寧ろ應報論者に酷似してをられるや

うである。卷末の勞作はマイヤー、ザウエル、カウフマン等の刑罰理論を参照して一種の配分論を主張されたもの、配分論の簡単な紹介は却つて無意味であるから省略するが、著者の方法的立場を闡明したものとして意義深い。最近相踵いで上梓された他の二著「團體主義の刑法理論」、「保安處分法の理論」では、著者は自らの立場を明示されることになつた。必ずしもそこに新派、舊派、折衷派の區別を求めぬにしても、氏の周圍にはつねに不分明な霧が漂つてゐたのであつた。その意味に於ても右の勞作は熟讀すべき力作であらう。しかしながらかゝる立場が果して進歩的であるか否かは自から別問題であり、これに對する批評は別にあるべきものと思ふ。(本文四九七頁。南郊社版。三圓六〇錢) (青木)

□ W. A. ランデン著『系統的犯罪學要綱』——附 精選參考書目——(W.A. Lunden; A systematic outline of Criminology with selected bibliography, University of Pittsburgh press.)

犯罪學に關係あるテキスト・ブック、定期刊行物、單行書籍等の書目を極めて廣い範圍から聚めて系統的に整理分

類したもの。八つの部門に分れ、各部門はまた各々の小節をもつてゐる。部門の始めに簡単な解説がついてゐるが、取立て、云ふべきほどのものはない。著者の序文によれば學生や一般識者のために犯罪學に對する興味と研究方法を教へ、専門家に參考資料を供給する目的で編輯したとある。しかし専門家にとつては喰ひ足りぬものがあらう。歐洲の文献も擧げてあるが極めて有名な著書に限られてゐるやうだ。定期刊行物は約百種、いづれもアメリカで發行されるもののみである。本書に擧げられた文献から推し量つてもアメリカに於ける犯罪學の股賑さを偲ぶに充分であるが、殊に釋放者の手になる監獄、犯罪に關する書籍が三十三冊に及んでゐるのは羨望にたへない。歐洲本の翻譯はロムブローゾ、フェリー、ガロフアロー等實證學派の著書が多く、アメリカ犯罪學界の傾向が覗はれて面白い。海外、特にアメリカの文献を讀まふとする者には恰好の參考書であらう。著者はピッツバアグ大學の社會學教授、本文百十五頁。(青木)

第十回行刑教誨研究會開會式

第十回行刑教誨研究會開會式は九月三十日午前十時より刑務協會講堂において舉行、司法省より岩松行刑局長、正木檢事、森山保護課長、岡、吉江、中尾の各司法書記官、芥川衛生官、その他近藤輔成會主事、伊藤、大原兩刑務協會主事、又本願寺側よりは、藤音教誨研究所長、縮川社會部長、大野、大八木兩助勤、沼波東京出張所長、川並養事、朝倉、岩崎兩録事、その他香川、藤井、吉留、加藤大村の各教務課長等參列、香川主事の開會の辭に次ぎ、藤音研究所長は左の祝辭を述べた。

藤音研究所長の祝辭

本日第十回教誨研究會の開會式を舉行するに際し、各位に對し一言御挨拶を申し述べらる機会を得ましたことは、私の大

に欣快とするところであります。

この研究會は例年の行事とはなつてゐますが、元來各位は國家の官吏若くはこれに準ずる人々として、平素大切な公務を有つてゐらるゝ人々であります。しかるにその公務を缺いてまでも、今後三週間に亘りこの研究會に出席し、教誨事業を研究せらるゝ機会を得たといふことは一に司法當局の御好意に依るものであります。その點各位並に兩本山としては先づ以て司法當局に對し、誠意を以て深く感謝するところがなくてはならぬと思ふのであります。各位は國家行刑の中でも最も至難とされてゐる教化の方面を擔當されてゐるのであります。私共としても深くその勞を多としてゐるのであります。しかし各位が日夜その職務に精勵されてゐるにも拘らず、その成績においては、未だ以て萬遺憾なきものとはい

ひ難く、従つてその效果において國家の期待に十分副ひ得るものとは思はれないのであります。その點私共としても竊に責任を感じてゐる次第であります。各位として、深くその點に鑑み、一層の御奮勵が願はしいのであります。各位は從來の研究から見ると、比較的年少の人々で、従つて經驗も淺いことであらうから、一層の努力練磨を要するものとして、折角與へられたかうした好機會を、空に過すことなく、十分にこれを利用して、教誨事業の研究に専念し、短時間ながら、本會所期の目的に副ふやう、大なる收穫を目ざして邁進されんことを切望して已まぬ次第であります。殊に本年度は、研究科目も、行刑教化の理論、特に宗教的教化、信仰的教化の根本理論といふことを主題として作製してありますから、各位もその趣旨の存するところをよく體得して、研究に従事されたいのであります。

元來國家の行刑において、精神教化と

いふことが頗る重大なる意義を有してゐることは今更言を俟たぬところでありませぬが、司法當局としてもその點に多大の御關心を有つてゐらるゝことは、本年の刑務所長會同における大臣、次官並に局長各閣下の御訓示に見るも明かなことであると存じます。しかしそれだけに又、この仕事は最も困難なる仕事であります。對象が人間の心といふのでありますから、さうく右から左と、目立つて効果が見えるものでもなく、それでゐて不斷の努力を必要とするものでありますから、教誨師各位の御勞苦も亦大なりといはなければなりません。かうした困難な仕事でありますから、その成績の如何を以て悉く教誨師各位の責任に歸するの勿論間違つてゐませうが、しかし教誨師各位として見れば、教誨といふ事業の困難さと共にその尊さをも自覺して、自ら進んでそれを自分達の責任とし、従つてその成績の擧ると否とは一に繫つて自分達の努力如何にあるといふだけの積極的

の心構へを有つことが最も願はしく、又それが最も當然のことではないかと思ふのであります。

しかし前にも述べたやうに、教誨といふ事業は、有形的、具體的のものではなく、形の無い「人心」を對象とするものでありますから、各位の努力といふのも單に口舌の上だけのものではなく、深く人格の力に根ざしたものでなければならぬのであります。教化といふことは要するに、教化するものゝ人格の力が相手に反映して始めてその効果を期待し得るのであります。人格のないものが、いかに言説を弄してもそれはムダなことでありませぬ。相手方がそんなことで動くものでもなく、結局教化は無意味に終ります。かやうに人格の向上といふことは各位の一日も忘れてならぬことではありますが、同時に、人格と申しても、形式的な、器械的な、いはゞ教誨技師とでもいふやうな一種の型にはまつた人格に墮することには極力これを避けなければならぬのであ

ります。その點特に各位の御注意を喚起したいと存するのであります。要するに今回の研究會は、短時日とは申せ、司法當局の御好意により、行刑局長閣下を始めとして關係諸官並に幾多知名の士に親炙して、親しく講義を承ることが出来るのでありますから、各位にとつてはまことに絶好の機會であり、寸刻の時間をも惜んでよく勉強されたならばその効果は決して少々のものではないと存するのであります。三週間の日子は、短いといへば短く、長いといへば又相當に長いことでもありますので、その間常に心の緊張を失ふことなく、しつかりと研究に没頭していただきたいのであります。

最後に、今日は閣下各位とも、非常に御多忙中のところをわざわざ御差繰り下され、御臨席の榮を賜はりましたばかりでなく、特に局長閣下には、研究生に對し親しく御訓示をいたゞくことを御承諾下さいまして、私共としてまことに感謝

に堪へない次第であります。右一言御挨拶申し上げます。

次で岩松行刑局長より左の訓示があつて、午後十一時閉式した。

行刑局長の訓示

本日東西本願寺の主催に係る第十回行刑教誨研究會開會式を擧行せらるゝに當り特に御招きを蒙り茲に各位に對して一場の挨拶を申上ぐる機會を得ましたことは私の欣幸とするところであります。

東西本願寺が刑務教誨の事業に手を著けられたのは明治初年のことで當時は神道と佛教とを問はず各宗派の方々が刑務教誨の爲に大に活躍されて居たのであります。其の後他宗の諸君が種々の事情の爲に手を引かれたにも拘らず本願寺

所屬の諸君丈は不退轉の努力を續けられ各寺務當局に於かれても亦莫大な私財を抛つて之を後援され今日に至つたのであります。従つて我國の刑務教誨は各宗各

派の人々に依つて始めて其の根を下したのであります。今日この如き實を結ぶに至りましたのは全くこの本願寺の御協力と其の所屬教誨師諸君の御努力の結果であります。我が國の刑務教誨史は實に、即ち、本願寺の教誨史であつて此の兩者は一體不可分の關係に在ると申しても過言ではないのであります。此の研究會の如きも大正十二年以來時勢の進運に伴ひ之に従事さるゝ諸君の人格の完成と知識の向上の點に於て些かにも遺憾なからしめたいとの心盡しより毎年多大の費用を投じて開催されて来たことでありまして其の成績の見るべきものあることは既に公知の事實に屬し行刑當局と致しましても常に深甚なる感謝と敬意とを捧げつゝあるところであります。

抑も刑務所に於ける教務に關する事務は、戒護作業醫務に關する事務と相並んで四大事務の一として重要な地位を占めて居るのであります。特に行刑本來の目的が受刑者の改過遷善に存する以上直

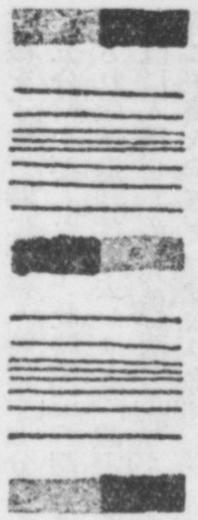
服すること之が教誨師諸君が普通の教育家諸君に比し餘分に課せられたる負擔であつて此の負擔の上に普通の教育家諸君と同様の精進努力が必要でありますから刑務教誨に従事せらるゝ方々の艱難は想像に餘りあるものであるであります。従つて其の仕事爲すに當り何物をも焼き盡す熱心と如何なる艱難にもたぢろがぬ勇猛心とを必要とするは勿論のこと事前に於て悪鬼をも懷に飛込んで來させる丈けの人格の修養を爲し萎へる魂に活を入れ荒みたる心に和を與へ尙且つ勞務を希求する思念を培ひ更生にいそしむ人間に仕上ぐる方法と手段とに不斷の工夫を爲すことが必要となるのであります。茲に前人研鑽の跡をたづね先輩工夫の次第を究むることも深き意義を有することになるのであります。兩本願寺に於かれても本研究會の開催を計畫さるる御趣旨亦茲に存するのではないかと忖度致す

次第であります。

諸君は思ひを茲に致し本開期中よく健康に留意すると同時に勉努力各講師の高論卓説を拜聴なさる上よく咀嚼玩味して自分のものとなし、他日の大成に備ふるところがなければなりません。これやがて兩本願寺の御期待に添ふ所以であり、又先程申上げる通り我國刑務教誨史即ち兩本願寺の教誨史といはれる迄に我が刑務教誨の爲に奮闘努力し因て以て磐石不動の基礎を築き上げられたる諸君の先輩諸公の靈に答ふる所以ともなるのであります。時恰も秋漸く閑となり昔時より言傳へられたるが如く燈火親しむべき季節となりました。此の時は同時に肅殺の氣天地を壓し内省と思索とも一番適した季節でありますから此の機會を逸せず勇躍一番折角勉強せられむことを希ふ次第であります。

本會々則第八條ニ依ル十月分表彰慰藉者

- 一、銀杯壹箇宛(退職) 岩佐兼吉 外二十名
- 一、銀杯壹組宛(同) 大江幾治 外四名
- 一、金拾五圓也(死亡) 故岡元三次 以上



刑務所便り

鹿兒島刑務所防空演習狀況

九州の南端に位する我鹿兒島は目下帝國と紛争相繼ぐ某國へ最も近接せる爲め一朝有事に際しては空襲の第一目的地と爲るべきを以て、平時に於て之が覺悟を有せねばならぬのである。時恰も一觸即發の危機を孕む九月十七、十八兩日滿洲事變五周年記念行事として本縣下(大島、熊毛、兩郡を除く)一帯に行はれたる防空演習は正に實戰を眼前に彷彿たらしめるものがあつた。

當鹿兒島刑務所は市の西北方甲突川の清流に臨み敷地一萬七千餘坪を擁する「パノブチコン式」石造建築物にして、

其の特異なる建築型態は近接の歩兵第三十六旅團司令部、歩兵第四十五聯隊、私營火力發電所等と共に敵機の空襲を免れ難い所である。されば我鹿兒島刑務所も亦特設防護分團として之に参加し、市防護團本部よりの電話通信に依り刻々と迫る戰況に基き活動せる事次の如し。

十七日午後零時五十八分本部發情報「十數臺ノ敵機ハ大高度ニテ正午對島沖ヲ一路南進セリ」との通信あり同一時四十三分空襲警報發せられ夫々警戒に任じ同四時十六分解除さる。之より後次第に夕闇迫る頃とも爲れば演習氣分は漸く濃厚と爲り、午後七時を報ずるや雨村所長突如として昇廳し、午後七時五分を期して敵機の空襲及所内の警戒に備へる爲め全職員の非常召集を發令され、六名の通報人姿を没するや直に應召の職員陸續として昇廳中、午後七時二十分突如として空襲警報發せられたるを以て既に應召の技手、雇等をして事務所及全舍房の窓を豫め用意の黒色厚紙を以て密閉せしめ外

部への洩光を防ぎ屋外燈は全部消燈したるを以て所内及上空は全く暗黒と化し、薄暗き事務所内では召集を受けて馳せ付ける職員の服装、携帶金品、所要時間等を夫々調査し、一部看守をして暗黒の所内警戒に當らしめ他は待機中、午後七時五十八分雨村所長は左の如き想定の下に行動開始を命ぜられた。

第一級受刑者七三名收容ノ第四舍へ敵機爆彈ヲ投下火災ヲ起シタリ
右想定に基き松本戒護課長指揮に依り非常管制中なれば暗黒下に避難班、警戒班、防火班に分つて各行動を開始せり。避難班は直に開房全一級者を所内の一隅へ避難せしめ人員點檢を了す。時に八時三分にして行動開始後五分時を要したり。警戒班は直に指定の構内外警戒に任じたり。防火班は直に消火唧筒を搬出し事務所前泉水より吸水、放水を開始す。時に午後八時二分にして行動開始後四分を要したり。
陰曆二日、天に月無く地に一點の燈火

無き暗黒の内に行動を開始したるが消火
 唧筒の放水を開始するや、パチ／＼と水
 音を立て、迸り暗夜に一條の白線を劃し
 約十五分にして鎮火の想定を與へら
 れ、直に全一級者を靜肅裡に還房せしめ
 人員點檢を了したり。此頃に至り漸く暗
 黒に慣れたる眼は稍透視力を恢復するに
 至る。時折照空燈の光芒上空に一閃し地
 上の靜寂を仄かに照して居た。

此時再び第二の想定が下された。時に
 午後八時四十二分、未だ非常管制中であ
 る。

爆彈投下ノ虞アリ第三舎（第二、三、
 四級者一八五名收容）危険ニ付キ同建物
 北側空地（假想地下室）へ速ニ避難準備
 ヲ爲スベシ

松本戒護課長指揮の下に待機中の看守
 再び出動開房して廊下に整列せしめ人員
 點檢を了す。時に午後八時四十七分にし
 て五分時を要したり。此時第三の想定は
 下され敵機退却危機去レリとの想定に基
 き直に入房せしめ、人員點檢を終了せり。
 時に午後八時五十一分なりき。

非常管制下暗黒の下に職員及受刑者共
 に緊張し敏速なる行動を採り得たるは之
 全く非常時に際して發露する日本精神の
 表現と認めらる。殊に第一級受刑者の秩
 序整然且敏速に行動し寂として聲無く流
 石に一級受刑者としての本分を全ふした
 るものと謂ふべく、累進處遇も茲に其の
 實を結びたることを欣幸とするものであ
 る。

因に職員非常召集の成績に付き之を觀
 るに服裝及携帶金品並に召集人員共に總
 て一名の過誤無く、誠に好成績を納め得
 たり。尙召集發令後昇應迄の所要時間及
 人員は次の如し

所要時間	人員
十五分以内	六
三十分以内	一三
四十五分以内	二一
一時間以内	九
一時間ヲ過ギタル者	一九
計	六八

の訓練が行はれてゐる。然しこの非常時
 を意識しての修養が、より眞剣味を伴ふ
 有意義なものであると言ひ得ないであら
 うか。全收容者は居房内で靜かに讀書に
 餘念がない。何時しか街も無氣味な沈黙
 に落ちてゐた。防空演習は晝間の訓練を
 終へて待機のまま夜に入るらしい。何時
 か降り出した小雨が刻々に黄昏色を深め
 てゆく。

その頃所長並戒護課長相前後して登廳
 する。と間もなく突如所長命令は左の如
 く發表された。

今夜防空燈火管制ノ暗黒ニ乗ジ、内
 外呼應シテ脱走ヲ企ツル虞アリ、直
 チニ全職員ノ非常召集ヲ行ヒ、特別
 警戒ニ任ズベシ

非常召集だ。宿直員は不意を喰つて一瞬
 ざはめいたが、逸早く召集令狀は市内四
 個所の通報人の許へ飛んだ。時に午後六
 時。待つ間もなく雨を衝いて職員續々登
 廳。演習とは知りながら流石に緊張した
 顔々だ。順次戒護室に貼り出された所

右所要時間及人員を觀るに昇廳時間稍
 遅き感あるも、時恰も非常管制中にして
 屋外に於ける燈火の使用を禁ぜられ全縣
 下暗黒と化し各交通機關何れも全能力を
 發揮し得ず、其の行動の自由著しく拘束
 を受けたるに依るものにして非常召集と
 しては最悪の条件下に行はれたるものな
 るを以て、今後平日舉行されるに於ては
 右の數字は著しく好轉するものと確信す
 るのである。

而して午後十時非常警報解除の「サイ
 レン」鳴り響くや、雨村所長より非常召
 集解散の命令下り次て非常管制中にも不
 拘意外の好成績を納め得たるを喜び、尙
 今後に處すべき旨の講評あり。終て其の
 勞を稿ふ饅飽を啜りながら今宵の逸話に
 花を咲かせて爆笑裡に解散せり。時に午
 後十時半 （小川生）

修養週間第一日と燈火管制下
 の非常召集演習

久留米少年刑務所

九月二十日は北九州地方防空演習の初

長命令を示された上、戒護課長より配置
 箇所の告知を受けて急遽受持部署に就
 く。

全職員の容態未だ終らざるに早くも
 「警戒警報出づ」の情報來り、傳令八方
 に飛んで防空班活動開始。其の他の職員
 も頓に緊張一しきり靴音の交錯だ。外燈
 も次々に消燈され、室内燈も大方隠蔽が
 終つたかと思ふ時、非常サイレン夜空に
 高く吼え渡りて空襲警報發せらる。瞬く
 間に全市内無氣味な暗黒に沈み、所内ま
 た完全に闇の巷と化した。やがて飛行機
 の爆音低く所の上空を掠め去る。

その間にも闇の中を一部職員慌しく登
 廳。何分にも燈火管制に妨げられて通報
 人の行動自由ならず、令狀の到達が遅れ
 たる上登廳に際しても自轉車等使用出來
 ず、遠隔地も殆ど徒歩にて馳せつけたる
 爲めの遅刻なれば事情止むなしと思はれ
 た。然し息せき切つて駆けつけたる人々
 も、額の汗を拭ひもあへず意氣軒昂とし
 て配置に就きたるは頼母しき限りだ。

其の後時間は経過するも空襲警報容易に解除に至らず、八十有餘の全職員は或は雨中外塀周囲の歩哨勤務に、或は薄明りを頼りに困難を冒して居房内の觀察に、或は光芒絶た構内で暗中摸索の如き巡警に、其他各班員とも、暗黒と戦ひながら克くその部署を守つて鐵桶の陣を固め、又收容者一同もよく防空の趣旨を辨へて職員の指圖に従ひ、居房内燈火の隱蔽に窓の遮閉に懸命で立働、各自の居房を完全に守り了せた後は、薄明りの燈下で黙々讀書に耽つて居るのが見られ、流石に修養週間の動作に恥じざるものとして嬉しく思はれた。

斯る状態のまま二時間餘を経過し、九時十分漸く空襲警報解除、次で警戒管制解除の情報来る。總ての燈火は煌々たる輝きに還り全所内は一時に蘇返つた。間もなく所内演習終了の傳令に依り一同は受持部署に異狀無きを確めて一齊に引揚げ來り、給與班が焚出しのにぎり飯に空腹を満たし、何時か疲れも忘れて朗かな

談笑がひと時。

それより全員教誨堂參集、所長より勞を犒らはれたる上、一朝有事の際は刑務所と運命を共にするの覺悟なかるべからずとの力強き訓授あり、一同堅き決心の程を眉宇に表はして謹聽。終つて菓子一袋宛を家庭へのみやげに、和氣藹々裡に退廳した。
(戒護課記)

秋季進級告知式狀況

川越少年刑務所

昭和十一年九月二十六日。川越少年刑務所では例年の通り秋の部の學業教練についての進級告知式を行つた。秋の空とは云へ早朝より曇り勝ちの悪天候、收容者の身の上に天候さへ心を寄するかと思はるゝ間もなく次第に晴間を見せ、午前十時半收容者一同靜寂裡に云ひしれぬ喜悅の情抑へ難く見うけられる。さもあらん、半歳の苦學成つて此所に花咲き實を結ぶ晴の場所であるからである。それにして共にも喜ぶ父母の在さぬこそ是非も

ない。

纏て柴田教師開會の辭あつて一同國歌を奉唱し、一同最敬禮のうちに所長は嚴かに教育勸語を捧讀せられた。次いで勸語奉答歌の合唱があり、愈々教育教練の夫々進級並に修了者の告知があつた。教育の方は普通科一級から、教練の方は一年次前期から夫々各擔任教師に依り其の氏名を呼びあげた。呼ばるゝもの其聲に應じて一人／＼起立一同敬禮の意を盡した。日頃と打つて變つて元氣の横溢、所謂喜色滿面に溢れ輝ける眉目は早くも童心にたちかへり、社會のその如く思はせて嬉しかつた。次いで學業品行共に優秀であつた者十四名、教練優等者十五名に對し特に所長から優等賞の授與があつた。又優等ではなかつたが學業につき努力家を擢んでた十四名のものに努力賞状をも授與せられた。

茲に緊張最高潮に達した時、所長は大驅を教壇に提げ一場の訓示をされた。本

年は特に暑熱酷しくあつたにも拘らずよく奮闘努力今日の成果を得たのを賞し、

エヂソン翁の少年時代を引例して一路向上を促し、優等を得たものは尙進んで倦まず撓まず、次回にも優等を贏ち得るやう鞭撻する所があつた。更に家郷に居る父母の喜びは如何ならん、皇恩の鴻大、罪を犯せしものに對して迄も斯く御恵み厚く教育さへ施さるゝ有難さに言及すると一同感泣の涙を禁じ得なかつた。次で金林教師は教師總代として祝辭を述べ平素の修養より訓練の日常化を諭し、同氏の舊師某氏の子弟訓育法を紹介し、體驗による精神集中の極致を教へ、學の成り難き苦心慘澹の例を加賀の千代女にとり激勵を加へて降壇すれば、收容者總代の一人突如沈黙の帷を破つて、所長の前に進み出でたが無言、暫時、辛うじて感謝の意を述ぶることが出來た。寔に感極つての劇的場面の現出を見たのは確かに當

日の効果著しかつたことを證し得て妙。纏て劉曉たる伴奏は堂内に響き一同金剛石の御歌を合唱した。時に正午近くにかつたので教務課長小玉教誨師の閉式の辭に移つた。吳々も皇恩の無窮にして有難きこと郷里に居るゝ父母兄妹の意を酌み今日以降益々奮闘努力更生の道にたちかへるべしと結び、茲に全く本日の式を閉じた。さしも曇り勝ちなりし今日の天候も益々明るく裏庭に啼く蟬の聲も一人朗かに今日の祝典を壽ぐ如くであつた。

東京控訴院管内行刑衛生集談會

東京管内行刑衛生集談會は九月二十六日刑務協會内に開催、會員の研究發表あり、盛會裡に散會した。

六七會總會並に座談會開催

さる

名古屋控訴院管内刑務教誨研究機關

六七會一第二十二回總會は去る九月二十七日午前八時半から名古屋刑務所會議室で開かれた。夜來の風雨をもともせず早朝より來賓並會員は陸續參集し、杉野元大阪刑務所長、河邊名古屋刑務所長、赤城三重刑務所長、里岐阜刑務所長、鈴木岡崎少年刑務所長、長谷場元京都刑務所長(現明德熟長)、其他東本願寺栗田社會課長、松岡大谷派名古屋教務所長、吉田西本願寺別院輪番及刑務教誨の先覺者武田慧宏、富井隆信、高橋久丸、伊藤恩恭氏或は名古屋に於ける教誨創始者啓潭の孫鶴飼弘潭氏、六七會後援者細野傳次郎氏らを始め金澤、福井、富山、三重、岐阜、岡崎等の管内會員五十餘名出席す。

定刻名古屋刑務所藤井教務課長司會者として開會の挨拶を述べ協議に入り、まづ藤井課長の提案にて管内各刑務所長を

顧問に推薦するを満場一致可決し、次回開催地を三重刑務所に決定す。

次いで行刑教化に關する意見の交換に現代非常時に對する教誨師としての思想的態度に就いて協議し、福島金澤教務課長、吉田岡崎教務課長、小笠福井教誨師、近藤三重教誨師等より日本精神の高調並に日常生活の指導原理たる親鸞主義の徹底等の本問題に對する眞摯なる意見の發表あり、尙刑務教誨の元老たる武田慧宏師は純粹日本の古代精神は祖聖親鸞上人の精神と合致せる所以を東北大學教授山田博士の論證により適確に之を考證、本問題に對する適切なる指導を與へ、右により別項の如き決議を爲す。

それより金澤刑務所武田教誨師の「米騒動前後の左翼運動」及び同福島教務課長の「右翼思想犯教誨の豫備知識」なる指導發表あり、次いで栗田東本願寺社會課長は「日本精神の基調」と題する講演

に移り、現代非常時に對する教誨師の思想的態度に力強い指針と多大の感銘を與へて午前を終つた。

「午餐後教誨堂に於て出席者一同記念撮影をなし、午後は前記教誨界の元老を中心とする「教誨創始の苦心を語る」座談會を河邊名古屋刑務所長を座長に推し河邊所長より座長としての挨拶、並に希望事項の説示ありて引續き開始す。その次第は次の如くである。

宇野教誨師の「刑務教誨の起源及古代之に從事せる高僧の實績」、富井隆信氏の「古代に於ける教誨精神」武田慧宏、富井隆信兩氏の「明治初期に於ける教誨並各地の同狀勢」鶴飼弘潭氏の「名古屋に於ける教誨創始の狀況」羽塚隆成氏の「明治初期の各種社會事業に對する佛教徒の努力及名古屋に於ける狀況」、杉野喜祐、長谷場圭介兩氏の「監獄法施行前の行刑と教誨」伊藤恩恭氏の「同時代

の教誨狀況」高橋久丸氏の「巢鴨事件發端及真相」、武田慧宏氏の「教誨の理想的制度」と題して各主査員の研究談、苦心談を始めとして各々披瀝するところあり。座長は所定の時間を更に一時間延長したるも高橋久丸氏の「明治初期の教誨苦心談」山内教誨師の「巢鴨事件當時の社會狀勢と政教の關係」、藤井教誨師の「北海道に於ける教誨の歴史と先輩の苦心に就て」は時間の都合上割愛し實に五時間にわたりたる熱心なる座談會であつて、これは日本教誨發達史を物語る貴重なる文献ともなるべきもので速記されて刊行されるはずである。尙七時より名古屋ホテルで盛大な晚餐會を開いて九時解散した。

吾等は現代非常時に際し社會不安を増大し國運の隆盛を妨ぐる左右兩極の詭激思想の剪除根絶に邁進せんことを期す。

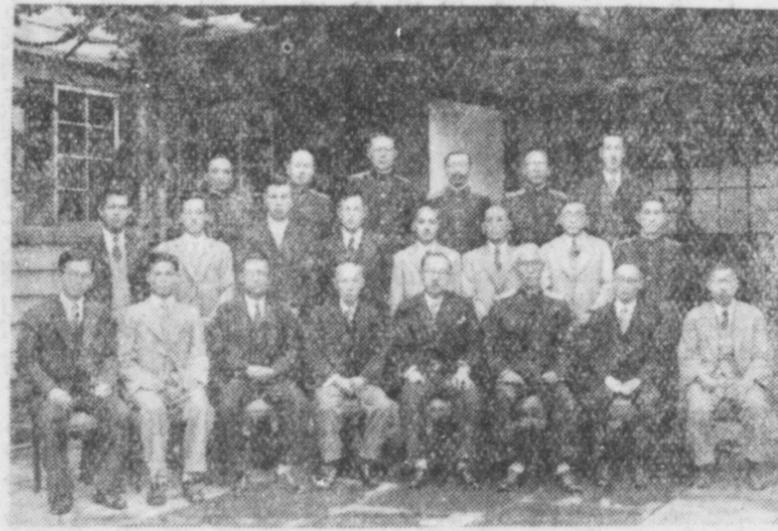
決議

滿洲國典獄訪日

我國の行刑制度調査のため十月上旬來日した滿洲國典獄一行は、在京刑務所其他、各地刑務所の視察を了し十月下旬歸國さるゝ豫定である。來日刑務官の氏名は左記の如し。

- 錦州監獄長典獄 吳 士 毅
- 遼陽 同 李 廣 林
- 鐵嶺 同 關 作 霖
- 延吉 同 吳 正 雅
- 西安 同 張 樹 聲
- 新京 同 孫 家 彥
- 司法屬 姬 翰 宸

なほ刑務協會では十九日夜、幸樂に招待の宴を開き、和氣藹々、日滿交歡裡に散會した。



開催、東北帝大教授近藤正二氏の特別講演、會員の活潑な研究發表あり、追つて協議に入り午後六時半閉會、來賓、講師、會員の他宮城刑務所各課長を加へて晚餐を共にし、九時和氣藹々談笑裡に解散した。

吾等教誨師は我國の建國以來の傳統的精神を經とし、生活の指導として徹底せる日本佛教特に生活に即せる信念を基調とする祖聖親鸞の教義を緯として國家社會に對する正しき認識を得せしめ、彼等をして中正隱健なる生活に進ましめ以て國民としての本分を盡さしめん事を期す。

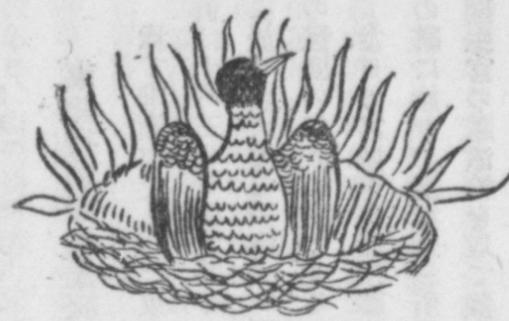
右決議す。

昭和十一年九月二十七日

東北行刑衛生集談會設立さる

豫て準備中であつた東北行刑衛生集談會は十月三日午前十時半より宮城刑務所に於て盛大なる發會式を擧げ、爾後斯界の發展のために盡力することゝなつた。

當日は宮城刑務所伊藤保健技師の開式の辭に始まり、宮城刑務所長の所感、芥川衛生官の講演等を以て發會式を終り次いで午後一時五十分より第一回の集談會を



頁の者讀

行刑と統制主義

滋賀 青木生

人と人との關係であると云ふ行刑の眞隨に觸れた言葉は最早吾々の常識と化してしまつた。然し乍らやはり行刑は人と人との關係である事には變りはない。それは行刑に教育的な任務を取り去る事が出来ないからである。

今日の世界の思潮は自由主義から統制主義へ移行しつゝある。我が國もこの波

に乗つてゐる事は否定す可くもない。然し乍ら行刑に於ける統制主義は單なる統制でなく自治的統制を必要とする。單なる統制主義の陰には權力が付きものであり、權力によつて統制を保たんとする行刑には暗い影を除く事は出来ない。吾人は近代文化の所産である統制主義と、行刑の特殊性が人對人の關係にある事を思ふ時、行刑の問題ほどデリケートなものはないと思ふ。行刑は時代に孤立してはならない。しかし乍ら多年の經驗の累積である行刑の改善目的には一時の社會の思潮に押し流されたり變遷したりし得るものではない。嚴然として高く教育行刑の殿堂は聳えてゐる。それは行刑は永遠に人對人の關係を離れる事が出来ないからである。吾人は少しも躊躇する事なくまどふ事なく力と意氣とを以てこの殿堂に突進しようではないか。

新聞と釋放者保護に就て

上田支所 小宮山榮太郎

新聞は社會の眼であり、耳である。新

聞の持つ影響力は、あらゆる國民大衆の胸に浸透してゐる。この絶大な浸透力を思ふとき、吾々は新聞の恩恵を感謝すると共に、他方浸透力の悪しき一面を悲しまざるをえない。

その一例は犯罪記事前科者攻撃記事の掲載である。勿論物事は兎角一得一失利害相反するを常とするが故に一般社會を警戒せんかためには亦本記事の掲載も萬止むを得ぬと云へばそれまでのことである。しかし新聞が己れの影響力の偉大さと、従つて自己の使命の重大性を認識する以上、思ひをこゝに致さんことを庶ふ次第である。我々は御同様日常新聞を手にするが、日々必ず幾多の犯罪記事を見つけて暗然たらざるをえない。就中特種とも稱すべきか素晴らしい大活字を以て、「彼は前科八犯の強か者である」、「犯人は刑務所を出たばかりの者なり」、「捕へて見れば彼も亦前科者であつた」等々の記事を讀むとき、刑務官の心情は如何なるものであらうか。筆者は實に憂

鬱ならざるを得ないのである。かうした結果社會の眼に映ずる前科者は果して如何……敢て喋々せざるとも賢明なる讀者諸彦は已に御察知の筈である。眞に遺憾の次第と謂はなければならぬ。

犯罪は前科者に限つて行はれる譯でも無ければ刑務所は犯罪人の問屋でも無いのである。之は筆者の偏見でもなければ亦牽強附會でもない。全く行刑の實際を認識せざる新聞讀者は日常眼のあたり斯くの如き記事を見せつけられる時、必然的に前科者は怖るべき者、再び犯す者、危険分子なりとの所謂先入觀に捉はれざるを得ぬの實状である。彼等は再犯の基因が奈邊に潜在するか等は毛頭考へないのである。かうした禍ひはさなきだに強き社會の排斥心に更に拍車をかけるの現状である。前科者は斯くして何處に往くか……實に悲惨の極みではないか。

我々刑務官は寒風酷烈肌を刺す冬の夜も、流汗淋漓の夏の日も倦まず屈せず文

字通り血みどろの戦を續け、只管彼等の更生を念願し努力邁進して居るものである。而して亦之等の釋放者に對しても斯界當局は勿論之に關連する各種團體は協力「彼等に職を與へよ」、「招けよ容れよ」と保護宣傳に聲を洩らして居るのである。然るに前述新聞記事と對照して何たる齟齬であることよ！「愛せよ同胞、與へよ職を」と如何に聲を洩らしても、それは無理な注文である。職を求むる人の氾濫してゐる今の世に、何を好んで此の危険分子を雇ふ者があらう！實に由々しき社會問題である。

犯罪は實に國家の一大損失である。國民の恥辱である。故に犯罪を豫防し、犯罪者を教化することは我々國民の共同責任であらねばならぬ。待望久しかりし保護觀察制度の誕生は正しく之を實證するものであらう。茲に於てか筆者は先づ新聞からと叫びたい。

隨つて犯罪記事掲載に際しては新聞社は勿論之が檢閲當局に至るまで打つて一

丸、讀者の興味本位や好奇心を満足せしめんがための輕率な誇張記事は成る可く之が掲載を中止するか、乃至は竿頭更に一步を進めて彼等が再犯を餘儀なくせらるる場面を描寫し、再犯原因の一事が社會にある事を知らしめ、因つて以つて世人の同情心を湧起し、釋放者保護の一助ともせられたいものである。

司法保護事業宣傳浪花節

大阪 吉備浪人

罪人の犯せし罪か世の罪か
夫れ仲秋の名月も
唯一片の白雲に
己が光を覆はるゝ
よしあし繁き世の波の
渡るに難き人の路
唯一旦の過ちに
身は縲繼の辱を受け
囹圄に暮す人々も
その源の大方は
世の罪なるぞ悲しけれ

茲に司法保護會は
 犯せし罪の贖ひを
 終へて社會に更生し
 世の正道に立ちながら
 前科の名にぞ妨げられ
 再び邪路に迷ひ入り
 悲運に喘ぐ人々に
 救ひの手をばさしのべて
 正しき道に誘ひ入れ
 互ひに榮え助け合ひ
 共に陛下の赤子ぞと
 明朗社會の建設に
 力を盡す慈善團
 聖旨を奉じ全國に
 無慮幾萬の刑餘者を
 愛と情に抱き締め
 再過防止に努めつゝ
 我刑政に有終の
 美をば濟す施設なり

世の人々に容れられず
 世の人々の同情も
 彼等に理解されずんば
 融和の道の術もなし
 保護の施設の目的の
 先づ第一はここにあり
 第二は既に刑を終へ
 釋放される人々の
 職を失ひ生計の
 立たざる者をその間
 引取り世話を親切に
 保護者となりて護るなり

悲嘆に沈む家族とも
 睦を交へて懇ろに
 厚き情に慰めて
 闇の世界に光明や
 前途に希望抱かせつ
 心の網を結び合ひ
 前科に憫む人の爲
 世の荒波に棹さして
 漂ふ舟の舵となり
 又は暗夜の燈火と

なりて迷路の道しるべ
 さはさりながら保護の業
 刑餘者のみの爲ならず
 吾等自ら身を守り
 國の掟を守りつゝ
 汚れし過去の人々を
 唯忠良の國民と
 爲さんが爲の勤めにて
 正しき道を示しつゝ
 再過を防ぐ安全瓣
 汚れし身にも雲晴れて
 清く隅田の川波に
 宿す眞如の月の影
 保護は司法の華なれと
 傳へて語る浪花節

日誌 坂萃
 松江 かはづ生

五時三十分起床、墓參す。七時前歸宅
 少憩の後、瓜の早漬、梅干、煮茄子にて
 朝食、ラヂオ體操今朝は休む。七時三十

分出勤……後七時三十分歸宅。一風呂浴
 びて夕食、今夕は妻が氣をきかせ、八日
 振りに川魚(鱸)の刺身で銚子一本と少
 し、九時頃句友、氷人君久し振りに御入
 來、又例に依り色々御高教を承り得る處
 多々あり。御馳走に冷し西瓜、同君を主
 客に家族とも四人で一貫三百匁を少し餘
 す(時價七十五錢)。約二時間涼しい月
 を友に縁涼みをなしつゝ、
 いゝ月へ向きを直して縁涼み 氷人
 爽やかな風へ涼しい縁すゞみ 道暗
 盛花の野趣に涼しい月明り 荆妻
 息十三男
 僕の飼ふ兎起して月をみせ
 右の句に、たはむれて十一時前まで團扇
 片手に更け行く月を楽しみながら、四方
 山話しに賑うて寝に就く。

高知 筒井春重

未改善者の釋放は檻の猛獸を解放し、
 狂人の監置を解き、傳染病患者を退院せ
 しむるの如し。今や累入者は走馬燈の如

く廻りて殆ど停止する處を知らず。斯る
 原因は刑餘者の受くる社會の賓斥と刑務
 教育の不徹底によれり。
 不良囚と稱せられる者をして、改善不
 能の如く見、所内に於てすら毛虫の如く
 賓斥し且つ教育の萬全を缺ぎ、冷遇せ
 んとするが如きは甚だ以つて憂慮に堪へ
 ざる處なり。不良囚の心理を解剖する
 に、全く先天的のものにあらず、概ね環
 境、境遇の産物にして彼の疑惑、反感、
 自暴自棄等は、五倫、五道の偏極的解釋
 によるものにして、顯著なる短所もあれ
 ば人に優れた長所も亦具へたり。義賊石
 川五衛門や鼠小僧次郎吉は最後には獄門
 の露と消へたれども、人を掠め役人を手
 古摺らす一方、可憐な人々救ひ恵むと云
 ふ美點ありしを忘る可からず。刑務官に
 して兇惡不良の囚を改善不能者と見るが
 如きは、我が子の不良を憤り適當を爲
 し、彼が社會に害毒を流すも敢へて顧み
 ざるの愚翁に等し。刑務官たるものは受
 刑者の爲めには常に嚴父慈母たるの觀念
 の基に、「精神一統何事か成らざらん」
 の意氣を以て己が職能を發揮するに努む

るなれば之が改善は難事に非ず。斯の猛
 獸ですら飼育佳良なれば主人の指示命令
 に従ひ主人を慕ふに非ざる哉。
 殊に不良囚の改善は崇高なる人格を
 以て、嚴正公平且つ丁寧親切を旨とし、
 愛を以て接渉し、彼等の特有性なる疑
 惑、寂寞、煩悶、懺悔、哀願、希望、意
 見等供述せしむる機會を與へ、惡を刈り
 邪を正し短を補し長の助長に努め、諸々
 の教育の萬全を期すなれば、愛と情には
 抗し難く遂には覺醒し我を折り非を了
 り、爰に懺悔反省し、聖恩の有難さに咽
 び泣き更生の春に向つて猛進せざる事あ
 らんや。斯く不良囚に改善を求め、彼等
 に廻る更生の春を迎へしめ、社會の受く
 る害毒の根絶を期し、萬民高枕の安眠を
 許すは偏に吾人刑務官たるもの努力に俟
 つ處なり。嗚呼吾人の使命たるや神聖に
 して侵すべからず。吾人は幸に職を刑務
 界に置くを悦ぶ。同時に粉骨碎身使命の
 爲め何事か惜しからむ。

(本欄カットは英文豪D・H・ロレン
 ス作の「不死鳥」)

在京刑務所野球大會記

豊多摩 豊多摩生



今回小菅、豊多摩、市ヶ谷、府中、横濱の五刑務所野球部

は「在京刑務所野球聯盟」を結成し、春秋の二季に大會を舉行する事に決定した。第一回大會は九月二十三日秋季皇靈祭の祭日を期し横濱刑務所錦江ヶ丘グラウンドに於て開催されることとなつた。當日は刑務協會長閣下より純銀の見事なカップが寄贈され、開會前から非常な緊張と入氣を博した。

時正に午前九時、サイレンの音凄まじく錦江ヶ丘の森に響き渡るや選手は沈黙の裏にも最後の榮冠を得ようと嚴肅に入場し、横濱東所長殿の開會の辭、始球式とプログラムは豫定通り進行し小菅對府中の豫選を以て火蓋は茲に切つて落されたのであつた。小菅は平川醫務課長を應援團長として必死の應援、これに對して府中は小川典獄補を應援團長とし宇田作業課長、庶務課長、福田看守長等負けず劣らずこれまた必死の應援振りであつた。戦は接戦に接戦を

續けたが次の如きスコアで府中軍に凱歌が擧がる。

小菅	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府中	0	1	1	0	0	0	0	0	0
A									
2A—0									

次は横濱對豊多摩の豫選、横濱は東所長を迎へてより野球は殊に盛になりグラウンドも在京刑務所に見られない立派なものが造られ、はり切つてゐる。これに對し豊多摩は昨年小菅、府中、市ヶ谷、八王子横濱を見事破つた餘勢を驅つて破竹の勢もすさまじい。豊多摩の應援團は「フレ／＼トヨタマ」「期必勝」「期必勝南無妙法蓮華經」「勝ツタ方ガイイ」と云ふ應援旗をおしたてあたるべからざる意氣を見せる。戦は相當白熱戦を演ずるであらうと期待されたが遂に新進の横濱に大敗し實力

の相違を遺憾なく示してしまつたのは残念であつた。

豊多摩	0	0	0	0	0	0	0	1	1
横濱	0	1	4	1	1	3	2	2	12
12—1									

次にいよ／＼抽籤の結果、横濱は決勝戦に残り市ヶ谷對府中の準決勝が行はれることになつた。時正に一時三十分！府中先攻、府中は小川應援團長を中心に「ガン、バレ、ガン、バレ」の激勵に對し選手一同も必死の攻撃を續けたが熱と意氣に燃え試合馴れと試合度胸のついた市ヶ谷にはさすがの府中軍も抗し得なかつた、次の如きスコアで大敗。府中 0 0 1 1 0 0 0 0 2 市ヶ谷 0 4 0 3 5 0 0 12—2 いよ／＼横濱對市ヶ谷の決勝戦！ 試合開始午後三時四十分

分！市ヶ谷の藤井(藥劑師)應援團長は選手一同にどうしても勝つてくれとの激勵一番、選手の面上にも必死の意氣がみえる。やがて兩軍のメンバーは左の通り發表された。

市ヶ谷軍 木矢田本川岩部林頭
 鈴木大角岡吉白阿若鬼

横濱軍 井村丸谷中十溝村井
 永島仲藤田五横谷吉

市ヶ谷は最初に二點獲得したに對し横濱は二回戦に三點四回に一點をとり、横濱二點リード、これに對し市ヶ谷は「二點ぐらゐなんだ」「ガンバレ／＼」と必死の息詰る攻撃を

續ける。俄然市ヶ谷は勢を盛返して八回に二點を獲得同點試合は最高潮に達し市ヶ谷は喜びの餘りワツシヨイ／＼と騒ぎ出す有様である、横濱はひつそりとして茫然たる態であつた。横濱勝つか？市ヶ谷勝つか？文字通り息詰る接戦が展開された。双方の選手は勿論應援團も緊張と興奮のクライマックスにある。刑務所野球戦に未だみざる白熱戦に、月は西山に淡く、たそがれの雲は錦江ヶ丘の森を低く包圍してゐる。

横濱最後の攻撃に、官舎の子供は石油の空罐をたゞいておやぢの應援に夢中である。最初の二人三振！だが藤谷仲丸島村よく頑張つて二點を入

れ横濱二點のリード、應援團も總立ちになり、感激、興奮の嵐である。東所長も沈黙の裏にも喜びを浮べ立ちあがるこれに對し二點をリードされた市ヶ谷、二點ぐらゐなんだ、頑張れと猛然最後の攻撃に移つたが遂に效奏せず六對四で市ヶ谷惜敗、横濱に凱歌は擧つた。

市ヶ谷	2	0	0	0	0	0	0	2	0	4
横濱	0	3	0	1	0	0	0	0	2	6
6—4										

茲に在京刑務所野球聯盟の第一回野球大會は盛大裡に而も終始息詰る接戦を續け、見事な試合振りを以て終りを告げ刑務協會長閣下よりの大カップは優勝刑務所横濱に授與されたのであつた。

朝鮮刑務所長會議開催

朝鮮總督府に於ては十月二十六日より三日間に互つて總督府刑務所長會議を開催する豫定であるが、日程は左の通りである。第一日(廿六日)午前 總督訓示及概要報告、午後 法務局長注意、諮問事項答申、第二日(廿七日)午前 諮問事項答申及提出意見陳述午後 提出意見陳述及協議、第三日(廿八日)協議。

なほ吉田豊多摩刑務所長は廿三日より十一月三日まで出張、會議參列の上、太田、京城、西大門、平壤その他の刑務所を視察さるゝ豫定である。



切抜帖より

刑務督察官設置案

全國五十二の刑務所と百七の支所に收容されてゐる監獄住民は昭和三年度の三萬人臺から次第に増加して今年九月末現在では五七、八五八人を數へ、監房も既に狹隘となり、職員も負擔も著るしく過重化してゐる有様である。行刑當局では以上の状態に對應する行刑制度擴充の第一歩として、勅任一名、奏任二名の刑務督察官を置き、全國各刑務所の巡閱に當らしめ、行刑施設の改善と刑務職員の指導に邁進することに決定した。なほ同制度は豫算通過次第、明年度から實施される方針である。

市谷刑務所に 保護相談所開設

市谷刑務所では同所に拘禁中の刑事被告人の身上及び家族の生活状態につき調査した結果、その中の九割餘は貧困者で、残された家族達は一家の支柱を失つて其の日の糊口にもことかく有様であることが判明した。これら貧困な被告中には家族の生活問題を焦慮して殆んど半狂亂の状態となる者も決して少くはない。かくては教育行刑の立場からみても改善の第一チャンスを失ふこととなり、他方罪なき家族を路頭に飢ゑしむることは社會的にも由々しい問題なので、市谷刑務所では十月一日の司法保護デーを期して、同所教務課内に新たに保護相談所を開設、看守長以下の係員を常置して温かい救護の手を擴げることとなつた。

同相談所では犯罪内容に關聯を持たぬ事項——家族との連絡、辯護士の斡旋等について相談を受け、一方都下各市民館、警察署の人事相談係、方面事務所、保護團體、慈善團體、職業紹介所、施療病院、養育院その他諸般の社會施設と緊密な連絡をとり、罪なき家族のために適宜身の振り方を斡旋する筈である。なほ行刑當局では市谷刑務所の成績によつては、同相談所を全國的に實施する意嚮を有してゐる。

談合金取締りを成文化

今回檢學を見た鐵道省關係の大疑獄事件の摘發によつて、從來まで工事請負業者の慣習同様になつてゐる談合金（請負業者が工事入札に際し同業者に工事請負額の幾何かを配當して工事の不正入札を爲すを云ふ）が官吏に對する贈賄の重大な遠因になつてゐること

が判明した。この談合に對しては警察犯處罰令の拘留科料の處分があるだけで刑法上の處罰規定がないので、司法省、檢事局、警視廳等でも法の不備を痛感してゐたが、愈々司法省は談合に對する刑法上の規定を制定して徹底的な取締りを行ふ意向で其の準備を進めてゐる。談合金は工事請負額の五分乃至二割で平均一割弱の談合金が支拂はれてゐるが、それ丈け實際の工事費が減じ従つて工事が粗漏になることにならるわけである、既に朝鮮ではこれを詐欺罪として處罰してゐるが、警視廳では司法省の命令によつて鐵道疑獄事件で留置中の請負業者について續々談合金の追及を行ふこととなつた。

大審院刑事第五部新設

現在大審院各部繫屬中の總選舉關係の事件は約千八百件に上り、府縣會選舉關係事件を加へれば三千件以上に達

する繁忙さで、從來の如き刑事四部制では到底迅速に裁判を進めることが不可能な状態に立ち至つた。従つて違反で失格する代議士に代つて當選し得る次點者も浮び上れぬばかりか、審理日數が永引くために、一般違反者の爲にも種々氣の毒な事情が発生するので、現在の刑事部に更に一部を新設し、刑事第五部として専ら選舉違反事件の上告裁判を處理させる事に決定した。なほ裁判長には當分池田院長自ら當り、その他四名の陪席判事と、代理判事として控訴院判事一名がこれに補せられることとなつた。

浮浪者の性能検査と 勞働訓練所

東京市の市設宿泊所に收容されてゐる浮浪者は現在約二千人であるが、彼等の中には特殊な技能をもちながら勞働を嫌忌するために職を與へても永續

きせず、三日坊主を繰返へしてゐるものが非常に多い。右の有様では何時になつても浮浪者の絶滅は愚か減少も期し得られないので、市の社會局では帝大脳研究所の三宅鐵一博士、實驗心理學の鈴木舜一學士その他の關係學者に委嘱して浮浪者の性能検査を實施する案を立て、先づ五百人について其の經歷、體格、性能を科學的にテストし本人に最適の職を發見する他、どういふ者が浮浪者に墮ちるかを科學的に考查し、將來に資することとなつた。右は社會學、心理學、刑事學等に種々實際的な貢獻を齎すものと信じられてゐる。

尙四年後の皇紀二千六百年の祝典に具へて犯罪の減少、社會不安の除去のため、帝都近郊に約一萬坪の勞働訓練所を設けて浮浪者を收容、勞働の實地指導と勞働と規律の習慣を養成する意嚮である。わが刑法改正草案に於ても保安處分として「浮浪又は勞働嫌忌に

因り常習として罪を犯したるもの一に對し勞作處分を科してゐるが、市の勞働訓練所は右の意味に於ても刑政上幾多の實際的な資料と示唆を提供するものと思はれる。

邪教跋扈の社會的原因

さきに邪教大本教や既成宗教内部の贈收賄事件に鐵槌を下した内務省警保局では、更にひとのみち教祖の告訴事件その他宗教の假面にかくれた怪事實の頻發に鑑み、今後全國警察部を督勵して既成、新興の全教團を通じて全面的監視を勵行し、いづれの教團を問はず不正事實に對しては峻嚴なる摘發を試みて宗教界の革新を期することゝなつた。一方文部省では宗教對策の確立に志し取敢へずパンフレットその他の方法で大衆の宗教啓蒙運動に積極的に乗り出す方針である。

現在既成宗教すなはち公認宗教は神道十三派、佛教五十六派、キリスト教三

十餘派があるが、これに對し近時全國各地に簇生した新興宗教は本部を有するものだけでも八百餘に達してゐる。なほ新興宗教の七、八割は神道系であるといはれてゐるが、多くの既成宗教が存在するに拘らず近來類似宗教が跋扈する根本原因は

- 一、既成宗教の無氣力
- 一、大衆の生活不安、思想の昏迷
- 一、醫療制度の不徹底
- 一、宗教復興、精神作興の聲を利用せる事

等であると發表された。なほ新興宗教のもつ恐るべき傳布力は、既成宗教が過去、現在、未來に互る神佛の御利益を説いてゐるに對し、前者は現代大衆の心理的な弱點に乗じて「現世利益」の一看板を押立てゝゐるからであるとみられてゐる。

血液型の變化實驗

血液型の問題は法醫學上にも犯人認定上重要な資料を提供してゐるが、血

液型は絶對的のものであつて、果して二次的に種々の變化を被らぬものか否かにつき京都帝大法醫學教室で興味ある實驗を行つた。

すなはち食用植物の汁液を血液に混じた場合如何なる變化が齎らされるかといふ實驗で、血液型にはA型、B型、O型及びAB型があるが、これに橙、油木酢、醋橘、蜜柑、夏蜜柑、梅、レモンなどの汁液を加へると、A、B、O型の各血球はともに、僅かに凝集して恰もAB型の如き外觀を呈する。しかもこれを尙も放置すれば各血球は破壊されて遂に判定不可能となる。またトマト、馬鈴薯、栗の三種の汁液では四型ともに稍や強く凝集し、恰もO型のやうに見えるのである。以上の變化はこれ等の汁液中に含まれた枸橼酸、リンゴ酸、没食子酸、酒石酸、蟻酸、醋酸、硼酸等の作用によるものと考へられてゐる。



海外異聞録

◇犯罪捜査の新法——眼像で個性鑑別

指紋は個人の鑑別には最も有效なものであるが、犯人が故意に指頭を焼いたり、外科醫が皮膚移植に成功することも可能であるから、絶對的のものとは云へない。そこで米國ではカールトン・シモンとイシドオル・ゴルドシユン・シモン博士が、眼の網膜の上を走る血管によつて造られる模様の種類が指紋以上に鑑別に役立つことを證明した。この新法は指紋法より分類の知識が少なくてすみ、たゞ四つの重要な靜脈とその分枝を取扱ふだけで、しかも方法は簡單である。まづ分度器を用ひ、

特殊なツァイス・カメラで撮られた網膜寫眞を分類すればいい。網膜の地圖は靜脈が動脈よりもはつきりしてゐるから、それをとればいい。而も右眼だけで足りる。そこには四つの秘密を暴く靜脈がある。即ち網膜の上半には上顳靜脈と上鼻靜脈とがあり、一方は左に他方は右に分枝してゐる。下半には下顳靜脈と下鼻靜脈とがあり、一方は左に他方は右に走る。然して數億人の眼に同じ模様の網膜を持つ者は決して二人とないといふのである。シモン博士はかう云つてゐる。「この新法は指紋法よりも、分類の知識が少なくてすみ、指紋法だと色々な型に分類しなければならぬが、この方法ではたゞ四つの重要な靜脈とその分枝を取扱ふだけだ。數時間で網膜の印畫も出来るし、分類も簡單である。しかし、これは指紋法の代用としてのみ考案されたものではない、探偵の手掛りは先づ指紋である。網膜像はその補助として役立つものである。」

◇妻と同棲より監獄がまし

細君の許にかへるよりは刑務所に這

入つた方がいと、敢然監獄入りを志望し世人の眼を見張らせ、何萬人のソクラテスをして同情せしめた男がある。サルザーといふニュージャーシーの警官、家庭不和で家出したところ、早速妻子遺棄罪で訴へられ、裁判の結果家へ歸るか、一年の刑務所入りかといふ事になつた。その時彼は嘆息しつづ曰く「判事どの、小官は到底家内とは同居出来ませぬ」と。かくて彼は一ヶ年の禁錮を申渡されたのである。

◇曆をめぐる衝突

北ルーマニアのモルダヴィアで、曆のことから軍隊と農民が衝突し五人が殺され、十八人が重傷を負つた。事の起りはギリケリー聖人と呼ばれる男が現在同國で使つてゐる太陽曆は不正で、我々は昔のジュリアン曆を使はねばならぬと農民達に説いて廻り多數の信者を作つた。當局ではギリケリーを刑務所にぶち込んだところ信者が承知せず、聖人を釋放せよと刑務所を襲ひ、看守六名に重傷を負はせたので、軍隊が派遣され雙方の間に大激戦が起つたが、結局二百名の農民信者が逮捕

訓令通牒

◇假釋放ノ期日指定ニ關スル件

(司法省 行刑局 行甲第一、一八五號) 昭和十一年九月二十二日

期日ヲ指定スル假釋放ノ上申ハ國民ノ紀念スヘキ佳辰慶祝日等ニ限ラス爾今父母妻子ノ命日本人ノ誕生日其他假釋放ノ効果ヲ一層大ナラシムルモノト思料セラルル特定日ヲ指定相成差支無之少クトモ指定スヘキ期日十五日前本省へ到着ノ見込ヲ以テ書類發送相成度候

追テ期日ヲ指定スルト否ト問ハス假釋放上申書ニハ本人ノ生年月日父母妻子ノ死亡年月日ヲ明記相成度

◇作業時間延長ノ場合ニ於ケル榮養物給與ニ關スル件

(司法省 行刑局 行甲第一、二四七號) 昭和十一年十月五日

作業時間ヲ延長シタル場合緊急軍需作業就業者ニ對シテハ相當ノ榮養物ヲ給與スルコトヲ得ルモ普通作業就業者ニハ給與ノ途ナク處遇上彼此權衡ヲ失スルモノト認メラレ候ニ付テハ爾今普通作業ト雖監獄法施行規則第五十八條第二項ニ依リ一般作業時

間ヲ延長シ就業セシメタル場合榮養物給與ノ必要アルトキハ左記ニ依リ御處理相成度候

記

- 一 作業延長時間並榮養物ノ種類、分量等ハ昭和八年二月行甲第二四三號ノ二通牒「緊急作業ニ就ク受刑者ニ對シ給與スル榮養物ニ關スル件」ニ準據ノコト
- 二 食料表ノ整理ハ在監人食料表汎例(明治三十七年三月司法省監甲第一四五號訓令)第四號ニ準シ夜食各欄ニ緊急軍需作業就業者給與ノ分ト合算計上ノコト
- 三 榮養物中副食物代ハ指定外トシ配賦豫算内ニテ支辨ノコト、若シ配賦豫算内ニテ支辨シ難キトキハ給與人員、金額其ノ他算出ノ基礎ヲ詳記シ増額方稟請ノコト

◇釋放者再入調査簿記載事項ニ關スル件

(司法省 行刑局 行甲第一、二六二號) 昭和十一年十月九日

爾今標記調査簿記載事項トシテ「前刑ノ行刑成績」欄内ニ釋放時ノ累進處遇所屬階級ヲ附記スル様致度此段及通牒候也

叙任辭令

司法省 行刑局

九月十四日

府中 看守長 佐藤宗助(廣島) 看守長 筒井正盛(高知)

尾道支長 看守長 小泉 強(帶廣)

帶廣支長四級 看守長 中濱亥三郎(秋田)

秋田 看守長 主税 鐵雄(岩國少)

看守長(岩國少) 看守 三代 尙一(神戸)

典獄補(旭川支長)七等 技師 福山福太郎(豐多摩)

典獄補(兼名寄支長)六級 技師 双木文四郎(兼名寄)

浦和支長 典獄補 土橋惣太郎(尾道)

作業技師(豐多摩)十一級 看守長 馬場治作

九月十七日

從七位 看守長 渡邊 直 同 教誨師 二場 寶俊

正八位 看守長 戸谷 清助

九月二十四日

官房保護課兼務 司法屬 前田幸之助(行刑局)

刑務作業事務囑託 作業技師 土橋惣太郎(豐多摩)

同 同 守田 千松(小菅)

同囑託ヲ解ク 同 中谷 源一(廣島)

十月一日

從七位 看守長 三並 丹治 正八位 作業技師 土橋惣太郎

同 看守長 淺野 俊信(奈良)

同 看守長 河西 武夫(行刑局)

十月五日

司法技手(局)九級 看守長 淺野 俊信(奈良)

看守長(小田原少)七級 司法技手 河西 武夫(行刑局)

同 (奈良)十級 看守 大矢 衛(市谷)

勳八等 看守長 泉 久造

十月十三日

浦和支 同 森山新之助(府中)

看守長 看守 山内 永七(豐多摩)

豐多摩 看守長 岩 松 茂(小菅)

小菅 同 中村與四郎(豐多摩)

朝鮮總督府法務局

九月八日

勳六等瑞寶章

典獄補 山口 千吉(元京城)

九月十五日

勳七等瑞寶章

從六位

保健技師 田中 支英(咸興)

從七位

看守長 田淵 房吉(西大門)

保健技師十級

保健技師 權 寧 燦(安東)

正七位

保健技師 權 寧 燦(安東)

願免(特賞略)

保健技師 權 寧 燦(安東)

休職

看守長 東 鄉 宜秀(京城)

看守長十級(金泉少)

看守長 津 田 次雄(京城)

京城

看守長 大 江 小市(金泉)

高等官六等

典 獄 內 山 隆 治(仁川)

各

典獄補 小 泉 知 朔(木浦)

通

保健技師 大 沼 質(開城)

從七位

保健技師 大 沼 質(開城)

十月五日

看守長 佐藤 榮次郎(京城)

典獄補 北島 寅之助(西大門)

元典獄補 中島 宗平(平壤)

滿洲國司法部

九月一日

辭官照准

看守長 原 野 安 市

陸敘委任三等

渡 邊 茂

同

船 重 利

同

仲 川 修 二

同

中 山 長 松

同

加 納 多々雄

同

黑 田 巖

同四等

山 下 義 雄

同

典 獄 佐 藤 惠

同

山 田 榮 次郎

同

濱 田 泰 次郎

同

岡 村 保 容

同

社 河 內 忠 治

同

西 井 庄 三郎

同

大 久 保 勝 藏

同

木 村 樹

同

富 永 勝 兵 衛

同

小 島 貞

同

辻 信 義

同

大 島 恭 作

同

山 崎 三 郎

同

宮 崎 一 彰

同

深 町 清 助

同

庄 子 武 雄

同

渡 邊 晴 種

同

田 村 久 信

同

藤 原 春 雄

同

平 山 七 郎

同

濱 口 敏 郎

同

山 下 義 雄

同

木 村 慶 喜

同

典 獄 佐 野 村 信 市

同

看守長 野 田 義 男

同

(但し日人のみ)

九十二圓

八十七圓

同

同

同

同

八十二圓

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

七十二圓

同

◇◇◇ 行刑統計 ◇◇◇

昭和十一年九月中入出監並月末在監人員 (△ハ減)

		Prison Population during the Month of September 1936		増減	
		前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
受刑者	越員	51,776	50,496	394	1,674
被疑者	入監	198	401	19	292
刑事被告人	出監	5,110	5,947	△ 294	△ 1,131
勞役場留置者	現員	604	615	80	9
乳兒	前月末日現在	7	13	2	4
總計	男	56,718	56,528	168	358
	女	977	944	5	28
	計	57,695	57,472	163	386
備考	受刑者現員中ニ朝鮮人	2,578人ヲ含ム			

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區分スルハ左ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	58	—	6	—	64
滿洲國	—	—	1	—	1
西貢	2	—	—	—	2
總計	60	—	7	—	67
不詳	—	—	—	—	—
總計	60	—	7	—	67

法學協會雜誌

第五十四卷 第十一號
昭和十一年十一月一日發行
定料價 二十五錢

東京帝大 法學協會發行

- 論說
 - 國際私法上の連結點としての住所の概念決定……………東京帝國大學教授 江川英一
 - 科學的自由探究と進化的解釋……………東京帝國大學教授 野川英一
 - 羅馬法か東方法か……………九州帝國大學助教授 藤野智
 - 祭田又は祭祀公業……………法學士 戴炎輝
 - 美濃部達吉著、公法と私法(小野清一郎)……………メツゲル著、ドイツ刑法綱要(小野清一郎)……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治
 - 民事訴訟法判例研究(一七一)……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治
 - 民事法判例研究錄(昭和一一年度・六)……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治
 - 戒能通孝 我妻榮 兼子 小町谷操三……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治
 - 有泉 亨 菊井維大 鈴木竹雄……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治
- 資料
 - 法理研究會記事「犯罪手口法について」……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治

法學論叢

昭和十一年十一月十一日發行
第三十五卷第五號
定料價 一錢五厘
發行所 東京有斐閣

- 論說・資料
 - 近世初頭上方に於ける刑罰の態様と執行に就て……………小早川欣吾
 - 政黨とファッシズム獨裁……………長濱政壽
 - 商法改正法案を評す(十)……………烏賀陽然良
 - 批評と紹介……………齋藤常三郎
 - 葡萄牙の改正破産法……………大橋光雄
 - 烏賀陽博士「商法研究」……………大橋光雄
- 〔民事法〕
 - 異議を留めざる債權讓渡の承諾と抵當權……………石田文次郎
 - 連帶債務者の辨濟と代位……………田島順
 - 海難に遭遇せる船舶……………大橋光雄
 - 死者を被告と表示せる訴訟……………中田淳一
- 雜報
 - 法理研究會記事……………中田淳一

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十六卷 第十一號 昭和十一年十一月

居所の觀念を論ず……………教授 岩田新
 業務約款序説……………米谷隆成
 制度的保障の理論……………鶴飼信次郎
 本邦上古刑事訴訟法考……………講師 佐々波與佐次郎
 養子法の近代的性格……………講師 青山道夫
 フォン・シュウエリン「ゲルマン法の發展」……………講師 武藤智雄

刑事判例研究……………講師 草野豹一郎
 業務妨害罪と危険罪……………講師 吉田常次郎
 脅迫に因る不法監禁罪……………民事判例研究会
 買戻と買戻期間後の相續登記(和田于一)……………寺院的爲す株式
 申込と檀家總代の連署附寺院の起債と檀家總代(岩田新)……………民
 抵當權實行の妨害に因る競賣前の損害賠償(黒川眞前)……………民
 事訴訟法第三百八十一條の適用(森田豊次郎)……………代位辨濟と
 抵當權移轉登記附第三取得者の登記の代位登記(岩田新)……………
 和議法第九條に依る破産宣告(前野順)……………
 海外法律事情……………餘生期待の短縮に對する損害賠償(右田政夫)……………チエツコの
 改正辯護士法に就いて(R・R・R)……………
 近着外國雜誌法律論題要目……………

法曹會雜誌

第十四卷 第十一號 昭和十一年十一月一日發行 定價 金五十錢

司法省構内法曹會 振替口座東京一五六七〇番

○假處分の競合(一)……………函館地方裁判所 中川 毅
 ○思想犯罪と日本精神(一)……………東京區裁判所 宮本 彦仙
 ○告訴と國家訴追主義……………福岡區裁判所 出射 義夫
 ○略式手續の諸問題……………神戶區裁判所 石山 豊太郎
 ○入籍者の家督相續權(一)……………神戶地方裁判所 小石 壽夫
 ○名判官物語(十九)○徳川將軍の直裁(その九)……………小川 金治郎
 ○裁判所構成法改正沿革……………
 ○法曹會決議○司法省訓令通牒回答○判例要旨○戶籍事務協議會決議○新法令○雜報

警察研究

昭和十一年十一月五日發行 第七卷 第十一號 冊一 四十錢 年一 四圓五十錢

發行所 良書普及會 振替東京六四四九番

思想犯人教化の經驗批判……………大審院檢事 池田 克
 交通警察上に於ける警察力運用論(上)……………警視廳交通課長 吉野 善保
 醫師の責任(三)……………社會局書記官 中野 耕一郎
 盛場統制論(下)……………警視廳保安課長 國鹽 耕一郎
 議院法逐條示解(十)……………警視廳工務課長 有松 正昇
 勞働行政より見たる國民生活安定策(上)……………警視廳工務所教授 鈴木 宗一
 警察官と捕縛術……………警察講習所教授 清木 武澄
 日本式M・O法(犯罪手法)に就て……………内務博士 吉川 澄一郎
 交通事故の心理學的檢討……………文學博士 淡路 圓治郎

資料 新法令の研究——訓令通牒——警察關係判例——質疑應答……………擔當者(內務屬) 松尾 英一 敏男

正義

昭和十一年十一月號 定價 金五十錢

東京市麴町區西日比谷町一番地 帝國辯護士會發行 電話銀座四三八〇・二二五五番 振替口座東京七二三九〇番

○決議及報告……………名譽會員 原嘉道
 帝國辯護士會の人事調停法制定反對決議……………山崎 佐
 法律審議會に提出せる第一東京辯護士會の破産法……………吉岡秀四郎
 及和議法改正意見綱領……………
 名古屋辯護士會館新築落成式出席報告……………理事 田多井四郎治
 ○論……………事 田多井四郎治
 溫泉法法源としての現行府縣溫泉取締規則に就て……………山下 東太郎
 思想善導の根本策(續稿)……………田多井四郎治
 英國會社法上に於ける會社の權限(二)……………橋本 武人

我が辯護士制度の進展と帝國辯護士會の設立(六)(講演)……………名譽會員 原嘉道
 法曹瑣談(七十)(資料)……………山崎 佐
 民事判例批評(其四)(判例批評)……………吉岡秀四郎
 ○外國判例紹介……………
 私生子親子關係、父の探究、顯著なる妾關係……………近藤 綸二
 ○判例要旨……………
 民事四十八件——刑事二十六件——行政六件……………
 ○文苑——○雜報——○會報……………

東京帝國大學 教授法學博士 小野清一郎編

〔内容見本進呈〕

刑事判例

菊判總布裝全一册
總紙數一一六六頁
定價四圓八十錢
送料内地三十錢

東京 神田 有斐閣
神保町 近藤 倫二
振替東京七三九〇番

新刊

學徒・法曹家の好伴侶!!

現行法を知る上に於て判例が如何に

重要なものであるかは更めて言ふまでもない。判例を度外視して現行法を論ずることは今や全く不可能である。しかも散漫なる判例の涉獵は勞多くして効少い。

本書は我國刑事法學の權威小野博士が我が全刑事判例を其の學的體系に従つて編纂されたものであつて、内容は飽くまでも學問的であると同時に又實際に役立つやう苟くも遺漏なきを期し、且つ利用上の便宜を考慮したものである。實に本書こそ一巻よく群賢を壓倒するに足る斯法判例集の最高標準型である。司法、檢察、警察、辯護士等の實務家は勿論、法律學徒、學生、受験生諸賢が本書を座右に備へらるゝ時は、必ずや研學上多大の便益を得らるゝことと信ずる。

本書の特色

- ① 収録判例の極めて豊富なること——古きは明治二十五年より最近に至る迄の大審院判例の外、下級審、軍法會議及外地法院判例の重要なものを含み、事項的には刑法、刑事訴訟法の外、選舉法、税法其他の行政的刑罰法規、陪審法、少年法、刑事補償等の特別法に及んでゐる。
- ② 整然たる學問的體系によつて分類排列されたること——錯綜たる無數の刑事判例を疏る所なく涉獵し、其重要なものを遺漏なく選擇し之を精彩ある理論體系の下に編成されてゐる。正に判例刑事法教科書であり、博士の別著「刑法學義」及「刑事訴訟法講義」と併讀されるならば現行刑法及刑事訴訟法の實狀は歴然たるであらう。
- ③ 判例の事實關係及上告論旨を掲げたること——判例研究の資料としては判決要旨や判決理由だけでは充分でない。本書は必要に応じて事實關係及上告論旨を掲げ、判例の具體的題目を明かにしてゐる。
- ④ 精密なる總目次及索引を附したること——判例を事項的に檢索するには卷頭の精密なる總目次を、年月日によつて檢索するには卷末の編索引を利用すれば、容易に求める判例が見出される。
- ⑤ 携帶至便、價格亦至廉なること——八ポイント二段組の密植、裝幀は最上の布裝、特に製本の堅牢に意を用ひた。正に浩博なる判例集の縮刷版である。しかも至廉の價格を以て提供し廣く江湖の愛用に適してゐる。

警察研究

昭和十一年十一月五日發行
第七卷 第十一號
冊一 四十錢 年一 四圓五十錢

發行所 良書普及會
振替東京六四四九番

- 思想犯人教化の經驗批判……………大審院檢事 池田
- 交通警察上に於ける警察力運用論(上)……………警視廳交通課長 吉田
- 醫師の責任(三)……………社會局書記官 中野
- 盛場統制論(下)……………警視廳保安課長 國鹽
- 議院法逐條示解(十)……………警視廳工務課長 有國
- 勞働行政より見たる國民生活安定策(上)……………警視廳工務課長 鈴木
- 警察官と捕縛術……………警察講習所教授 清木
- 日本式M・O法(犯罪手口法)に就て……………警視講習所教授 吉川
- 交通事故の心理學的檢討……………文學博士 淡路

資料 新法令の研究——訓令通牒——警察關係判例——質疑應答……………擔當者(内務屬) 松尾 英一 敏男

正義

決議及報告

- 帝國辯護士會の人事調停法制定反對決議……………名譽會員 原嘉道
- 法律審議會に提出せる第一東京辯護士會の破産法……………山崎 佐
- 及和議法改正意見綱領……………吉岡 秀四郎
- 名古屋辯護士會館新築落成式出席報告……………理事 田多井四郎治

論說

- 溫泉水法源としての現行府縣鐵泉取締規則に就て……………山下 東太郎
- 思想善導の根本策(續稿)……………田多井四郎治
- 英國會社法上に於ける會社の權限(二)……………橋本 武人

昭和十一年十一月號
定價 金五十錢

東京市麴町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
電話銀座座四三八〇・二二五五番
振替口座東京七三三九〇番

- 我が辯護士制度の進展と帝國辯護士會の設立(六)(講演)……………名譽會員 原嘉道
- 法曹瑣談(七十)(資料)……………山崎 佐
- 民事判例批評(其四)(判例批評)……………吉岡 秀四郎
- 外國判例紹介……………近藤 倫二
- 私生子親子關係、父の探究、顯著なる妾關係……………近藤 倫二
- 判例要旨……………近藤 倫二
- 民事四十八件——刑事二十六件——行政六件……………近藤 倫二
- 文苑——○雜報——○會報……………近藤 倫二

東京帝國大學 教授法學博士 小野清一郎編

刑事判例

〔内容見本進呈〕

菊判總布裝全一冊
總紙數一一六六頁
定價四圓八十錢
送料内地三十錢

東京 神田 神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

新刊

學徒・法曹家の好伴侶!!

現行法を知る上に於て判例が如何に重要なものであるかは更めて言ふまでもない。判例を度外視して現行法を論ずることは今や全く不可能である。しかも散漫なる判例の涉獵は勞多くして効少い。本書は我國刑事法學の權威小野博士が我が全刑事判例を其の學的體系に従つて編纂されたものであつて、内容は飽くまでも學問的であると同時に又實際に役立つやう苟くも遺漏なきを期し、且つ利用上の便宜を考慮したものである。實に本書こそ一巻よく群書を壓倒するに足る斯法判例集の最高標準型である。司法、檢察、警察、辯護士等の實務家は勿論、法律學徒、學生、受験生諸賢が本書を座右に備へらるゝ時は、必ずや研學上多大の便益を得らるゝことと信ずる。

於て判例が如何に

本書の特色

- ① 収録判例の極めて豊富なること——古きは明治二十五年より最近に至る迄の大審院判例の外、下級審、軍法會議及外地法院判例の重要なものを含み、事項的には刑法、刑事訴訟法の外、選擧法、税法其他の行政的刑罰法規、陪審法、少年法、刑事補償等の特別法に及んでゐる。
- ② 整然たる學問的體系によつて分類排列されたること——
- ③ 判例の事實關係及上告論旨を掲げたること——判例研究の資料としては判決要旨や判決理由だけでは充分でない。本書は必要に応じて事實關係及上告論旨を掲げ、判例の具體的題目を明かにしてゐる。
- ④ 精密なる總目次及索引を附したること——判例を事項的に檢索するには巻頭の精密なる總目次を、年月日によつて檢索するには巻末の編索引を利用すれば、容易に求める判例が見出される。
- ⑤ 携帶至便、價格亦至廉なること——八ポイント二段組の密植、裝幀は最上の布裝、特に製本の堅牢に意を用ひた。正に携帯なる判例集の編刷版である。しかも至廉の價格を以て提供し廣く江湖の愛用に適してゐる。

編輯餘録

□ 先日編輯子は長野市に開かれた保護研究會の席上に於てイタリヤのギゾルメント黨員であつたベリコの獄中記を紹介した。ベリコの獄中記は世界的に著名で刑政家は之を以て確信犯人處遇に對する一資料と爲したと述べたことであつたが、竟にその邦譯が發賣されたやうである。

□ 我が國にも獄中記があるにはある。しかし、その多くが一時的の人氣を博することを意圖したものが、乃至は餘憤を紙上にたくするドグマチツクのものにかに過ぎないが、よしさうであつたとしても編輯子には獄中記ほど尙い刑政資料はないと思ふ。刑政研究家各位の意見を伺ひ度い。

□ 抑も、物事には總て楯の両面がある。さるによつて、一面にこだれば他を遁す弊が起り易いものではあるが

今日の我刑政運行上にその弊なきや。獄中の名士にきたんなき所見を物せしめ將來の行刑に資せしめることが反つて机上の論議に勝ることの多きを編輯子は今にして特に感ずる。

□ よき行刑はよき指導精神とよき經驗とよき檢討との上のみ爲し得られる。

□ 小川經濟學士が經濟學の基點に立つて刑務作業の研究を進められることになつた。我が刑務作業が日本全國の企業に對して如何なる地歩を占めて居るか。全官業にどの程度のパーセンテージを占めて居るか。それらによつて小川君は行刑の本質を洞察しようとして居るのである。

□ いろいろの行刑論がし盡された後を受けて此の種の實證論を得たことを編輯子は特に喜ぶ。

昭和十一年十月廿二日夜

あき羅

定價	表價	廣告料	注文規定
一冊(稅共) 金二十五錢	六冊(稅共) 金一圓五十錢	一頁 金三十圓	※御注文は總て前金のこと ※御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局 ※御取扱に拂込のこと、但しなるべく振 替を利用せられたし、口座は東京二五 〇五九番刑務協會とする ※御注文の際には必ず送附先明記のこと、 從つて轉居の際は新舊住所を御届け下 されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十一年十月二十八日印刷納本
昭和十一年十一月一日發行

編輯 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町二八四番地

印刷 東京市葛飾區小菅町二八四番地
東京市葛飾區小菅町二八四番地

發行所 東京市麴町區西日比谷町一番地
電話銀座 二三四四・三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

49^e Année N^o 11

Novembre 1936

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

E. Makino, professeur à l'Université impériale de Tokio. —

Les anormaux et la Loi belge de défense sociale.

T. Ogawa, directeur-adjoint de la Prison de Fuchu. — Étude
sur le travail pénitenciaire.

K. Hosokawa, chargé de cours à l'Université Hôsei. — De
la théorie de la peine dans la période de Tokugawa.

Y. Shigetomi, procureur près le Tribunal cantonal de Tokio.
— Études sur le régime de la surveillance protectrice.

Mouvement des idées à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice